

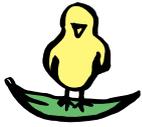
ホームレス「自立支援法」
中間年見直しをきっかけに

もう一つの 全国ホームレス調査

2006-2007年



施策にこだわらない、型にはまらない
官に頼らずにやれることをやっている



ごあいさつ

06年2月26日、大阪でのシンポジウムを皮切りに、虹の連合ホームレス問題全国調査の取り組みはスタートしました。

十年の期限立法であるホームレス自立支援法の「中間見直し」を視野に入れた「ホームレスの実態に関する全国調査」を政府・厚生労働省が実施するのに対し、現場の野宿生活者に寄り添い、真の自立支援に必死の思いで取り組み、共生・包摂の社会づくり・まちづくりをめざして活動している全国の人々・団体とともに、「市民の側からの」「もう一つの」ホームレス調査に取り組むことを提案し、参加を呼びかけました。



一年以上に渡って進められてきました取り組みでは、大阪就労福祉居住問題調査研究会（代表：水内俊雄大阪市立大学教授）に調査を委託し、全国各地のホームレス支援団体・組織や多くの関係者のご協力をいただきながら、北海道から沖縄まで、25都道府県、42都市、60を超える団体の訪問、野宿を脱した方660人、野宿生活を送っている方122人への聞き取り、大阪、東京、北九州でのシンポジウムの開催などをすることができました。

ご協力いただきましたすべての関係者の皆さんに心より感謝もうしあげます。

虹の連合調査は、ホームレスを幅広く捉えること、対話を大切にすることを念頭におきながら、野宿を脱した方、野宿生活を送っている方、そして、支援団体の三つの聞き取り調査を柱に進めてきました。

野宿を脱した方への聞き取りは、厚労省による政府調査ではほとんど対象とされておらず、私たちは、野宿を脱し、地域生活、自立生活を継続させるものは何かを探りました。野宿生活者の聞き取りでは、多様な野宿現場の状況を明らかにするため、特徴的な野宿状況にある人々の声を聞かせていただきました。

私たちの調査は、すでに結果が公表されている政府調査との比較検討もできました。そして、政府調査では捉えきれない現実や実態を捉えることができ、野宿を脱する経路や中間施設の多様化、野宿を脱した人々の地域生活・自立生活の状況など、全国レベルで初めての実態把握が得られたと考えています。

虹の連合調査に参画いただいた支援団体や関係者の皆さんをはじめ、様々な方々と調査結果・分析を共有し、議論を深め、政策提言など、国や地方自治体への働きかけの基礎資料にしていきたい、していただきたいと考えています。また、この調査で育まれた支援団体、関係者のネットワークも今後活かしていきたいと考えています。

今後とも、皆様のご協力をお願いいたします。

2007年6月

虹の連合 特別代表 参議院議員 松岡 徹

*****虹の連合 全国ホームレス調査の主旨*****

- ◆もっと広いホームレス概念をベースに、全国調査をする必要を感じました
- ◆支援法にもとづく就労自立をベースにした自立支援施設の現状を伝えるのは急務と考えました
- ◆そうした支援をうけた人々の生活状況や声を聞くことも大変重要と考えました
- ◆野宿現場からの多様な声も、数値ではなく声として伝える必要性を感じました
- ◆NPO・ボランティアなどの支援団体の奮闘、実情、問題点を正確に伝える必要性を感じました
- ◆日本の社会保障政策として新しいテーマで想定を超えた困難な課題が、このホームレス現象にあるという予感が調査の原動力でした



目次

1	日本のホームレス支援施策の現況と今回の調査地	1
2	ホームレスの定義と今回調査の対象の範囲	2
3	厚労省の全国ホームレス調査との比較	3
4	野宿現場からの多様な声	5
	👉 コラム ホームレス経験者の地域間移動	10
5	脱野宿のプロセスと支援の実態	11
6	中間施設の実態と評価	13
	👉 コラム 中間施設の施設内容・設置基準	13
	👉 コラム 中間施設のサービス内容(対人サービス)	16
	👉 コラム どのような中間施設がどれくらい必要とされているか	16
	👉 コラム 写真で見る中間施設とその関連施設	18
	👉 コラム 野宿生活者数瞬間値とホームレス経験者数	20
7	野宿生活者の経験のない人々の支援施設利用の現状	21
8	地域生活を支える住宅および居住の現状	23
	👉 コラム 家賃と地域の住宅扶助基準との関係	24
9	脱野宿後の就労の実態に迫る	25
	👉 コラム 脱野宿後に働き続けられる条件は何か?	26
	👉 コラム 就労から半福祉半就労、そして全福祉へのプロセス	26
10	健康状況について	27
	👉 コラム 健康状態に対する野宿生活の影響、 脱野宿後の医療機関へのアクセス状況	28
11	日常生活・地域生活の実態	29
12	支援団体の声	32
13	調査・取材をふりかえって	35
14	各地シンポジウムの記録	36



言葉の定義

ホームレス自立支援法:「ホームレスの自立支援に関する特別措置法」は、2002年に議員立法で制定された。理念法の性格が強く、個別施設やサービスについて財政措置は既成の法律に準拠なので、新たな仕組みづくりが必要となっている。事実上NPO等の支援団体の支援活動を前提とした法律となっている。しかし支援団体に対する財政的支援は少ない。

ホームレス:居住の不安定な状況をさし、欧米や東アジア諸国では、野宿生活者やシェルター居住者を含めて定義されている。日本の定義はもっとも狭い。

野宿生活者:路上生活者ともいう。ホームレスの中でも、現実に路上で寝泊りしている人であり、一定の場所で固定の寝所を有している場合から、日々転々と移動する人もいる。

中間施設:明確な定義はなく、一時施設、通過施設、中間居住施設と呼ばれることもある。ここでは、野宿生活から一般住居生活に移るまでに利用した施設の総称として用いた。一時的あるいは短期的な利用を想定しており、入所条件が定められているものが少なくない。13頁参照のこと。

法外援護施設:生活保護法や各種福祉法などの法律に基づかず、自治体が独自に援護のために利用している施設。13頁を参照のこと。

自立支援センター:国が推進するホームレス自立支援事業に基づき、ホームレスの人々が多い東京や大阪などにおいて、国と自治体が共同して建設している施設。

自立支援住宅:自立支援センターのような施設を持たない都市において、自立支援を行うために活用している民間住宅等を指す。自立支援住宅では、「生活」の自律と同時に、地域社会で生活する中で社会との関係の再構築が期待されている。

アフターフォロー:施設等を退去した人々が、その後の社会生活が安定して継続なされるために、その施設及び支援組織のスタッフによってなされる個別的な支援活動。アフターケアとも言う。

アウトリーチ:現場へ出かけ、対象の状況、潜在的ニーズの把握、総合的相談をさす。夜回り、炊き出しや、巡回相談事業などがこれに含まれ、情報提供、相談助言など相互やり取りがもたれる。

保護施設:生活保護法第38条に規定されている施設。救護施設、更生施設、医

療保護施設、授産施設、宿所提供施設の5種類がある。

全福祉:就労による収入が得られず生活保護費のみで生活している人たちの状態のこと。健康状態や高齢などの理由で就労不可能な場合に、保護が適用されることで最低限度の生活が保障される。

半福祉半就労:基本的には就労によって収入を得ているものの、さまざまな状況によって収入が最低生活費に満たないために保護が適用される状態を指す。保護費は、最低生活費から収入を差し引いた差額分が支給される。

居宅保護・収容保護:生活保護制度には、生活保護施設、病院などで保護を受ける収容保護とそれぞれの住宅で保護を受ける居宅保護の二つがある。2003年にホームレスへの保護適用の適正化に関する厚労省通達がなされたことで、ホームレスへの居宅保護が適用されやすくなった。ただし、路上からの居宅保護を認めるかどうかの判断は、市町村によって異なる。

就労自立:ホームレス状態から就労することによって安定した生活を目指す自立のあり方。自立支援センターや宿泊所などでの就労支援を受けながら就職先を探す事例がもっとも典型である。

ワンストップサービス:炊き出しやアウトリーチなど路上にいるホームレスの人々へ対する個別支援だけでなく、路上から畳の上への移行支援、さらには畳の上に移行した後のアフターフォローといった、ホームレス状態にある／あった人たちのそれぞれの段階に合わせた支援を、ひとつの支援団体や関連団体が協力・連携してトータルに提供する支援サービスのこと。

畳の上:本リーフレットでは使用していないが、野宿状態や中間施設から一般住居などに移り、中長期的に安定した居所を確保した状態を指す。路上や施設のベッドなどでの生活と対比した俗称として、支援の現場ではよく用いられている。

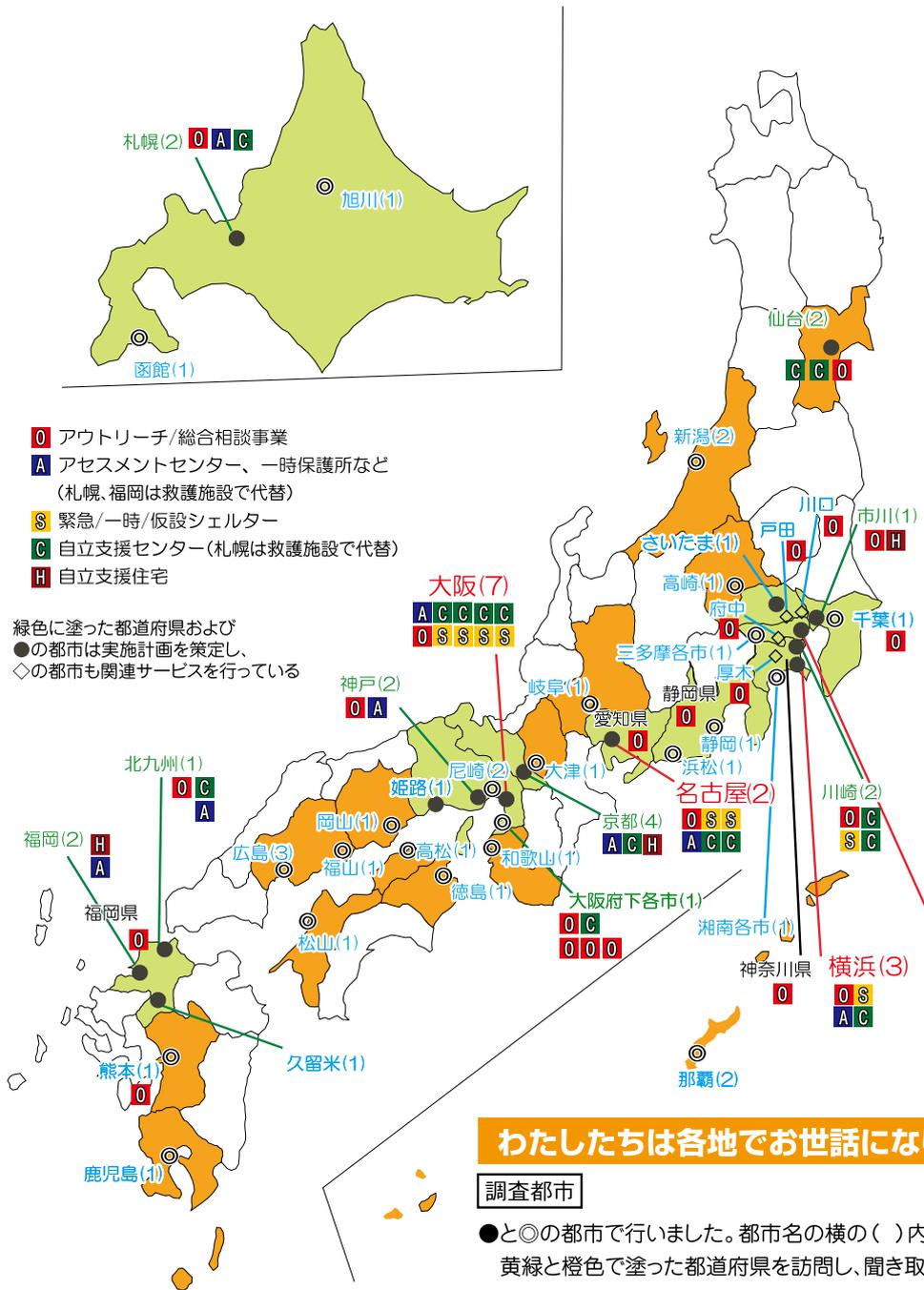
MSW:医療機関や老人保健施設などで患者とその家族への相談や、さまざまな援助を行うソーシャルワーカー(SW)のこと。特に地域の医療・保健・福祉機関と、連絡をとりあい、直ちにホームレスになりかねない人の居宅探しに大きな役割を果たすケースもある。



公的セクターによるホームレス自立支援施策の現状を描いてみました

都道府県別の調査内訳

都道府県	脱野宿 聞き取り	野宿 聞き取り	聞き取り 団体
北海道	26	10	4
宮城県	22		2
新潟県	19		2
群馬県	9	8	1
埼玉県	15		1
千葉県	42		2
東京都	78	16	5
神奈川県	70	7	6
静岡県	19		2
愛知県	39		2
岐阜県	6	8	1
滋賀県	14		1
京都府	19	2	4
大阪府	128	12	8
和歌山県	14	11	1
兵庫県	19	17	5
岡山県	8	11	1
広島県	33		4
徳島県	14	4	1
香川県	5		1
愛媛県			1
福岡県	42		4
熊本県	5		1
鹿児島県	7	7	1
沖縄県	7	9	2
総計	660	122	63



わたしたちは各地でお世話になりました

調査都市

●と◎の都市で行いました。都市名の横の()内の数値は、聞き取り団体数です。
 黄緑と橙色で塗った都道府県を訪問し、聞き取り調査を行いました。

分析に使用する地域分類

【四大都市】

東京、大阪、名古屋、横浜(四大寄せ場を有している都市)

【政令指定都市等】

札幌、仙台、市川、川崎、京都、大阪府下、神戸、北九州、福岡

【中核市・地方都市】

残りの政令指定都市(公的支援施策を持たない)
 および県庁所在都市・中核市など

二種類の調査を行いました。かつて野宿生活を経験した人への〈脱野宿生活者調査〉、そして現在野宿生活を送っている人への〈野宿生活者〉調査です

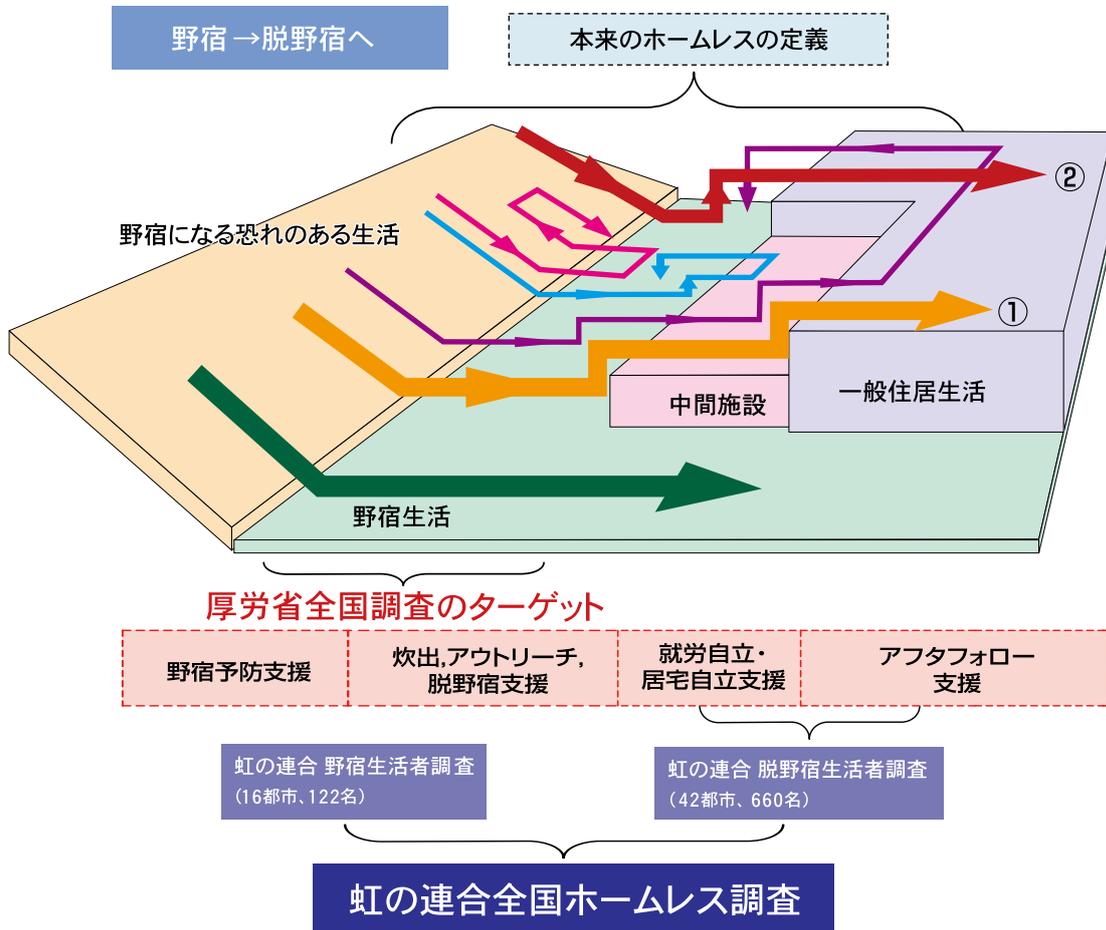
ホームレスということばの意味は、広くは居住が不安定な状況をさしています。日本では、路上や公園などで野宿をしている人々のみをホームレスというふうに理解されがちですが、本来は下図に示したように、かつて野宿生活者だった人、今野宿生活者である人、野宿生活になる恐れのある人、たちをカバーすべきです。虹の連合全国ホームレス調査は、広いホームレスの定義にしたがって、特に**かつて野宿生活者であった人**を

対象とした聞き取り調査をまず行ないました。このようにして2007年1月に実施された厚労省の全国調査を補完するとともに、厚労省の調査対象地とならなかった地方都市も対象とした、**野宿生活者の聞き取り調査**も行ないました。また今回の調査の特徴は、全国のホームレス支援団体の協力を得たことです。調査ではその支援の内容についても、現状を明らかにしました。

全国レベルで初めて明らかになったホームレスの現状と支援の実態？

- 1 ホームレス支援法制定後5年間に、関連する施策を使った人の実態、脱野宿の状況が初めてつかめました。現況として半数が生活保護で4分の1が就労で残りは年金や生活保護と就労の組み合わせで生計をたてていることがわかりました。
- 2 脱野宿にあたって中間施設を利用して地域生活に移行した人が3分の2(下図の①)、あとの3分の1は(下図の②)、野宿から直接地域生活に移行したことがわかりました
- 3 この二通りの脱野宿に際し、7割から8割は支援団体や施設の手を借りていることがわかりました。
- 4 また支援施策の進行の度合いは地域により著しく異なり、特に中間施設の有無、支援団体の力量に依拠して、脱野宿のありかたの地域バラエティは大きいものがありました。
- 5 ホームレス支援の組織があれば、短期間の野宿後、脱野宿できる機会が高まり、また長期化した野宿生活者にも見守りを通じて脱野宿する事例の多いことがわかりました
- 6 厚労省が調査した野宿生活者と、虹連(虹の連合の略、以下虹連と記す)調査の脱野宿生活者の、野宿形態と野宿期間は大幅に異なりました。
- 7 虹連の野宿生活者調査では、多様化した野宿現場の現実を知ることができ、野宿継続自活、再野宿、若年の野宿、生活保護からのスリップなどの実態も明らかになりました。
- 8 厚労省の調査の限界を補完するという調査目的のひとつは果たされ、ホームレス経験者というものを基礎にした施策の必要性が明らかになりました。

脱野宿への様々な経路と対応するホームレス支援の4ステージ



虹連調査が明らかにしたホームレス経験者の野宿状況⇔厚労省調査が明らかにした野宿状況

●過去に野宿生活をしてきた人(虹連) ⇔ 現在野宿生活をしている人(厚労省) 多くの項目で違いが出ました

2007年1月に実施された、野宿生活者を対象とした厚労省調査と、ホームレス経験を経て、地域生活を送っている脱野宿の人々を対象とした虹連調査の比較を行ってみました。

両調査とも、野宿生活体験を有している人が対象となっています。平均年齢はほぼいっしょとなりましたが、年齢分布、野宿時の野宿形態や野宿期間などに大きな違いが見られました。

◆虹連脱野宿生活者調査と、厚労省の野宿生活者調査との比較

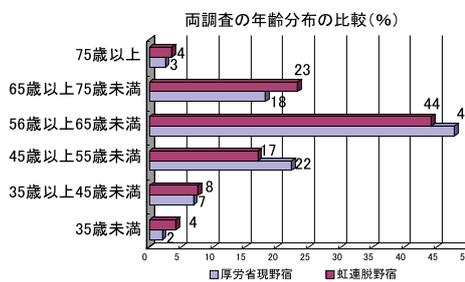
事象	虹連(脱野宿)	厚労省(野宿)	コメント
平均年齢	57.8歳	57.5歳	奇しくも同平均年齢となりました。
女性比率	7%	4%	野宿現場よりは多くのホームレス経験女性に取材できました。
39歳以下の比率	8%	4%	ホームレスの若年化が、ホームレス経験者にも反映したようです。
65歳以上の比率	27%	21%	脱野宿をした高齢単身生活者にも多くの取材ができました。
テントや小屋で野宿生活	33%	51%	厚労省の調査対象にバイアスがあったことの反映だと思われます。
野宿期間が3ヶ月未満	26%	4%	厚労省調査では、やはり野宿期間が短期の人は聞き取りがしにくかったようです。
野宿期間が1年未満	46%	12%	しかし、その違いはかなりのものになっています。厚労省の調査とはまるで異なるホームレスの人々を対象としたかにもえてしまうほどです。
野宿期間が5年以上	17%	59%	

虹連調査者年齢分布

有効数	640人
欠損ケース	20人
平均値	57.8歳
中央値	59歳
最頻値	63歳
標準偏差	10.9歳
最小値	19歳
最大値	81歳

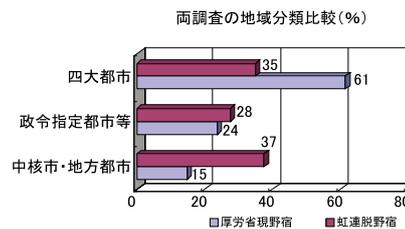
●年齢分布にやや違いが出ました

年齢については、58歳と厚労省とまったく同じとなりましたが、年齢分布はやや異なり、若年、高齢者の分布が虹連のほうが多くなりました。



●地域分類の相違も大きく出ました

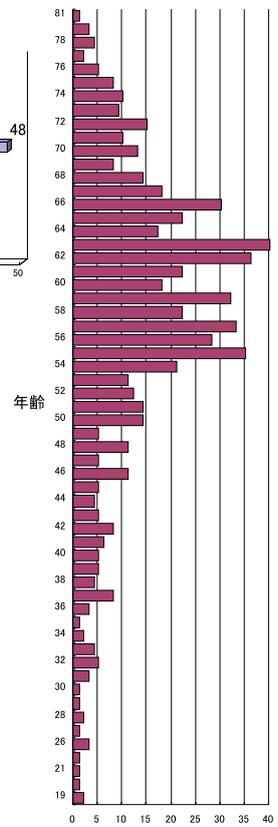
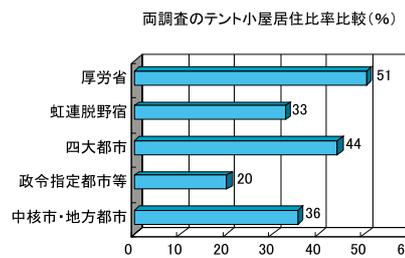
厚労省は現実の野宿生活者の分布に合わせて聞き取り数を設定したこともあってか、四大都市が聞き取り総数の実に61%をしめています。虹連調査のほうは、聞き取りのされない地方都市の声をというスタンスと、ホームレス経験者の多少は、現実に見える野宿生活者の分布とは異なり、支援の有無に地方は大いに左右されるという観点から、支援のある中核・地方都市に重点的に取材が行われました。その聞き取り方針が反映された結果になっています。



●野宿形態はかなり異なりました

野宿形態ですが、虹連ではかつて野宿したときの野宿スタイルを聞いており、33%がテントなどを構えての定着型であり厚労省は、現時点での野宿形態を聞いており、それが51%となっています。

虹連も四大都市については、テント定着型は44%となり、地方都市では36%、政令指定都市等では20%と、野宿形態はかなり異なっています。

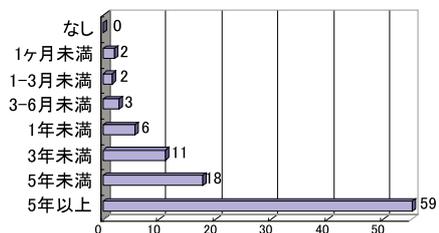


●野宿期間には大きな違いが出ました

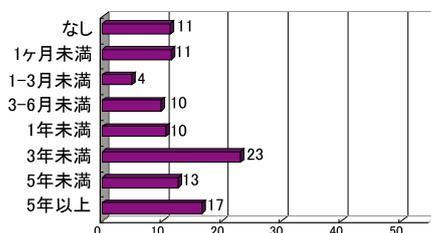
厚労省と虹連の野宿期間結果では、著しい違いが出てきています。厚労省は通算で5年以上という長期型が実に多く、これはテント層をより多く聞き取りをした調査バイアスの端的な現われと捉えることができます。虹連はやや複雑で、短期の人もあり、やや長期の人もあるという分布になっています。支援を使ってすぐ脱野宿する人

と、近年登場した支援において、ようやく脱野宿できた人と、長い見守りの末、あるいは健康を害して、長期にわたる野宿にピリオドを打ったという、脱野宿の多様な実態がこの野宿期間の分布からもうかがわれます。

厚労省調査による(通算)野宿期間の分布(%)



虹の連合調査による野宿期間の分布(%)



●虹連の調査からは地域によって野宿期間の長短が異なることがわかりました

3地域別に詳しく見ると、

- 四大都市では、野宿経験無しが一定程度見られ、半年未満でほぼ3分の1の33%、一方、3年以上も31%となり、平均は、25ヶ月となっています。
- 政令指定都市等では、半年未満はやはり33%、同様に3年以上が、30%となり、平均は、32ヶ月となっています。
- 中核市・地方都市では、野宿経験無しも含め半年未満は45%と多いのですが同時に3年以上もやはり27%となっています。野宿期間の平均値は、野宿無しを入れていないので、ホームレス経験者の野宿期間は、2年から3年半とかなり長期にわたっていますが、内実は、短期で脱野宿と、比較的長期間の野宿を経ての脱野宿と二極に分化していることを、よく認識しておかねばなりません。
- この二極分化は、下右図の地域別にまとめたグラフからも伺えます。厚労省調査は、四大都市に偏り、かつ支援の進行のなかで、長期化する野宿生活者への聞き取りが行われた一方で、虹連の調査は支援の進行度と開始時期に相応して脱野宿を果たした人に幅広く聞き取りをしたことがわかります。
- また野宿形態別でも、定着型は3年以上の41ヶ月に比し、移動型は2年強の29ヶ月と違いが出ています。

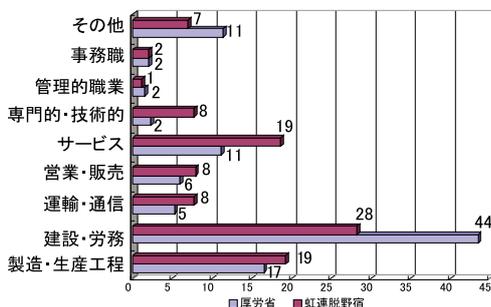
地域別による野宿生活期間（月数換算） 野宿の形態別による野宿生活期間（月数換算）

	地域別による野宿生活期間（月数換算）			野宿の形態別による野宿生活期間（月数換算）		
	平均値（月）	度数	標準偏差（月）	平均値（月）	度数	標準偏差（月）
四大都市	25.0	193	33.3	定着型 40.8	203	43.8
政令指定都市等	32.0	158	49.1	移動型 28.9	344	57.2
中核市・地方都市	42.4	200	67.6	全 体 33.3	547	52.9
全 体	33.3	551	52.8			

- 野宿期間の長短が脱野宿の決断の有無の決定的な要因であることがわかりました。支援組織の有無、あるいは支援組織の活動開始年と、それを反映するアウトリーチ期間の長短で短期間で脱野宿する人、あるいは長い期間のアウトリーチを経て、脱野宿にいたるといふさまざまな地域の経緯が重なり合っただけの数値と考えてよいでしょう。

●職種や雇用形態については、少し異なる分布となっています

両調査の最長職種の比較（%）

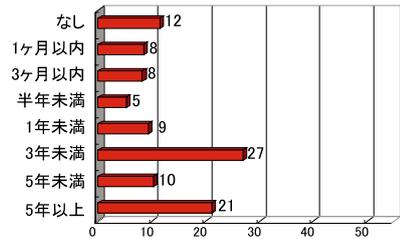


- 雇用形態については、厚労省では常勤の中身、社会保険などの有無しが問われていないので、一概には比較できませんが、常勤が60%台という点ではほぼ同じくらいとなっています。なお虹連調査では、社会保険の有無もたずねています。

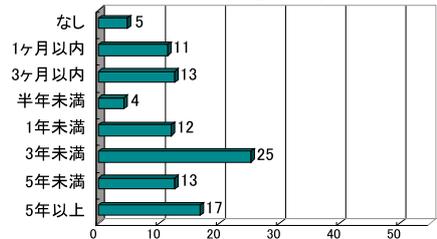
●厚労省の調査と虹連の脱野宿生活者への調査は補完しあう関係です。

- 2頁の模式図とこの結果を付き合わせると、両調査の補完具合は明らかとなりました。脱野宿にあたっては、支援の有無が決定的であり、四大都市では、支援施設が、その他の地域では支援組織が、脱野宿のタイミングや迅速さの具合を決定しているといえます。その

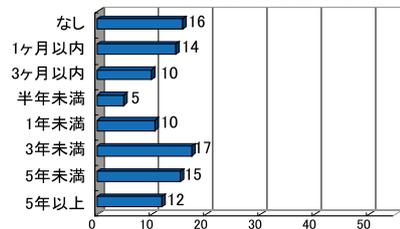
虹の連合調査による野宿期間の分布（%）
＜四大都市＞



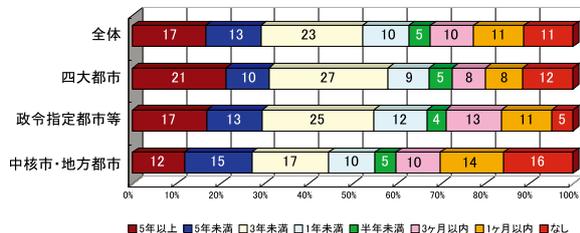
虹の連合調査による野宿期間の分布（%）
＜政令指定都市等＞



虹の連合調査による野宿期間の分布（%）
＜中核市・地方都市等＞

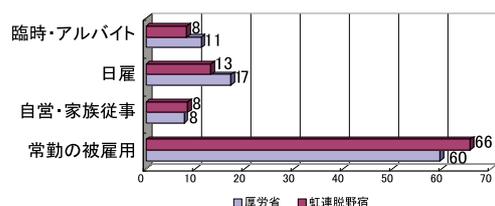


地域分類別の野宿期間（%）



- 最長職の職種については、建設の割合が虹連のほうがかなり低く、製造はほぼ同じくらいで、サービスや専門技術職がかなり高いという分布です。職種に関しては、かなり異なりますが、四大都市における厚労省の調査対象のバイアスが効いたように思われます。なお虹連調査では、66%の常勤のうち社会保険ありが47%、なしが19%となっています。厚労省のいう正社員という観点からは、虹連調査では47%がそのカテゴリーに属します。

両調査の最長職雇用形態の比較（%）



- 支援のあり方については、11頁以降の分析でより深く追究します。
- そしてこの二つの調査ではなおカバールできていない、ホームレスの人々が多々いることも同様に指摘しておきます。

野宿現場への取材も行いました。多様な野宿の実態が明らかになりました

脱野宿をした人への取材に加え、全国16都市で122名の野宿生活者に取材を行ないました。

16都市:札幌、函館、高崎、23区、八王子、川崎、岐阜、京都、大阪、尼崎、神戸、和歌山、岡山、徳島、鹿児島、那覇

●最近年の多様な野宿現場の状況を明示するために、特徴的な野宿状況にある人々に重点的に取材を行いました

◆厚労省の全国調査を補完するために、対話形式で、現野宿にいたる経路、あるいは今の生き方、今後の生活についての意見を重点的に聞きました。

事象	虹連(野宿)	厚労省(野宿)	特徴や相違の着目点
平均年齢	56.7歳	57.5歳	奇しくもほぼ同じ平均年齢となった
女性比率	7%	4%	より多くの女性の声に着目
39歳以下の比率	8%	4%	野宿現場での若年化に着目
65歳以上の比率	21%	21%	野宿現場の高齢化にも同様に結果的に着目
テントや小屋で野宿生活	36%	51%	見える野宿者より見えない野宿者に着目
野宿期間が半年未満	12%	6%	野宿期間の短期の人の意向に着目
野宿期間が1年未満	23%	12%	同上
野宿期間が5年以上	37%	59%	野宿期間の長期化に関係する野宿継続による自活に着目
四大寄せ場経験者	35%	33%	寄せ場経験者の一定程度の存在にも結果的に着目
ホームレス自立支援施設(等)退所後に野宿	11%	9%	施設から再野宿へ、野宿と施設の往還現象に着目
居宅での生活保護受給経験があって現在野宿	7%	7%	生活保護受給から再野宿、アフターフォローの問題に着目
野宿と畳の上の生活を往還している	17%	13%	居住の使い分けの慢性化、そして野宿に固定してしまう問題に着目
雇用関係を有した就労をしながら野宿	18%	15%	野宿現場からの就労の本格化か、一時的現象かの問題に着目
地域をあちこち渡り歩きながら野宿	18%	21%	一定存在する地域行脚型野宿のあり方に着目

●野宿継続で自活か、脱野宿で自立か？

●大都市を中心に、ホームレス支援施策が進行することにより、かつては就労自立が施策の柱であった状況から、生活保護による自立も含めて、支援組織の創意工夫で、さまざまな選択肢が増え、あるいは用意されるようになりました。この野宿現場での取材では、野宿しているみなさんの自らの自立の考え方をうかがってみました。

●右表のように、【脱野宿で自立】か【野宿継続で自活】をはっきり意思表明している人は、相対的に各種の自立意識は高く出ており、どちらかの自立であれ、はっきり意思表明していない人は自立・自活への意識がやや低くできています。

●また相対的に、社会的自立に関しては、自立・自活の意思表示の別とかかわりのない結果が出ています。

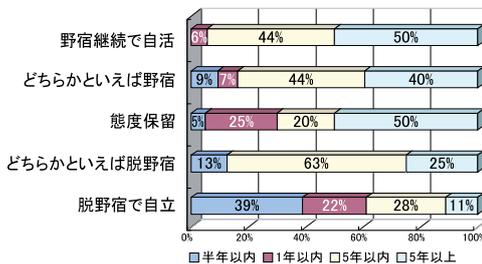
数値は1~5の5段階評価の平均値	体の心の自立安定	今後の日常生活自立	コミュニケーションなどの社会的自立
野宿継続で自活の意欲が強い	3.3	3.1	3.4
野宿継続で自活の意欲がやや強い	2.7	3.2	3.2
態度保留、未定、不明確	3.1	3.4	3.3
脱野宿での自立の意欲がやや強い	3.0	3.1	3.3
脱野宿での自立の意欲が強い	3.6	3.8	3.4

●さまざまな自立と、その背景

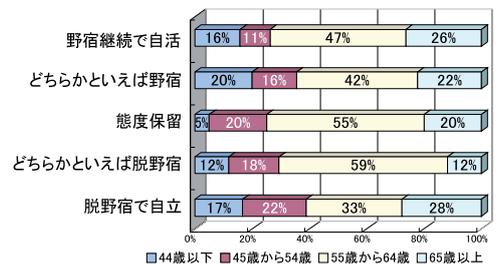
●野宿期間が短い人ほど、脱野宿への意向がはっきり見て取れます。脱野宿の最大の要因は野宿期間の長短にあるようです。同時に比較的最長い期間野宿をしている人の迷いも相当見受けられます。これに各地の支援状況の違いも反映しています。

●年齢の違いでは明確なことがいえません。地域と支援の進み具合の違いも反映されているようです。

野宿期間とのクロス



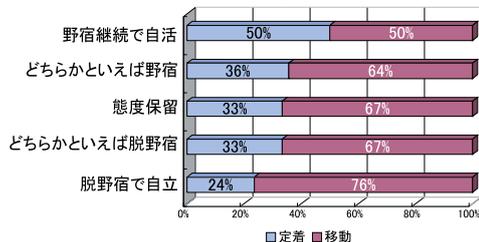
年齢区分とのクロス



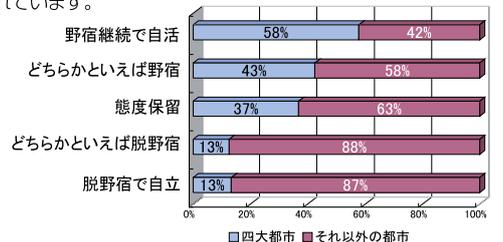
●総体として、定着型野宿の人の野宿継続自活の割合が高く、移動型野宿の人は、脱野宿自立の意向が強いといえます。野宿の居所がテント、小屋などの定着型か、居所が一定しない、あるいは固定のテントなど有していない移動型で、自立度を見ると、定着、非定着に関わらず、支援組織との関係も加わり、決断については揺れ動いているというのもう一つの実態かと思われる。

●虹連の野宿現場調査のバイアスが反映していることで、ストレートにこの結果を四大都市とそうでない地域の差として捉えることはできません。四大都市での支援の進行とともに、同時に野宿の長期化、野宿継続への決断を重点的に取材したことの反映でもあります。逆に地方では、支援組織の炊き出しなどを通じての聞き取りですので、支援を利用しながら、野宿継続が脱野宿の間で揺れ動いている状況も反映されています。

定着・移動型とのクロス



四大都市とそれ以外の都市とのクロス



野宿現場の取材は、対話を重んじました。生の声の一部を紹介します

(①は四大都市、②は政令指定都市等、③は中核市・地方都市 女性は「女」と記す)

●野宿が長期化している人の声（5年以上）

- 1:同居している仲間が6人いることが大きい。同居人が増えるにしたがって心に余裕ができていった。数少ないとはいえまだ仕事もあるし、同居仲間と離れるのも寂しいので、しばらくは現状のまま生活可能だと思っている。生活保護の予定もなし。
71歳③
- 2:女だけど、アルミ缶収集でも、何でもできるから。野宿してでも一人でいたい。仕事をしたい。(掃除や食堂で)生活保護などは考えたことはない。65歳女①
- 3:生活保護を受ける気はない。将来は家族の元へ帰る。66歳①
- 4:年金まで待とうかなという気持ち。
59歳③
- 5:人に負けないという強い気持ち、夜回りの人の助けがあるから。犯罪に走りそうになった時もブレーキになっている。生活保護はもらえるものなら欲しい。しかし、仕事があるなら、働いて生計を立てていきたい。再び季節工に採用されればよいが。56歳③
- 6:カゼくらいしか引かず、昔から健康だったから続けられた。炊き出しもあって、野宿は脱しようとしたことない。体が動くまでは缶拾いをやり、動けなくなったら生活保護を受けたい。65歳③
- 7:何とかやっていける。炊き出しはずっと利用している。福祉事務所にはまだ行ったことはないし、支援の人からも勧められたことはない。65歳③
- 8:仕事や缶集めでは不十分。一度自立支援センターに入ったが、無断退所して、2回九州まで自転車放浪。今の0市でいいコンビニを見つけたのでしばらく生活する見通しができた。52歳③
- 9:健康で15年間怪我や病気はしたことがない。支援をうまく使いこなしている。ただ冬の寒い時には今の生活を変えたいと思うときもある。昔の仕事仲間が仕事の声をかけてくれることもあるが、「またでいいか」とすぐ思ってしまう。43歳③
- 10:今お世話になっているNPOが大きい。野宿生活をやめようと試みたことが無いといったら嘘になるけど。55歳②
- 11:「なんとなく自然に。のんきにできる。」NPOのデイセンターを使っているが、野宿を脱しようとしたことはない。生活保護受けてる人見ると、ギャンブル(パチンコ)で使ってる。何とか、田舎で仕事を見つけない。76歳②
- 12:野宿を脱出しようとしたことはない。まだ動けるうちは、自分でがんばりたい。59歳②
- 13:野宿を脱出しようとしたこともある。立ち直ろうと思って、電気屋の親方に頼ろうと思ったが、うまくいかなかった。生活保護は、お世話になれるものなら、でも体が元気なら働きたいし、気持ちは揺れている。53歳②
- 14:はじめのうちは野宿を脱しようとしていた。仕事をしよう。そういう意識しかなかった。きっかけがあれば、アパートを借りようとは、ずっと思っている。でも犬がいるし、妻もいるし、支援制度を利用しにくい。一昨年、役所に一度相談に行ったことがあるが、「65歳まで頑るよう」と言われた。「働け」と言われているようなもの。60歳①
- 15:やはり仕事を見つけて何とか畳の上の上がりたい。仕事が見つければ近くの兄弟の家に帰ってきてもいい、と言われている。生保は考えていない。申請したら家族などに連絡がいて迷惑がかかる。生保を申請するくらいなら、このまま家に帰る方がいい。49歳③



- 16:自分でもここまで長くなるとは思わなかった。体の調子も悪くなることはなく、何とか食べてこれたし、これからも何とかやっていける。炊き出しの場所が遠いので利用しない。近所の人の差し入れはありがたくいただいている。もし現在の生活継続が無理になったら身よりもないし、老人ホームにでも入るのだろうか。80歳③
- 17:年金が入るのでどうにかやれる。仕事を頼まれれば運転のバイトもやっている。66歳③
- 18:51歳の時以降、住所を2番目の姉のところにおいたまま、S市内のサウナを回りながら夜を過ごすようになる。遺産は年間200万円使用。60歳からは、相続した財産が少なくなり厚生年金の一部受給(月9万円程度)で生活。ファミレスをしながら夜を過ごす。今も一緒。71、78歳の二人の姉(独身)が亡くなり財産を相続できる日がくるのを待ち望んでいる。63歳②
- 19:今まで知り合ってきた知人や友人(非野宿)に色々助けてもらってきた。今のところ生保を受けようとは思っていない。でも70歳になっても野宿生活を続けていたら、その時は生活保護を受けようと思って、そのことを支援者Nさんに相談している。60歳③
- 20:健康状態はいい。風邪をひく程度。車の免許、住民票(隣のK市)、銀行口座あり。年金受給を調べ、それまでがんばるとのこと。仕事があれば船に乗りたいが、外国人を雇っているので自分は無理と思う。58歳
- 21:5年前に、高血圧で15日間入院する(医療扶助)。退院後、支援団体の付き添いで生保申請するが、「また十分働けるだろう」と言われ拒否された。その後健康である。生保は受けたいが、65歳までは無理だと言われている。63歳③
- 22:健康がすぐれないが、やむなく野宿を続けている。暮らしにも変化はない。53歳③
- 23:40歳代で離婚した。定年後は退職金で田舎でゆっくり過ごすつもりであった。60歳で定年となり、0市での住まいを引き払い田舎に帰ろうとしたとき、強盗に退職金を奪われ、その日から野宿生活を始めた。現在は年金とわずかな缶集めで野宿生活を続けている。将来に希望を持っていないので、脱野宿は考えていない。71歳③
- 24:自分は社会的に用なしで、早くこの世からいなくなるのが望ましい。病気になれば、早々に自分の身体をどこかの山野に隠したい。借金が300万程あり、そこから逃げ出したい。脱野宿しても取立てなどが来ると思うので不安だし、金があると使ってしまう。他人の場所で暮らしていいわけがない。追い出されても仕方がない。今の状況がよほど悪くなれば、脱野宿も考えざるを得ない。56歳③
- 25:何とかなるもの。世の中そんなに捨てたものではない。支援団体の炊き出しを利用するが、なるべく人に頼りたくない。自分で出来ることは自分でする。仲間も多いし廃品回収の仕事も多いので、今のままでよく、生保は考えていない。収入がもう少しあればアパートに入居することも考えなくはない。57歳③
- 26:病気や高齢で働けなくなったら生活保護をもらいたい。今のところ健康だし、姉が住所を貸してくれたり、お金を貸してくれるのであまり生活に心配はない。67歳③
- 27:人と人とのネットワーク、人間関係でここまでやってこれた。



4. 野宿現場からの多様な声

自分がやっている人材派遣の繋がりを通じて、食料（米など）をもらって生活は十分にできている。医者にかかるような病気になるなかったのは食生活に留意しているからである。脱野宿しようと思ったことはしょっちゅうだが、自分が野宿をやめたら、今まで自分を頼っている人が困るだろうと思い、とどまっている。今後の見通しはまったくなし。成り行き任せである。今まで、ホームレス支援で780名くらいを福祉マンション、生保、就労



などで野宿生活から脱出させてきたので、1000人の困っている人を助けたら奇跡が起きると信じている。69歳①

28:炊き出しをよく利用。積極的に野宿生活の脱出を試みてこなかった。54歳②

29:わるさ、ビッグイシュー、空き缶集め、自立支援事業にもチャレンジしたが、またわるさをして失敗。53歳②

30:初めて野宿生活をしたK市で4年。脱野宿してみたことはないが、体が悪い時だけ、一時的保護施設に入る。ほとんど毎日仕事をしてる。年金生活の友人と生活をシェアしている。53歳③

31:スーパーの廃棄食品で食事に困らない。どうしてもこの生活が難しくなれば、生保を考えている。61歳③

32:単発の仕事や、支援農家での作業を続けている。年金も30年近くかけたので、不十分な部分は就労や生保の併用を考えている。ここK市はデイサービスや医療券発券、越冬用の旅館の提供などがあり、恵まれているという人もいるが。。。56歳②

● 女性の声

1:お風呂にあまり入れないこと。女性の施設に入ったことのある人の話を聞くと、良くない話ばかり聞いているので嫌である。57歳女③

2:お風呂に入るのがしんどい。野宿していることが目立つ。0市に嫁に来て旦那が死んで、その親とそりが合わず、いじめられ家を飛び出て最初は夜明けした。女性センターなどは使ったことはない。41歳女③

3:男性（一般・野宿者）がちょっかいを出してくる。服をくれる。自分を親のように見て色々なものを差し入れてくれる。男性から逃げるために0市から仕方なく出た。DVではない。女性の支援施設があれば利用したい。64歳女③

4:怖い。痴漢に触られたりしたこともある。野宿の人が親切にしてくれたこともある。階段に座っていたら「毎日そこにいるけどおばさん何やってんの？こっちで寝た方があったかいよ。」と炊き出しの場所とか教えてくれた。58歳女①

5:一度、寝ているときに痴漢（露出狂）に遭ったことがある。周囲の男性野宿者たちは寝ていたのを助けにならず、とても怖い思いをした。女性用施設があるのは聞いているが、今のところ利用を考えたことはない。22年間ほどT町で夫と店を経営し暮らしていたが、夫が亡くなったことで気力がなくなり家を飛び出した。後を追おうと思ったものの死にきれず、身寄りもないので、そのまま野宿へ。家は、未整理のまま残っている。家の整理がついたら、生活保護を受給してアパートで生活したいと思っている。75歳女①



● 若い世代の人たちの声（39歳以下）

1:運転していたトラックの積載オーバーで免許、会社の寮を出て、友人宅でもいづらくなり野宿。31歳③

2:ハローワークに通い、週に2、3回合計20回以上面接を受けているが、仕事が決まらない。頑張っているが、相手にその意欲を上手く伝えられない。29歳③

3:リストラにあい、その後就活を10回ほどしたが全滅。精神的にも不安定になり、実家からほとんど勤当状態で野宿。33歳③

4:結局人間関係がとてもうまくいかず、持病や、メンタル的にもしんどくて、不安定な労働ばかりでつないでいる。37歳③

5:もともと、居候がライフスタイルで、知り合いのいる公園に住むようになった。最初は、野宿する理由が必要かと思ったが、いざ住んでみると特別な理由は必要なかった。住んでみると居心地も良かった。35歳①

6:刑務所から出所後、0市に出て野宿。生保申請しようと福祉事務所へ。いろんな関連施設は一通り知っている。一度生保申請を拒否（覚醒剤を使用していたため）されたが、身体障害を持っているのでそっちの方も申請、手帳の取得を考えている。37歳①



7:親類の家に入れないが、住民票だけはおかせてもらい、友人紹介の印刷会社で月13万円稼いでいる。野宿することで家賃分を借金返済に充てている。完済したらアパートに移行予定。39歳③

8:28歳で働き続けることが嫌になって会社の寮を出て翌日から野宿。当初は24時間営業の物販店やゲームセンターなどで夜を過ごしていた。その後はわずかの貯金もなくなり、完全に野宿生活になった。働く意欲はないわけではないが、第一歩を踏み出せずに、するする野宿が続いている。30歳②

9:拘置所出所後行く所がなく、野宿に。家族は同市内にもの、トラブルがあって家族と一緒に生活できない。拘置所に入った理由である仕事上のトラブルがもとで、精神的にも躁鬱が出た。自立支援の施設は知っているが、肉体労働はきついため、軽い仕事（喫茶店、水商売関係）に就きたいと考えている。助走期間として生活保護を受けて就労したいと思っている。38歳③

● 野宿期間が短い人の声（3ヶ月未満）

1:借金取りがいつも来る、毎日来ると頭がおかしくなる。電気もつけられなくなり、野宿を選ぶ。58歳③

2:上京後、職を転々とする。最後に働いたのはT市での契約で7万円/月を稼ぐ。それを最後に仕事が途切れ、高速バスで0市にやってくる。しかし、すぐ仕事を始める気にもなれず野宿している。資本主義社会だと自分のようにあぶれる者が出てくるのは仕方ない。外で寝ることには少し慣れてきた。地元F市に親戚はいるが、父はもう働いていないし、兄弟は腹違いなので交流もなく、そもそもトラブルがあって出てきたようなものなので、帰ろうにも帰れない。現在の所持金は25万円。43歳①

3:2ヶ月入院後、退院時に同時に保護を打ち切るとMSWから聞いて、寮つきの仕事を見つけたが、同僚とうまく行かなくなりやめざるを得なくなった。その後公園で野宿をしていて炊き出しを知った。早く仕事を見つけて最低限の生活はしたい。今週中に福祉事務所に行ってみる。仕事が決まるまでは生活保護を受けたい。42歳③

4:港湾荷役の日雇労働を長らくしているが、ドヤ生活も貯金が尽きて、昨日初めて野宿。支援組織の生活相談に来た。不安が一杯であり、早く仕事が欲しい。58歳②

● ホームレス関連施設を退所後再び野宿した人の声

1:薬物利用者の更生施設に自由がないので逃げ出した。57歳女③

- 2: やくざの組事務所を仕切ったこともあり、入所者の仕切り役で公園シェルター入所を行政から懇請され入ったが、自主退所、タクシー運転手、交通事故にあい再野宿。脳挫傷を患った後遺症あり。50歳①
- 3: 自立支援施設の利用が二度目だったので3ヶ月の期限厳守(延長はしない)を申し渡される。入所後ハローワークに通い、仕事が見つかったが1ヶ月でやめる。その後ガードマンの仕事が見つかる。新営業所配置が決まったが仕事がなかなか決まらず、退所期限をオーバーしたので結局施設を自主的に出て、そのまま野宿をした。46歳②
- 4: 4ヶ月自立支援センターにいた。いびきがうるさい。入所者に金を貸した。10人部屋。ハローワークも職業相談員にも相談した。センターは土方は勧めず、清掃や警備員を勧める。相談員は親切で、見下げするような態度もなかったが、結局一度も仕事に就けず無断退所。出てすぐ自転車に乗ってS市まで行った。52歳③
- 5: 職員とけんかして、自立支援センターを退所した。37歳③
- 6: NP0のメンバーに声をかけられて、3月に入所。その後、同年8月にアパートを借りて退所し、また、9月には現在住んでいたドヤに引越しをした。ギャンブルでお金を使い果たし、野宿に。再度施設を利用できるなら利用したい。79歳②
- 7: 4年ほど前、3~4ヶ月ほど宿泊所にいたが、2人部屋でもう1人の人間と合わなかったので、退所してそのまま野宿。最初の野宿のとき野宿はよくないと思った。でも施設は自由がない。今でも畳の上がいいけれど仕事がないからしょうがない。寮には入りたくない。アパートに入りたい。59歳③



●生活保護の廃止後再び野宿した人の声

- 1: 福祉事務所に行くたびにガーガー言われ(ハローワークの求人票をいっぱい見せられ)、3回目の時もめて大喧嘩してもう金はいらんと言って切られてしまった。精神的にきつかったアパート生活は3ヶ月であった。46歳②
- 2: 自立支援センターに入所時に生保受給が決まる。受給3ヶ月で自立する条件で生保がかかったためそのための仕事が見つけれなかったため廃止されてしまった。野宿。37歳③
- 3: シェルターを退所して、15ヶ月間生保。自己責任ではあるが、ギャンブルでお金を使い果たしてしまって再野宿。79歳②
- 4: 野宿をしていたので生保をもらう。その後、友人の紹介でテキ屋の仕事をはじめたので、1回目は自ら打ち切り。2回目受給で支援者から役所に行くようにすすめられているが、今は行く気がおこらない。体が働ける状態になったら、生保はもらいたい。60歳③
- 5: 土地や軽トラックをもっていたため、もらっていた生保が切られた。66歳③
- 6: 3年ほど前胃潰瘍で入院し、退院後、自分でアパートを探し、居宅保護となり、2年弱生保を受ける。就労指導が厳しくなり、ケースワーカーから打ち切りたい雰囲気を感じ、管理人からイヤミを言われ続け、アパート生活にもあまりなじめない。ハローワークに行っても術後は、以前のような建設の仕事はできないし、野宿が長いので履歴書に職歴が書けず、再野宿を決意。アパートを出た。役所に行く事自体がイヤ。以前のいやな思い出があるので、相談しても取り合ってくれないと思う。もう2度と申請をしたくない。病気で倒れて救急車で運ばれるまで野



宿するつもり。62歳②

●野宿と住宅居住を使い分けている人の声

- 1: 飯場や寮が苦手ですぐ出てしまう癖がある。お金がなくなったら仕方なく野宿をやっているだけ。55歳③
- 2: どうも性格が飽きっぽくて、対人関係でこらえきれないことが多く、寮や飯場をすぐ出てしまう。31歳③
- 3: 友人の家(半分)。健康ランド。ビジネスホテル(お金の有的时候)、Kホテル(2食3000円2人部屋)。お金がなくなると駅の地下。友人に泊めてもらえる時は泊めてもらう。それ以外路上で生活。断ち切る意思は今のところない。今の生活を否定的に考えていない。来年には本気で就職(第一希望パチンコ屋、第二希望0市でパチンコ屋、第三希望N区で日雇い)するつもりである。41歳③
- 4: 実家がある(両親健在)。「家じゃタバコ吸えん」「カラオケの音大きしたら怒られる」。毎週月曜に小遣い1200円もらう。実家で寝ることもある。知的障害があるが、障害者手帳は持っていない。58歳③
- 5: 近所づきあひしている人で、3日に1度ぐらいお風呂に入らせてもらったり、たまに泊まらせてくれたりもする。64歳女③
- 6: 漁師の仕事で、契約制なので仕事がないとき野宿をして生活。特に断ち切る必要はないと考えている。仕事があるときは仕事に行くし、行こうと思えばすぐにいける。それに野宿生活も気に入っている。しかし漁師も年齢的にあと2~3年。その後どうなるかわからない。按摩が上手なので、免許を取得して、開業。このままここで暮らしたい。54歳③

●野宿地から本格的就労している人の声

- 1: 中学卒業以来、ずっと大工(特に型枠大工)をやってきたし、コンボなど重機の免許もあるので、建設・土木関係の短期就労を時折する。つい2~3日前も4日ほど就労し、1日あたり1万円ほどもらった。9月の入札で仕事が増えるので、正月休みをはさんで3月くらいまで就労機会が増える。以前は、公園に手配師が来て就労していたが、最近は主にコネで仕事を回してもらっている。今のところ、少ないながらもコネ仕事に就労でき、1万円ほどもらえるので、特にデメリットは感じていない。生保など、社会資源の活用は考えていない。71歳③
- 2: 野宿生活者であることを知っている上での雇用であるため、足元を見られていて、使ってもらっているという意識があり、それに耐えながらの就労はかなりつらい。50歳③
- 3: 寝かせてもらっているお礼として神社の掃除している。これからの季節は、みかんの取り入れ、大根の収穫など。仕事は野宿仲間や神社に集まる人から情報をもらう。季節工などの応募には、実家の住所を書く。でも見通しは暗い。できるなら半福祉、半就労にしてくれるとありがたい。56歳③
- 4: 路上で雑誌販売、勤務時間は18時~21時くらいまで、週に4回くらい、一番多いときで4000円、一番少ないときで0円。野宿しながらの就労に、メリットも、デメリットも、そういうものはない。55歳③
- 5: 去年、仕事をしていた所では、野宿している人を雇っていることが、自分の働いている施設の評判が悪くなると遠まわしに言われた。野宿をやめるようにも言われる。野宿者ということで色眼鏡で見られることはある。履歴書には住所は書かず、連絡先(友人宅)を書いている。35歳①
- 6: 建設関係の日雇いをしている。仕事はスポーツ新聞などの新聞広告で探す。履歴書がいるところもあるが、ほとんどは向こう



4. 野宿現場からの多様な声

で住所と名前を書くだけ。公園の住所はかけないので、友達
の住所を書いている。ハローワークにも行く。役に立つが、身
なりをきちんとしていけないといけなし、住所や電話番号を求
められたりするるので困る。仕事は選ばなければいろいろある。

60歳①

7: 飯場、住み込み、人づての仕事、新聞の仕事募集などで仕事
があれば就く。安定した仕事につくことができないので、当面野
宿せざるをえない。住所がなくても警備会社によっては雇う。
生保は視野にいれてない。58歳①

8: わけあって公務員をやめ、家族ともわかれ、0市に旅に出てそ
この公園で野宿。しかしかつて訪れたことのあるK市が空気が
よかったので、こちらで野宿。K大学の掲示板やハローワークで
仕事探し。交通量調査、内装工事やケース陳列で、多いときで
月に10日ほど。仕事は月に3~5回。5万円程度お金のある時
はサウナに泊まる。社員になれとも
言われる。53歳③



9: 友人の口コミ、以前仕事をしてい
た会社に自分で電話をかけたりして仕
事を探す。建築、造園、イベント手
伝い等9000円/日ほど。住所がないのでハローワークは厳しい。
日雇いは野宿でも雇ってくれる。自立センターは人からよく
ない噂を聞いたので入りたくない。生保をもらいながら日雇いの
仕事ができるならやりたい。57歳③

10: 18歳から日雇いの仕事を続けている。少し仕事をして収入が
あると、生活に困るまで、仕事をする気が起こらない。だから
アパートに入るのはむいていない。生活保護の申請も、人の話
を聞く限り、厳しそうなのであまりする気が起こらない。56歳
③

11: 製造業で1日6000円。週1~2日。前に勤めていた職場から
仕事をもらっている。現在は車上で夫婦で暮らす。車はガソ
リンを入れて動かしている。地所をもち、先祖の墓もあるので売
れなくて、生活保護を受ける見込みが立たない。71歳夫婦③

12: スラブ打ち、日当7000円、S町の立ちん坊、手配師10~14
人、集まる人10~20人。1ヶ月3~8回くらいか。日雇がな
いときは空き缶回収。生保はすぐ
にでも受けたい。しかし支援団体から
の声かけにはあったことがない。48
歳③



13: ビルの雑役を職安からもらって、
1ヶ月あたり20日やっている。日
当5000円。気が楽であること、お金も残るが、冬は寒い。63
歳③

14: 0市のドヤを借りて妻と一緒に暮らしながら、新しい会社へ
勤務するようになったが、妻が鬱状態になったことと、通勤困難
そしてドヤ代が払えなくなって、A市で野宿しながら就労。59
歳妻同居③

15: 野宿しながら人材派遣をしている。あわせて路頭に迷って
いる人の寝場所の提供もしている。69歳①

16: パチンコ代打ちの仕事を経方からしっかりもらえるようになり、
まもなくアパートも紹介してくれる。54歳②

17: 飯場、住み込み、人づての仕事、新聞の仕事募集などで仕事
があれば就く。安定した仕事につくことができないので、当面野
宿せざるをえない。先週もガードマンの仕事をしていた。元
妻と娘とは連絡が可能。将来は娘が面倒を見てくれるはず。57
歳①

● 都市間・県間移動しながら野宿している人の声

1: 仕事関係でW市に来たことがあったので当地に移った。居心地
は良い。0市に比べ、警備の人に注意を受けたり通行人からの嫌
がらせがない。住みやすいとか住みづらいといった情報は持

っていない。自分のカンのみ。63歳③

2: もう死んでもいいと自暴自棄になって、出身の九州方面に0市
から徒歩や自転車。ふるさとのS市を見納めして、T市に戻って、
年金をもらって競馬している高齢者と野宿で一冬越した。また
もとの0市にもどったが、テントで隣に住んでいる人とコミュニ
ケーションがとれなくなり、死んでもいいとまた思って徒歩で
K市まで。公園の炊き出しを利用し、そこで自転車でもT市ま
で行った。そこからまた逆行して、いいコンビニをやっと0市で
見つけ、ここでしばらく住んでいけそう。52歳③

3: あちこちのセンターを利用している。人に合わせるのが苦手で、
持病がたくさんあり、調子が悪いと仕事ができないため仕事が
長続きしない。仕事のありそうなところに行っている。0市には
派遣の仕事で決まっていたが、自分に合わないと思
い野宿した。今後のことは考えていない。37歳③

4: 仕事探しにあちこち行く。最初にパチンコ屋で仕事をと
思っていたが、仕事が無く結局土木。今までKY市、K0市、0市で
野宿。0市は地元で勝手も知っている土地だから。居心地はいい。
今後はずっと野宿するつもりはないが、死ぬまでこの土地で。
KY市での野宿はなかなか居心地よかった。62歳③

5: W市での生活に飽きたので一時S市に自転車で行った。そこ
ではルールが厳しかった。「許可」を得ず寝ていたら物を盗ま
れたり、けられたりした。43歳③

6: 仕事をしていない人にお金をかしてもめてK市へ来た。ここは野
宿しやすい。今後のことは何も考えていない。都市都市に違いは、
あるだろうな。都市には人もいるし、アルミ缶もあるし、支援
もあるし。野宿やってるからわかる。55歳②

7: 落ち着ける場所を探して転々としてきた。今後はどうなるか
わからない。53歳②

8: 今回の野宿は一週間前から。過去7年間で野宿を3度程繰り返
し、通算で2年ほど。その間に西日本を中心に移動、その地で野宿、
K市で働いていて、パブルがはじけてリストラ。借金を抱え、
そのため離婚。家を出て0市で野宿。0市で3~4ヶ月働いた後、
ある人から誘われH県の病院へ。体は悪くなかったが健康保険証
を作られ詐欺まがいの行為に協力させられる形となった。月50
00円の小遣い。その後、ギ
ャンブル好きのため0市の競
艇場に来てそこで一ヶ月野宿。
そこで友人に誘われT市へ。
募金詐欺を手伝わされた。2
ヵ月後、次はM市へ。また同
じような募金詐欺をして一カ
月半。良心の呵責から逃げ出して0市へ戻った。その後、日雇
いで仕事を見つけ、A市の飯場で一ヶ月ほど働いたことがある。唯
一の日雇い経験。N区では特掃に入っていた経験もある。58歳
①



9: 公務員を早期退職して、やりたかった陶芸がうまく行かず、勤
めた店舗が閉鎖、そのあと姉、息子の家族をたずねながら、結
局野宿行脚。KU市で空き缶集めながら野宿をしようと思ったが、
縄張りがきつく、結局K0市に来た。島に行って晴耕雨読しよう
かと思ったがハブやムカデ、ヘビがいるところは嫌なのでやめた。
棧橋で寝泊りして、炊き出しのを知った。支援の人に付き
添われて、生保申請に行ったが、一度目は理由が薄弱(新婚旅
行がK県だったなど)で、2時間ほどの面接の後引き下がった。
でも年金があってもこの理由ならいけるはずだと支援の人の
勧めで、ということで2回目行って受理の方向で。今日は3回
目であった。すでに住所にS棧橋待合室というスタンプを押した
申請書があった。生保は優しい都市と聞いているが、来るまで
知らなかった。もうここで終生ここでいたいと思う。64歳③

10: 野宿の友人が郷里に帰るので、一緒にやってきた。ここは静
かで、野宿しやすい。53歳③

つらみ ホームレス経験者の地域間移動

「よそからやってきた」「施策があるからこの町に来る」言説の真相は？

隣に住む人についてさえ、どこで生まれ、どんな生活を送って今に至っているのか分からない社会で、とかくホームレスの人々については、例えば彼／彼女らへの政策的対応のエージェントである行政職員でさえ「よそからやってきた」「施策があるからこの町に来る」などと言う場面によく出くわします。野宿生活者の地域移動に関する地方中小都市を含め全国的な状況を把握できる初めての調査結果をもとに、ホームレスの人々の定住、移動状況をみてみます。なお以下の分析が、地方内移動は無視しているため、その意味ではここに現れてくる以上の移動があることを念頭にしておいてください。

● 出身地から就業地へ大きな流れ

最長職地方から出身地方をみたものです。当然ながら三大都市圏では、その3分の2は全国各地から移動してきたことが見て取れます。同時にたとえば、北海道・東北、九州・沖縄ではその割合が2割を切ると同時に、大都市圏からこうした地方への動きも1割前後見られることもわかります。総じて、日本の労働力の全体的な移動構造と大きくは変わらないでしょう。

● 野宿直前に働いていた地域からみた最長職時の地域

出生地から最長職地への移動はどの地方からも大都市への移動は少し弱まり、逆に大都市圏から地方圏への移動が4分の1前後見られることが一つの特徴といえます。たとえば九州・沖縄では、3割近くが当該地方以外から移動してきており、北海道・東北、中国・四国でも同じような現象が見られます。必ずしも大都市圏への移動のみが卓越するのではないという傾向が指摘できます。

● 野宿地からみた直前職地方

ホームレス支援の多いところに、野宿者が流れ込んでくるという話を聞きますが、たとえば東京都、大阪府で野宿している人の他府県からの流入は、両地域で同じ15%ほどであり、流れ込んでくる割合は15%ほどと「回答」できます。逆に九州・沖縄、中国・四国、北海道など、他地方から移動して野宿する事例も1割から2割弱見られることも注目したいと思います。特に大阪府から野宿をしない西日本地方への移動が1割前後見られることも、野宿を契機にした大都市圏から地方への流れとして捉えられます。

● 現在地からみた野宿地

ほぼ9割前後が、野宿地と現在地が異なるという回答になりましたが、この野宿から脱野宿にあっても、一定程度広域移動がみられるということにもある種驚きを感じます。

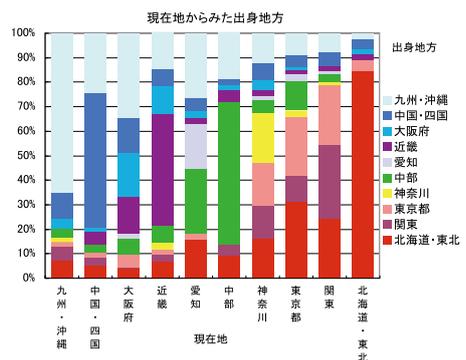
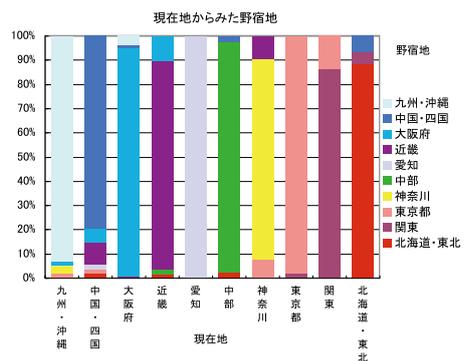
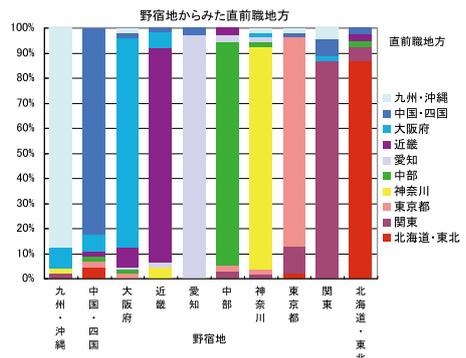
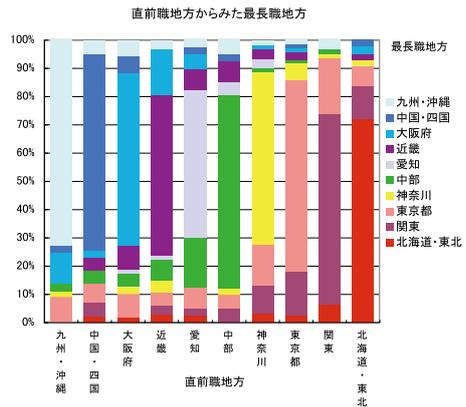
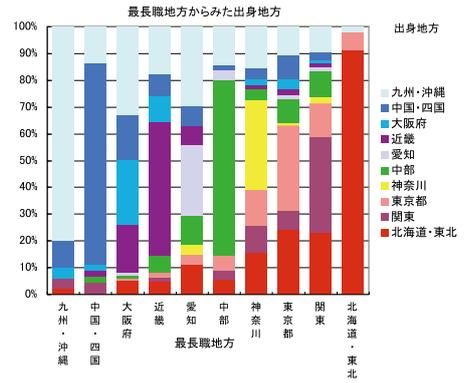
● 移動の激しい非定住の状況がみてとれます

広い意味での非定住状況がよく見て取れました。地方から大都市へ、のみならず、大都市から地方へ、地方から地方へ、と実に大規模な国内移動が見られます。野宿経験をして、大都市圏生まれの人が、今現在地方圏で地域生活を送っている事例も少なからず見られます。たとえば、東京都や大阪府出身者の人のうち何人かが、脱野宿後の地域生活を地方で送っていることがわかります。同時に北海道・東北の人が九州・沖縄に、九州・沖縄の人が北海道・東北にという事例も見られます。

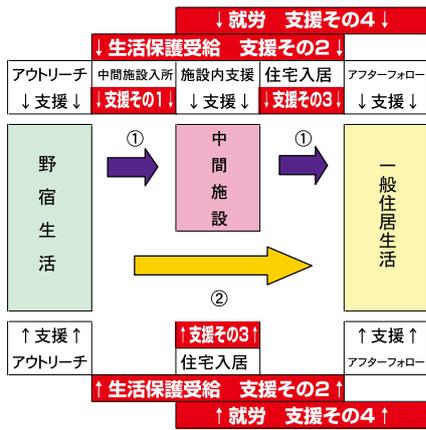
● 「よそからやってきた」「施策があるからこの町に来る」言説の真相は？

答えとしては、大部分の人が国内移動を体験した「よそ者」であったことは事実であり、施策があるからこの町に来た、というのも一面の真実であろうと同時に、実に多様な国内移動が、地方から大都市へという一方でなく、大都市から地方へ、地方から地方へという形である中で、現在の脱野宿後の地域生活が送られていることがわかりました。

野宿のサービスがあるからこの町にホームレスが集まってくる、といわれれば、いやこの町の人もたくさんほかの町でお世話になってますよ、と回答することになるでしょうか。



脱野宿の経路は多様化し、支援組織の役割はますます大きくなった



大きくは二つの脱野宿のパターンがあります

- ① 中間施設を利用して一定期間滞後、一般住宅生活に移行する
- ② 中間施設を利用せず、直接一般住宅生活に移行するパターンです。

4つの支援の内容を明らかにしました。

左図のように、さまざまな支援が介在しますが、その1からその4までを、今回その内容も含めてききました。

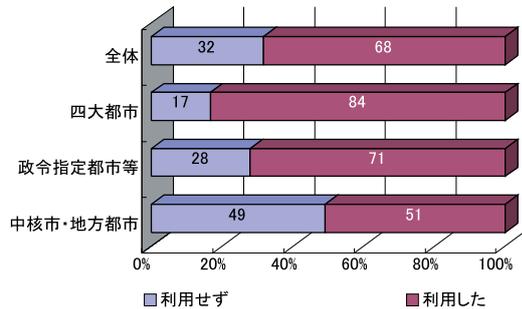
特に②の中間施設を経由しない、正確に言うと利用できる中間施設が存在しない地域での支援が特に苦勞の多い場面であることがはっきりしました。

● 中間施設を利用したか、利用しなかったか

- 全体では3分の2以上の68%が、脱野宿にあたって、中間施設を利用していることがわかりました。
- 同時に地域によって、この中間施設の利用率が大きく異なりました。利用率は中間施設の有無と直結しており、四大都市では83%に達していますが、そうした施設の少ない地方では、51%となっています。

※ 中間施設の詳細は、13～16頁を見てください。

脱野宿にあたっての中間施設利用の有無(%)
<660人中643ケースが対象>



● 中間施設の中身

- 中間施設を細かくみれば、下記のような多様な施設から構成されていることがわかりました。
- 地域によってその構成比が大きく異なることがわかります。くわしい分析は13～16頁を見てください。

特に、自立支援センター、無料低額宿泊所、救護施設、借り上げ住宅、病院が中間施設の主要構成要素で、この割合が地域によってかなり異なることも明白です。

中間施設の利用の状況(660人中643人有効)

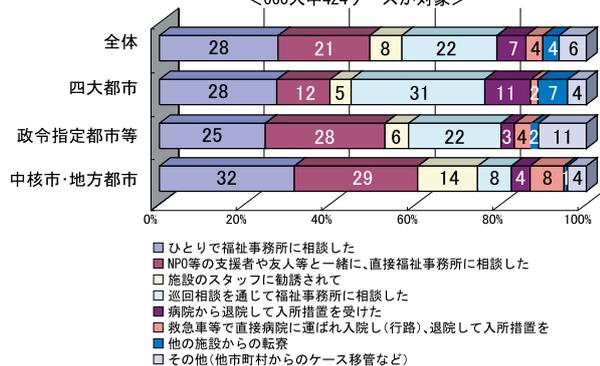
中間施設	全体	%	四大都市	%	政令指定都市等	%	中核市・地方都市	%
自立支援センター	122	19.0	82	34.2	37	23.0	3	1.2
無料低額宿泊所	85	13.2	24	10.0	10	6.2	51	21.1
救護施設	55	8.6	44	18.3	8	5.6	2	0.8
NPOや市の借り上げ住宅	49	7.6	3	1.3	25	15.5	21	8.7
病院	43	6.7	6	2.5	13	8.1	24	9.9
公園/駅シェルター	21	3.3	16	6.7	5	3.1		
一時保護所	14	2.2	1	0.4	6	3.7	7	2.9
更生施設	12	1.9	8	3.3	4	2.5		
その他	11	1.7	8	3.3			3	1.2
支援者の個人宅	8	1.2					8	3.3
宿所提供施設	6	0.9	3	1.3	1	0.6	2	0.8
ケアセンター	6	0.9	5	2.1			1	0.4
アセスメントセンター	4	0.6			4	2.5		
一泊シェルター	2	0.3			2	1.2		
施設の緊急枠	1	0.2					1	0.4
利用せず	204	31.7	40	16.7	45	28.0	119	49.2
合計	643	100.0	240	100.0	161	100.0	242	100.0

★ 支援 その1

中間施設にどのようにして入所したのか？

- 「一人で」、「公的な巡回相談(アウトリーチ)によって」、そして「NPOの支援を得て」、という3通りの入所経緯が7割以上を占めます。しかしその割合は、地域分類によって異なり、巡回相談とNPOの役割が逆転します。また宿泊所による勧誘も、支援のあり方にそこそこの影響力をもっていることがわかりました。

中間施設入居にあたっての支援の種類と地域分類との関係(%)
<660人中424ケースが対象>

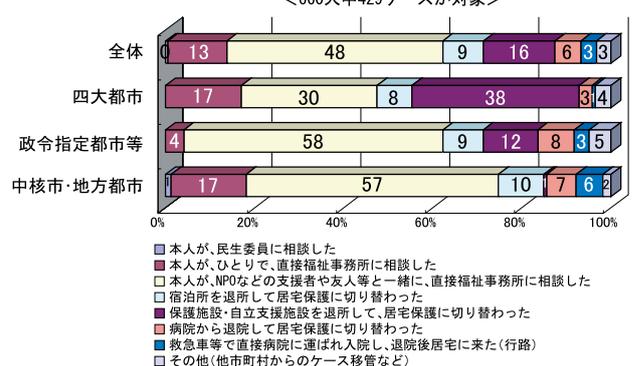


★ 支援 その2

生活保護受給時の支援組織の役割は？

- 生活保護受給にあたって、ひとりで相談申請というのが1割程度しかない現実があります。NPOなどの支援者の力を借りての受給が半数近くで、その他は中間施設退所後の措置の切り替えが中心です。四大都市とその他で生活保護受給時の支援に大きな相違が生まれていますが、ある程度の役割分担が地方都市において、特に公的セクターに求められます。

生活保護受給にあたっての支援の種類と地域分類との関係(%)
<660人中429ケースが対象>

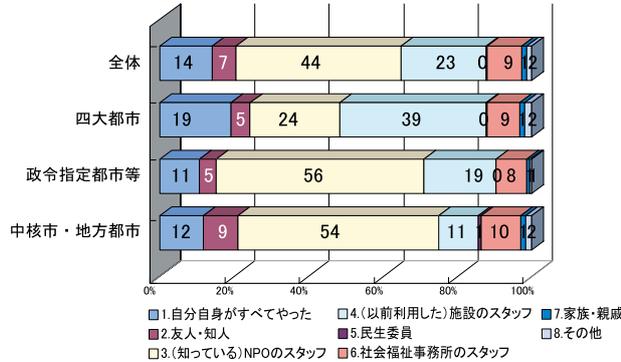


★ 支援 その3

住宅入居時の支援組織の役割は？

●特にNPOなどの支援団体の貢献が大であることがよく見て取れます。地域分類による違いも著しくなっています。

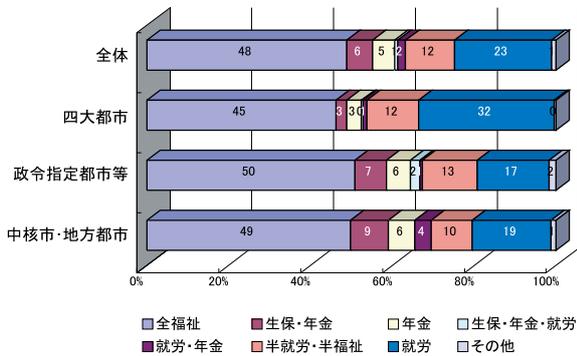
住宅探しの方法と地域分類との関係(%)
 <660名中640ケースが対象>



●現在の生活の糧は—現況類型

半数近くは生活保護ですべてをまかなっている状況にあり、地域による違いはあまり見られません。就労のみで生計を立てている率が、就労自立をかかげる施設を持つため、四大都市で高く出ている。

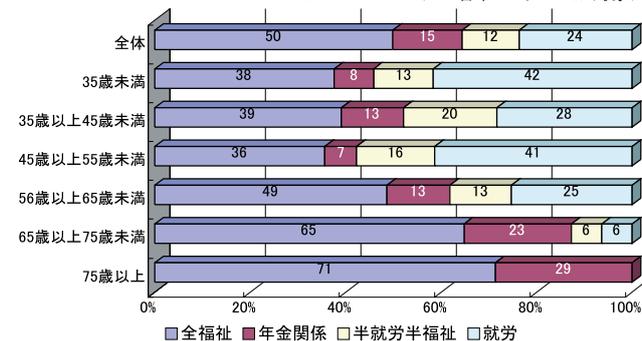
現況の生活類型(細分類)と地域分類との関係(%)
 <660名中637ケースが対象>



●年齢によって現在の生活(現況)類型はどのように異なるのか？

当然ながら相対的に若い世代のほうが就労率は高く出ているが、半福祉・半就労も年齢が下がるにつれやや高くなっています。若い世代の年金は、ほとんどが障害年金となっています。

年齢と現況類型との関係(%) <660名中602ケースが対象>

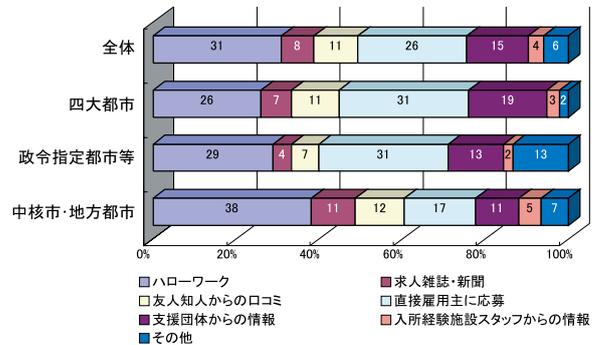


★ 支援 その4

仕事探し時の支援組織の役割は？

●既述の3つの支援に比較すると、それほど大きな地域による差は出ていません。自分で探し出しているケースが比較的多いといえます。

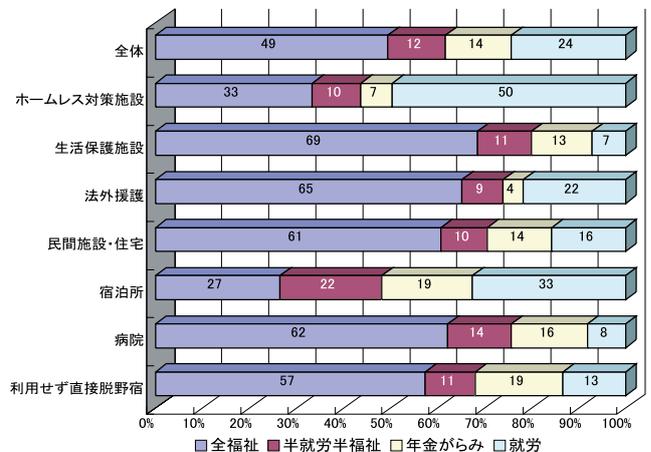
仕事探しの方法と地域分類との関係(%)
 <660名中217ケースが対象>



●どのような中間施設を利用して現在の生活(現況)が送られているか

通過してきた中間施設の経験は、現況の生活に大きな違いを生んでいます。就労自立を担う代表格が、ホームレス対策施設で、その次は宿泊所となっています。

中間施設利用の有無と現況の生活類型(簡易分類)との関係
 <660名中597ケースが対象>



●現在の生活(現況)類型による収入の違いは？

全福祉がもっとも低く11万円台、就労で15万円台で、就労と年金の組合せで、16万円台となっています。

ここ1ヶ月平均の月収入総額

現況類型	平均(円)	人数
全福祉	115,706	284
生保・年金	122,496	38
年金	133,554	32
就労・年金	161,293	11
生保・年金・就労	137,333	3
半就労・半福祉	135,785	66
就労	153,132	142
その他	27,058	6
不明	64,143	7
合計	127,832	589

脱野宿の過程における中間施設の機能・役割

●大半が、野宿を脱する過程で中間施設を利用しています

野宿状態を脱して安定した居所を確保する過程において、3人に2人が何らかの施設を経由しています。

地域分類別にみると、四大都市では、一般住居生活に移行するまでに施設を経由している割合が8割を超えているのに対し、政令指定都市等・中核市・地方都市ではその割合は低くなっています。中核市・地方都市では、約半数が、中間施設を経由することなしに直接居所を確保しています。

●利用している中間施設の種類はさまざまです

利用している施設の内訳は、ホームレス対策の関連施設や生活保護施設が半数を占めますが、残りの半数弱は、NPOや行政の借り上げ住宅、第二種宿泊所(無料低額宿泊所)、病院など、民間の施設です。

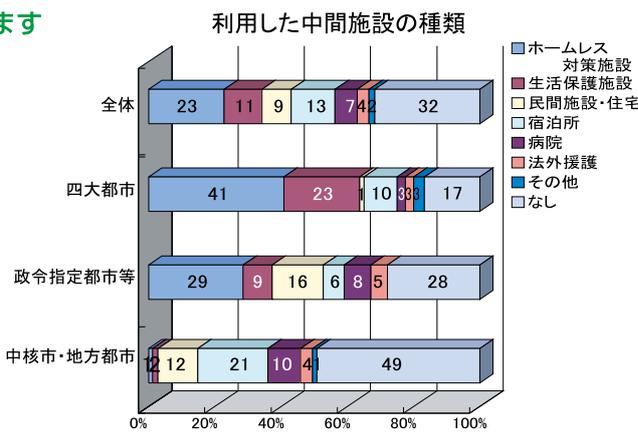
四大都市ではホームレス対策施設や生活保護施設の割合が高いですが、政令指定都市等では、生活保護施設の割合が低く、民間施設・住宅の割合が高くなっています。中核市・地方都市では、ホームレス対策施設・生活保護施設・法外援護はいずれも非常に少なく、無料低額宿泊所や民間施設・住宅、病院の割合が高くなっています。

政令指定都市等や中核市・地方都市(ホームレス自立支援実施計画が策定されていない都市)では、NPOや市の借り上げ住宅など民間住宅を活用した施設の占める割合が1割を超えており、これら民間による支援住宅が、一定の役割を果たしていることがわかります。

●中間施設を利用した人の半数は、過去にも同様の施設を利用しています

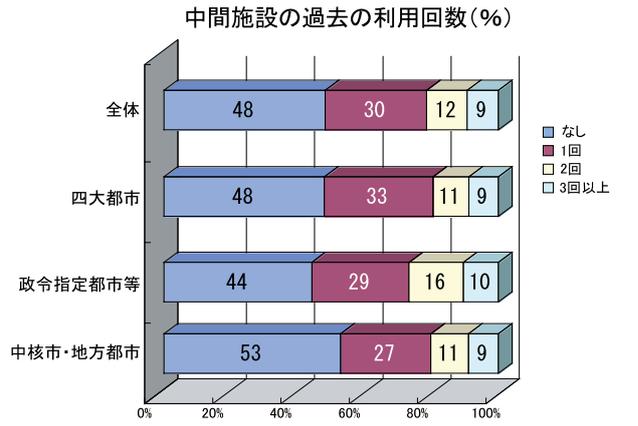
中間施設を利用して居所を確保した人の半数は、過去にも同様の施設を利用した経験があります。この傾向は、地域を問わず全国的に見られます。

中間施設の利用が、即、居所の確保につながっているわけではなく、利用を重ねた結果として、居所を獲得している状況がうかがわれます。



※この調査では、中間施設を次のように分類しています。

- ホームレス対策施設…自立支援センター、アセスメントセンター、公園/駅シェルター
- 生活保護施設…更生施設、救護施設、宿所提供施設
- 法外援護…一時保護所、ケアセンター、一泊シェルター、施設の緊急枠
- 宿泊所…無料低額宿泊所
- 民間施設・住宅…NPOや市の借り上げ住宅、支援者の個人宅
- 病院…病院



つらみ 中間施設の施設内容・設置基準

中間施設は、根拠法等によって目的や設置基準が異なります。主な中間施設の概要は以下のとおりです。

施設名	事業の目的・対象者	利用期間・定員	施設構造・設備	施設体制	サービス
自立支援センター (ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法: ホームレス自立支援事業) 実施カ所数:22カ所 定員2060人 (ホームレスの実態に関する全国調査検討会 第1回 資料3)	目的:センターの利用者に、宿所および食事の提供、健康診断、生活相談・指導および職業相談・斡旋等を行うことにより、利用者の就労による自立の促進 対象者:就労意欲のある者、稼働能力がある者、就労意欲を助長する必要がある者等	利用期間:原則として6ヶ月以内 利用定員:原則50人以上(地域の実情で効果的実施可能な場合、30人以上可)	耐火建築物、準耐火建築物 事務室、生活相談室、保健室、居室、洗濯室、教養娯楽室、浴室、便所・洗面所	施設長、生活相談指導員、嘱託医、看護婦、事務員および職業相談員(公共職安派遣)	宿所、食事の提供、定期的入浴、下着類の支給等、日常生活上必要なサービス (定期的な健康診断・健康管理、就労支援のための住民登録・親族との交流促進、自立支援プログラムの策定、就労支援、借金問題等自立阻害要因の除去、社会常識や生活習慣等の習得、住宅確保のための援助)
シェルター (ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法: ホームレス緊急一時宿泊事業) 実施カ所数:10カ所 定員:2220人 (ホームレスの実態に関する全国調査検討会 第1回 資料3)	目的:緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化防止等により、その自立を支援 対象者:道路、公園、河川等で野宿生活を営んでいる人々	利用期間:原則として6ヶ月以内 利用定員:概ね200人以上	建築基準法の基準を満たすもの 既存建築物活用、借り上げ可 事務室、宿泊室、浴室・シャワー、便所・洗面所、湯茶設備	施設長、夜間警備職員配置(非常勤可)	宿所、食事の提供、定期的入浴、下着類の支給等、日常生活上必要なサービス

施設名	事業の目的・対象者	利用期間・定員	施設構造・設備	施設体制	サービス
更生施設 (生活保護法:保護施設) 施設数:20カ所 定員:2097人 (H17.10.1時点) (参考:H14.7.1現在でホームレスの受入数は700人)※ (東京では、入所者の9割以上が元ホームレス)	目的:生活扶助を行う 対象者:身体上または精神上の理由により養護および生活指導を必要とする要保護者 (従来は第1種、第2種の2種類に区分され、第2種更生施設は浮浪者を対象として運用されてきたが、区分を廃止してからは、浮浪者で更生施設対象者とみなされない者については、他の適当な施設に入所させる等の措置を講ずること、と規定されている。	利用期間:特に定めはないが、東京都特別区厚生部長会では、自立支援施策の導入により、入所期間の短期化(1年程度)を図っている。 利用定員:30人以上	耐火建築物、準耐火建築物 日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項および防災について十分考慮されたもの 居室(1人あたり3.3㎡以上、個別収納設備、1室4人以下)、静養室、集会室、食堂、浴室、洗面所、便所、医務室、作業室または作業場、調理室、事務室、宿直室、面接室、洗濯室または洗濯場	施設長、医師、生活指導員、作業指導員、看護師または准看護師、栄養士、調理員 生活指導員、作業指導員、看護師または准看護師の総数は、入所人員が150人以下の施設で6人以上、150人を超える場合は6人に150人を超える部分40人につき1人を加えた数以上	勤労意欲の助長、更生計画の作成・指導、生活の向上・更生の為に指導、入浴、レクリエーション行事、自立に必要な程度の技能の修得
救護施設 (生活保護法:保護施設) 施設数:183カ所 定員:16824人 (H17.10.1時点) (参考:H14.7.1現在でホームレスの受入数は764人)※	目的:生活扶助を行う 対象者:身体上または精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者	利用定員:30人以上(サテライト型は5人以上20人以下)	耐火建築物、準耐火建築物 日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項および防災について十分考慮されたもの 居室(一般・特別、1人当たり3.3㎡以上、個別収納設備、1室4人以下)、静養室、食堂、集会室、浴室、洗面所、便所、医務室、調理室、事務室、宿直室、介護職員室、面接室、洗濯室または洗濯場、汚物処理室、霊安室	施設長、医師、生活指導員、介護職員、看護師または准看護師、栄養士、調理員 生活指導員、介護職員、看護師または准看護師の総数は、入所者数を5.4で除した数以上	定期的な健康診断・健康管理、生活の向上・更生の為に指導、機能訓練・作業、入浴、レクリエーション行事
宿所提供施設 (生活保護法:保護施設) 施設数:12カ所 定員:951人 (H17.10.1時点) (参考:H14.7.1現在でホームレスの受入数は39人)※	目的:住宅扶助を行う 対象者:住居のない要保護者の世帯	利用定員:30人以上	耐火建築物、準耐火建築物 日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項および防災について十分考慮されたもの 居室(1人あたり3.3㎡以上、個別収納設備、2以上の世帯に利用させない)、炊事設備、便所、面接室、事務室	施設長	生活相談
宿泊所等 (社会福祉法) 施設数:224カ所 定員:7765人 (H17.10.1時点) ガイドラインが定められているのは、東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県、横浜市、千葉市、荒川区など(千葉県、兵庫県、姫路市などはホームレス自立支援実施計画の中で策定予定を謳っている)ガイドラインではないが、無料低額宿泊所設置等要綱を定めているところとして、柏市、袖ヶ浦市などがある	目的:無料または低額な料金で簡易住宅を貸し付け、または宿泊所その他の施設を利用させる 対象者:概ねどの自治体も上記「住宅に困っている低所得者及び生活困難者」としているが、その他に以下のような表記を追加しているところもある 緊急保護を求める者(東京都※※、荒川区) 野宿生活者、緊急保護を求める者(神奈川県) 路上生活者、火災、立ち退き等により住宅に困っている生活困難者(埼玉県) ホームレスの状態にある者(横浜市)	利用期間:現行2年間を見直し緊急一時保護期間(最長6ヶ月)に変更(東京都特別区) 定員: 30人以上の場合は賃借対照表及び収支計算書を徒に提出すること(東京都) 原則として30人を越えないこと(神奈川県) 10人以上(埼玉県) 50人を越えないこと(「ホームレス概数調査」に基づき、定員数の合計が「ブロック内ホームレス数」を超えない範囲で調整される)(横浜市) 50人を越えないこと(千葉県) 30名以上の宿泊所の設置は、小学校、中学校、幼稚園、保育園及びこれに類する施設の敷地から概ね100m以内の場所を避ける(荒川区)	耐火建築物又は準耐火建築物であるなど建築基準法を遵守すること 居室(個別収納設備)、談話室、相談室、食堂(食事提供の場合)、浴室、洗面所、トイレ 居室の広さや定員の規定は自治体によって異なる 1人あたり3.3㎡以上を確保する(静岡県・千葉) 1人あたり最低3.3㎡以上を基準とし、4.95㎡以上となるよう努める、個室の場合は4.95㎡以上(東京都・荒川区) 1人あたり居室面積4.5㎡及び延床面積7㎡を最低基準とする(埼玉県) 1人あたり5㎡以上を確保する(神奈川県・横浜市) 天井まで硬質な壁で仕切られた完全個室(神奈川県・横浜市・千葉市) 1居室1世帯の利用(埼玉県・横浜市・千葉市・静岡県) 居室の定員は原則として4名以下(荒川区)	施設長	生活相談など自立支援、入浴(週に3回以上)、健康管理 入居にあたって保証人を求めない 居室使用料は無料または低額とする(近隣の家賃水準と比べて) 敷金・礼金による負担を求めない 食費・日用品等を提供する場合は費用に見合ったものにする 光熱水費を徴収する場合は実費相当とする

注※「救護施設におけるホームレス受入に関する検討会報告書」(全国社会福祉協議会等、H15.3)による

※※東京都の旧ガイドライン(平成11年施行)では、入所対象者として、「住宅に困っている低所得者及び生活困難者等」のほか、「山谷地域居住者、路上生活者、緊急保護を求める女性、結核回復者」などが明記されていたが、新しいガイドラインでは、「緊急保護を求める者」に置き換えられた。

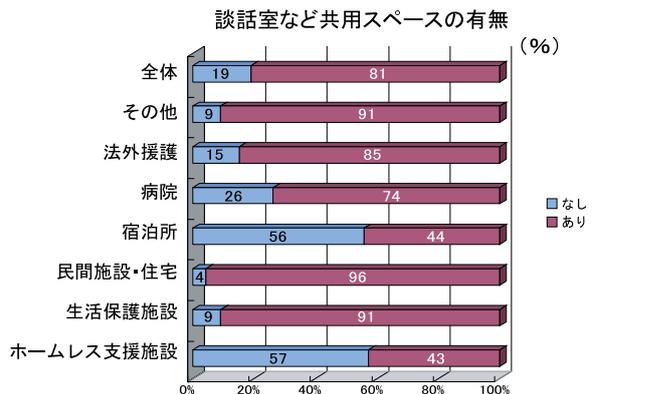
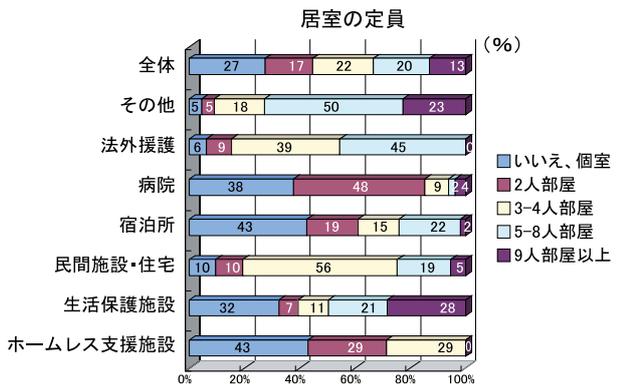
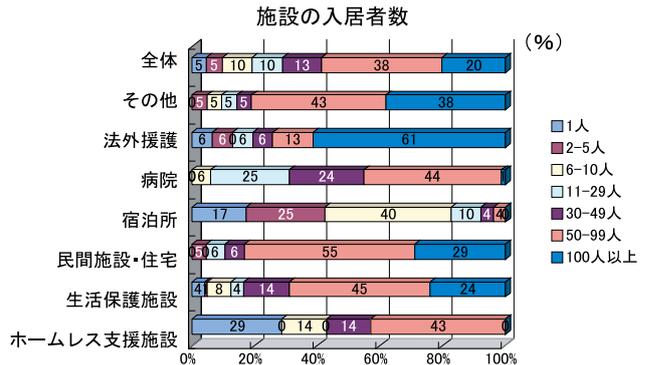
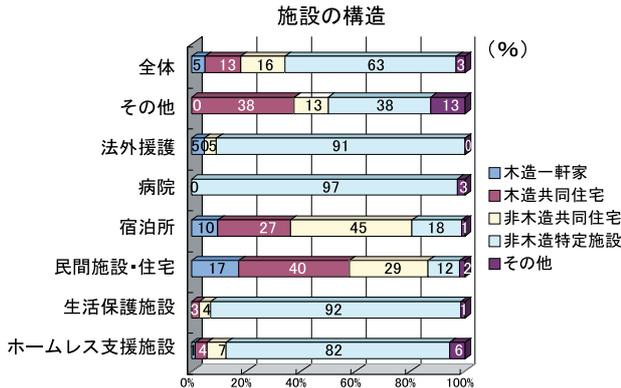
●中間施設の環境は、施設の種類によって大きく異なっています

施設の構造は、ホームレス対策施設や生活保護施設など公的な建物の場合はほとんどが非木造ですが、宿泊所や民間施設・住宅では木造の割合が高くなっています。

施設の入居者数をみると、公的施設では、50人以上の大規模なものが大半ですが、宿泊所では50人未満が半数を超えています。民間施設・住宅はさらに規模が小さく、8割が10人未満です。そのうちの半数は、1人、あるいは2～5人といった少数を対象とした施設運営を行なっています。施設の定員については、建物の収容人数の問題もあるでしょうが、後述するような支援サービスの内容とも深く関連していると思われます。

居室の定員については、ホームレス対策施設や法外援護では9人以上の大部屋の割合が高くなっています。ただし、ホームレス対策施設では、個室の割合も3割を超えており、施設によって大きな開きがあるようです。生活保護施設では、3～4人の相部屋が主流です。一方、民間施設・住宅や宿泊所は、個室または2人部屋が主流を占めています。

また、約8割の施設は談話室などの共用スペースを備えています。しかし、民間施設・住宅では半数以上、宿泊所では約25%が共用スペースを備えておらず、公的施設と比べて整備の割合は低くなっています。

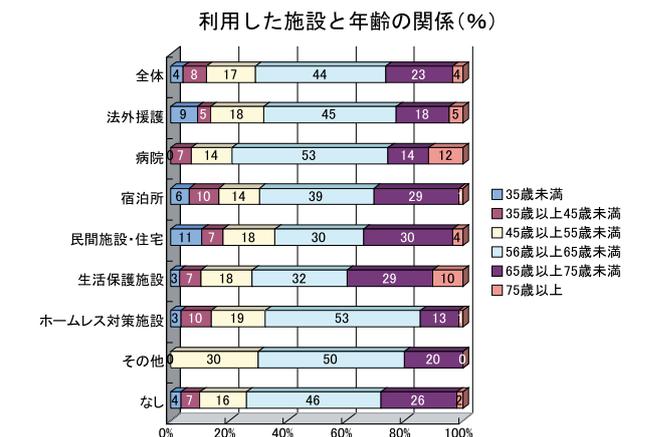
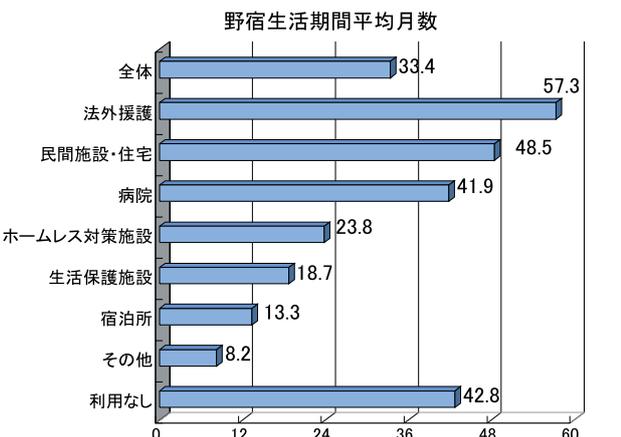


●利用者の野宿生活期間や年齢によって、利用している中間施設に違いが見られます

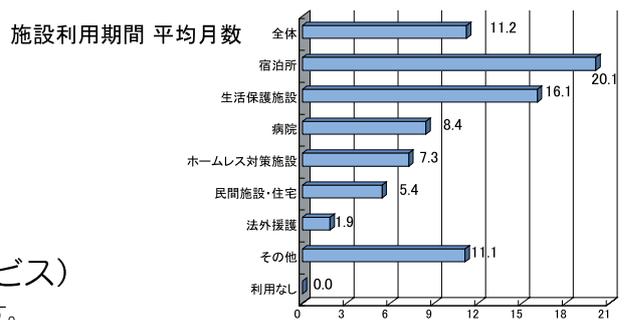
中間施設を利用した人は、利用していない人と比べて野宿生活期間が短い傾向が見られます。中でも、宿泊所の利用者は、平均野宿生活期間が13.3ヶ月と非常に短いのが特徴的です。生活保護施設やホームレス対策施設も、おおむね野宿生活期間が2年以内の利用者が多いようです。

一方、法外援護や民間施設・住宅、病院は平均野宿生活期間が3～4年以上と長期になっています。

年齢別では、ホームレス対策施設の利用者が他の施設と比べて65歳未満の割合が多いです。生活保護施設や民間施設・住宅、宿泊所では、高齢者の割合が高くなっています。



中間施設の平均利用期間をみると、宿泊所が20.1ヶ月と最も長く、次いで生活保護施設の16.1ヶ月となっています。ホームレス対策施設は、利用期間が6ヶ月以内と定められていることもあり、短くなっています。民間施設・住宅はさらに利用期間が短く、6ヶ月を切っています。



中間施設のサービス内容(対人サービス)

各中間施設のサービス内容は、大まかには以下のように整理できます。

施設種別	施設名称	日常生活援護	余暇活動	就労援助	苦情対応	住まい探し	退所後アフターケア	健康管理	福祉サービス	備考
ホームレス対策施設	自立支援センター	○	×	◎	○	○	×	○	△	就労援助重視。
	アセスメントセンター	○	×	○	○	○	×	○	△	
	公園シェルター	○	×	×	×	×	×	△	×	公園利用の適正化が主目的であり利用者への対人サービスは少ない。
生活保護施設	更生施設	○	○	◎	○	△	△	○	○	法制度的には必要な対人援助サービスは一応整備されているとみさせる。
	救護施設	○	○	△	○	△	△	◎	○	同上。施設の性格から更生施設より就労援助は弱く健康管理面が強い。
	宿所提供施設	△	×	×	×	×	×	×	×	
法外援護	一時保護所	△	×	×	×	×	×	×	×	法外であり、短期保護が基本であることから、対人サービスはほとんどないと考えてよい。
	ケアセンター	△	×	×	×	×	×	×	×	
	一泊シェルター	△	×	×	×	×	×	×	×	
	施設の緊急枠	△	×	×	×	×	×	×	×	
宿泊所	無料低額宿泊所	○	×～○	×～◎	×～○	×～○	×～○	○	×～◎	実施主体の裁量により、提供される対人サービスには幅がある。自治体によってはガイドラインによる規制強化もある。
民間施設・住宅	NPOや市の借り上げ住宅	○	×～○	×～◎	×～○	×～○	×～○	○	×～◎	詳細な実態は不明。規模の小ささを活かしてきめ細やかなサービス提供を行っているところや、逆にスタッフ不足でサービスに手が回らないところがあると思われる。
	支援者の個人宅	○	×～○	×～◎	×～○	×～○	×～○	○	×～◎	
病院	病院	○	×	×	×	×	×	◎	△	

同じ施設であっても、実施主体によって取り組み方が異なります。右は、東京都の宿泊所の例です。苦情対応、就労援助、健康管理、日常生活援護については、8割以上の宿泊所が取り組みを行っていますが、余暇活動や退所後のアフターケアに取り組んでいるところは少数です。住まい探しについては、約半数の宿泊所が支援を行なっています。

実施主体	日常生活援護	余暇活動	就労援助	苦情対応	住まい探し	退所後アフターケア	健康管理	福祉サービス	その他
社会福祉法人等(14)	10	6	8	7	7	6	8	4	5
NPO法人(106)	88	12	104	106	59	10	100	76	59
株式会社等(12)	11	5	7	9	2	2	11	6	1
特別区厚生連(11)	11	7	11	9	10	4	8	7	0
計(143)	120	30	130	131	78	22	127	93	65
	83.9%	21.0%	90.9%	91.6%	54.5%	15.4%	88.8%	65.0%	45.5%

資料:東京都福祉局生活福祉部「宿泊所実態調査」平成15年10月発表より作成
 出展:東京都「生活保護制度改善に向けた提言～安心と自立を支える仕組み(セーフティネット)の構築に向けて～」平成16年7月、p.25

どのような中間施設がどれくらい必要とされているのか

「緊急一時保護センターアセスメント結果と退所の傾向(概数)」によれば、緊急一時保護センター入所者の3人に1人が「類型1(=生活、医療等の援助が必要)」と判断されています。さらに類型2として、「更生施設利用が適当」と判断された者が約20%あります。中間施設はこれらの人々を対象とする施設であるといえます。また、自立支援センターのない地域では、これを補完する役割を果たすのです。

「更生施設利用が適当」な者には、「就労支援による自活」「就労支援による半就労・半福祉」「生保受給・居宅生活」「他法施設入所」「通院継続」などが含まれており、健康面や稼働能力に幅があることがわかります。

更生施設利用が適当と判断された者のほとんどは、更生施設自体が不足しているために、結果として、民間宿泊所や病院、その他施設に吸収されています。民間宿泊所や病院、その他施設などは、これらのニーズに応じる必要があり、実際にいくつかの無料低額宿泊所やNPO等の借り上げ住宅などでは、利用者全員をカバーするような包括的なサービス提供や、利用者を限定することによって特化したサービスの提供を実施しています。しかし、それぞれの独自性に任せているだけでは、ニーズをカバーすることは困難であり、バランスも良くありません。対象者のニーズに応じたより多様な中間施設のメニューを用意することが必要であり、そのための行政サポートが求められます。

緊急一時保護センターアセスメント結果と退所の傾向(概数) 平成16年3月末累計

類型1	類型2	アセスメント結果	退所形態		
自立支援センターが適当	就労自立可能	(居宅生活) (住み込み就労) (職業訓練が必要)	3500 48.6%	自立支援センター入所 50.0%	3600
	居宅生活可能	(半就労・半福祉) (生保受給・宿泊所含む)	800 11.1%	居宅保護 (民間宿泊所含む)	1200 16.7%
生活、医療等の援助が必要	更生施設が適当	(就労支援による自活) (就労支援による半就労・半福祉) (生保受給・居宅生活) (他法施設入所) (通院継続)	1550 21.4%	更生施設入所	50 0.7%
	入院が適当		200 2.8%	入院	600 8.3%
センター対象外	年金受給等による自立可能 上記以外		1150 16.0%	その他	1750 24.3%
		合計	7200 100.0%	合計	7200 100.0%

出典:『厚生関係施設再編整備計画』特別区厚生部長会、平成17年5月、p.10

中間施設の評価

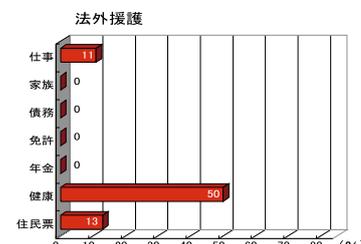
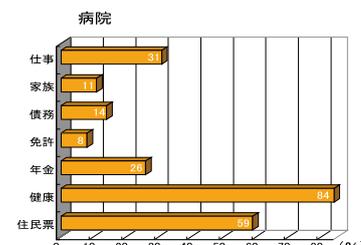
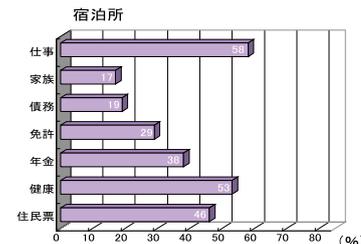
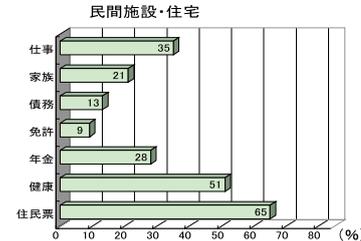
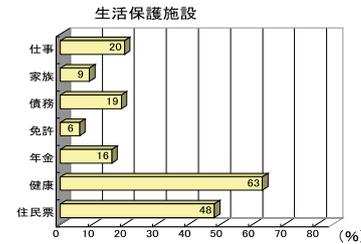
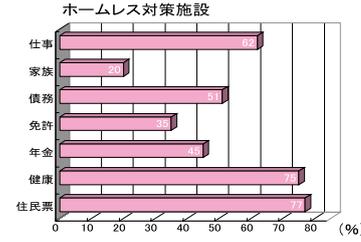
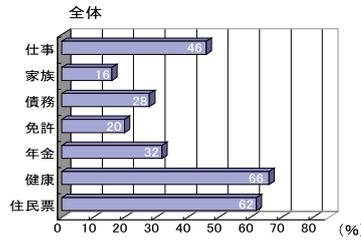
●相談事項の解決度合い (左列のグラフ群)

- 中間施設で相談したことが『ある程度解決した』と回答した割合です。
- おおむね、全体・各施設とも「健康」「住民票」次いで「仕事」の割合が高くなっています。まず、屋根のあるスペースを確保し、体を癒すことが先決となっています。
- 平均利用期間の関係からみると（16頁）、「ホームレス対策施設」は利用期間が比較的限られた中、解決度合いがすべての事項で高く出ており、その機能がある意味発揮されていると考えられます。「宿泊所」も準じた解決度合いとなっています。年金や債務の相談は全体にはそれほど高い解決度合いにはなっていませんが、「ホームレス対策施設」ではこの事項の相談も多いようです。「宿泊所」での仕事相談機能も注目すべきでしょう。
- 家族相談の割合は低く、相談自体をしていない結果となっています。「法外援護施設」は入所期間が短期のため、このような相談機能は全般的に弱い結果となっています。

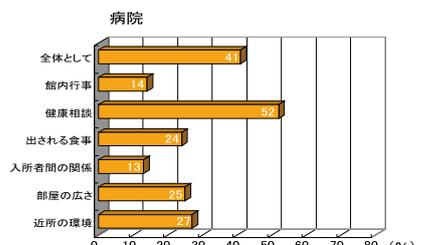
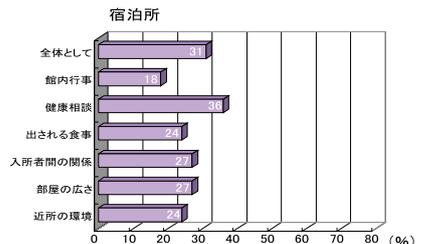
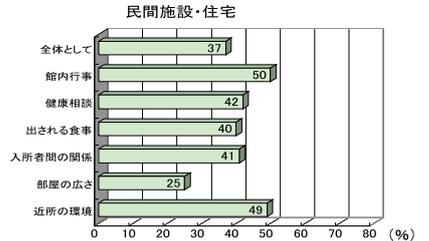
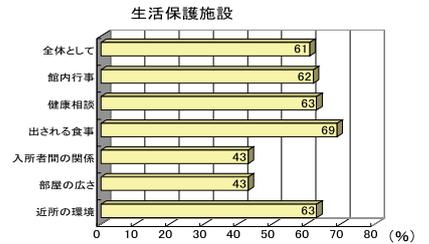
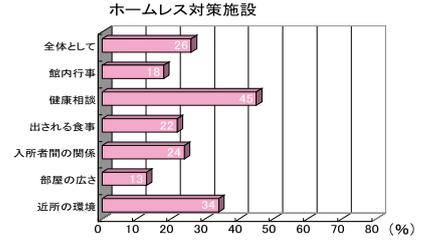
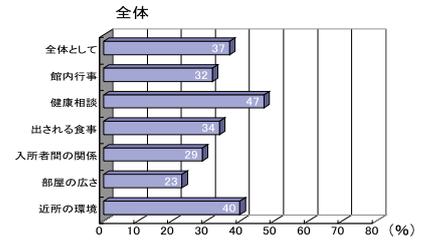
●施設の満足度合 (右列のグラフ群)

- 中間施設の満足度を5段階で評価してもらい、その中で『満足した』と回答した割合です。
- 各施設別に見てみると、「生活保護施設」の評価が高く、次いで「病院」「民間施設・住宅」となっています。
- 各項目別では、「健康相談」の満足度が比較的高く、野宿時に不安に感じていることに対するサポートに反応していると思われます。一方で、「部屋の広さ」や「入所者間の関係」は、他の項目に対して満足度が低く、ハード・ソフト両面でのある種指摘されている問題点が浮き彫りになっています。
- 入所期間の限られている、「ホームレス対策施設」は、こうした施設評価の満足度は一様に低くなっています。
- 入所期間がそこそこ長い「宿泊所」も、評価に関して相対的に高くは出ていません。「NPO民間施設」は比較的高い評価が出ているといえます。

<相談事項>



<満足度合>



NPO民間自立支援住宅 (NPOの借り上げ住宅等)



簡易宿泊所



**写真で見る中間施設と
その関連施設**

ドロップインセンター



無料低額宿泊所



民間シェルター





236

写真で見る
中間施設

市営住宅



自立支援センター



救護施設



宿所提供施設



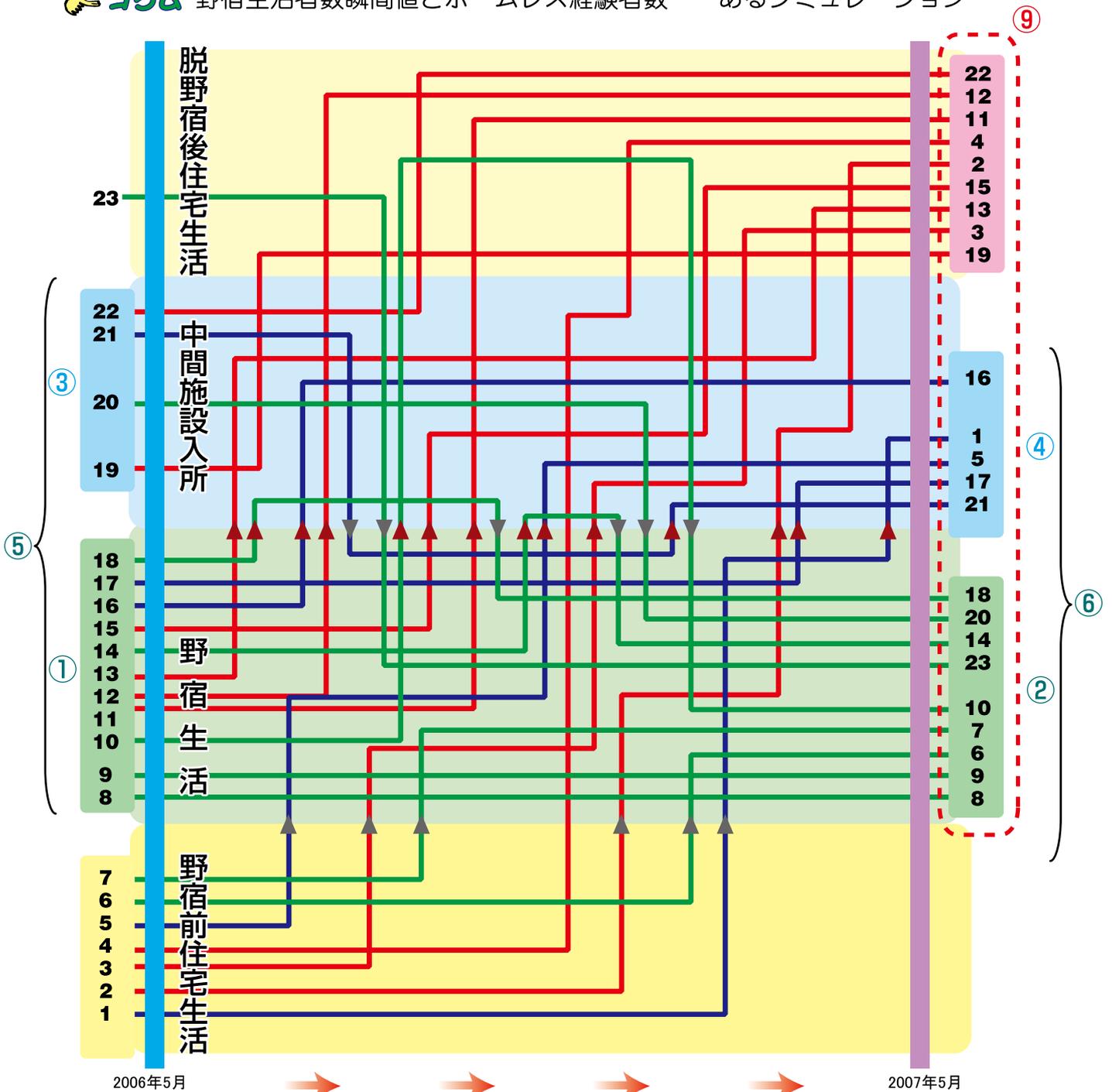
短泊シェルター



法外援護施設



234 野宿生活者数瞬間値とホームレス経験者数 —あるシミュレーション—



- 2006年5月 野宿生活者数 8~18=11名 ①
- 2007年5月 野宿生活者数 6~10,14,18,20,23=9名 ②
- 2006年5月 ホームレス数= ①+③=15名 ⑤
- 2007年5月 ホームレス数= ②+④=14名 ⑥
- 過去1年間での新規野宿者数 1~3,5~7=6名 ⑦
- 過去1年間での再野宿者数 10,14,18,20,21,23=6名 ⑧
- 過去1年間での野宿になった人の数 ⑦+⑧=12名 ⑨
- 過去1年間での脱野宿者数 1,2,3,5,10~18=13名 ⑩
- 過去1年間で野宿になりかつ脱野宿した数 1~3,5,21=5名 ⑪
- 過去1年間での中間施設入所者数 1~5,13~18,21=12名 ⑫
(現入所者数 1,5,16,17,21=5名)
- 過去1年間での直接脱野宿した人の数 4,10,11,12=4名 ⑬
- 過去1年間でのホームレス経験者数 ()=23名 ⑭

仮に2007年5月現在のA市のホームレス支援施設を考えてみます。①②が、日本で厚労省によって発表される野宿生活者の数であり、一般にはホームレスの数といわれていますが、諸外国のホームレス施策ではこの⑤⑥がホームレスの数として発表されています。

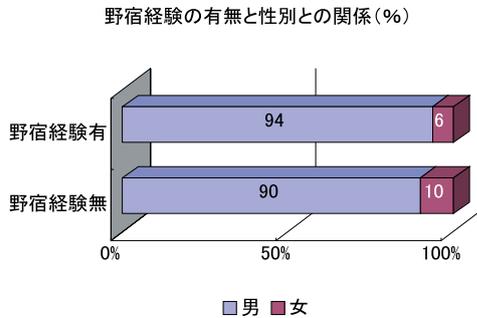
また⑪のような人は1年毎の野宿生活者数とカウントされなくなりますが、間違いなくホームレス支援施設を利用してはいます。諸外国の定義に基づいてホームレス支援施設を進めるのであれば、ここにあげた23名=⑭(1年を通じたホームレス経験者)をベースに施策を考えていかないと、大きなミスマッチが起きてしまいます。

野宿生活経験のない人々もホームレス支援策を利用しています

● 野宿になる恐れのある人たちが野宿にいたらずに住居での生活が継続できました

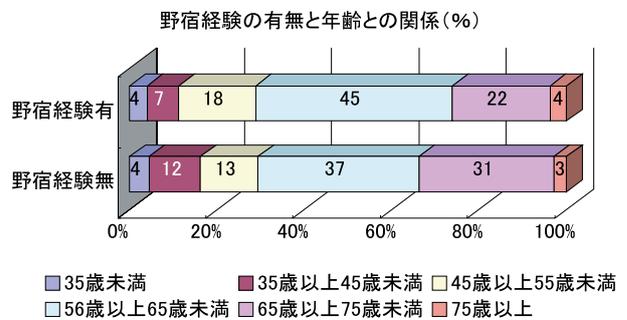
● 男女比

野宿経験の有無で、男女比に差がでました。野宿経験がない場合は、女性の割合は1割に達しています。



● 年齢構成

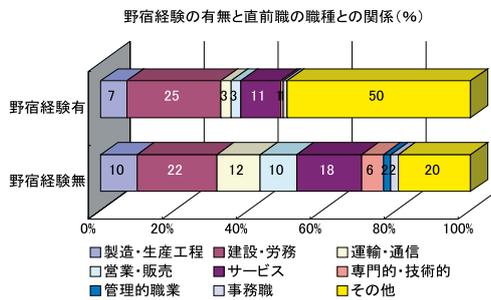
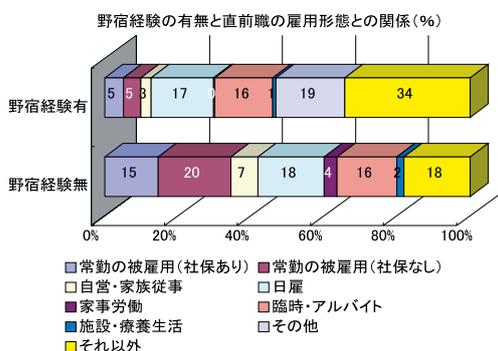
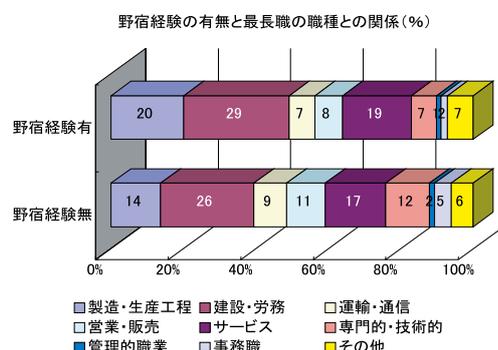
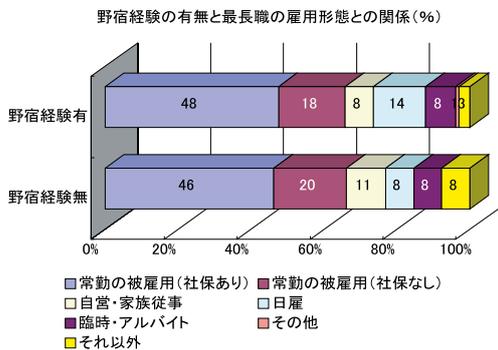
若年と高齢層の割合が野宿経験無の人で相対的に高く出ています。野宿経験のない若年、高齢双方の福祉事務所へのかけこみが多いようです。



● 最長職・直前職と野宿生活経験有無との関係

野宿経験の有無に関わらず最長職の雇用形態はそれほど変わりませんでした。しかし、直前職の雇用形態を見てみると、野宿経験有の人は「常勤の被雇用」の「社保あり」・「社保なし」それぞれ5%なのに対し、野宿経験無の人は「常勤の被雇用」の割合が「社保あり」15%・「社保なし」20%と高くなり、大きく違いが出ています。

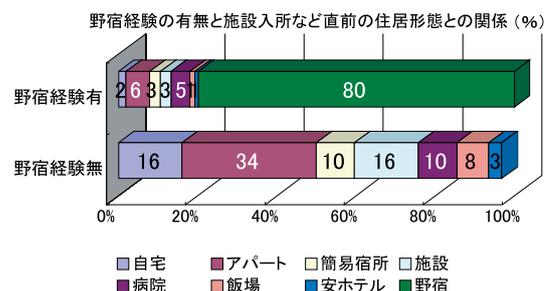
一方、職種では、最長職の場合、野宿経験無の人に、いわゆるホワイトカラー系の割合がやや高く出ています。直前職では、野宿経験有の人の職種転換が大きいのは対照的に、野宿経験無の人の職種構成の変化は比較的小さくなっています。なお直前職の「その他」の雇用形態は、野宿経験有では主に廃品回収であり、野宿経験無では主に清掃業・警備となっています。



● 施設入所直前の住まい方の違い

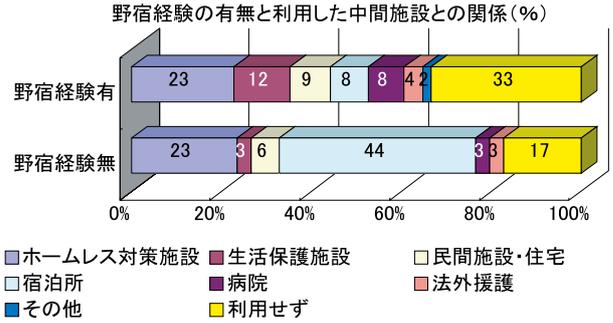
当然のことながらホームレス施設に入所する前の住居では、野宿経験無の人は、「自宅」「アパート」の割合が著しく高くなっています。

また、「施設」「病院」という回答も少なくはなく、退所・退院した後の受け入れ先として、中間施設が利用されている実態も見えてきています。



● どのような中間施設が使われたか

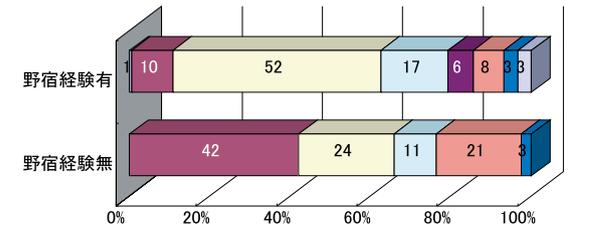
野宿経験の有無で大きく違いが出ているのは、「宿泊所」利用の割合です。野宿に陥りそうになった人たちが、NPOや施設のスタッフ、福祉事務所などの紹介を通じて、宿泊所や自立支援施設などを利用した実態が現れているのではないのでしょうか。中間施設を利用せず直接アパートに移り、野宿の危機を脱した事例も見られます。



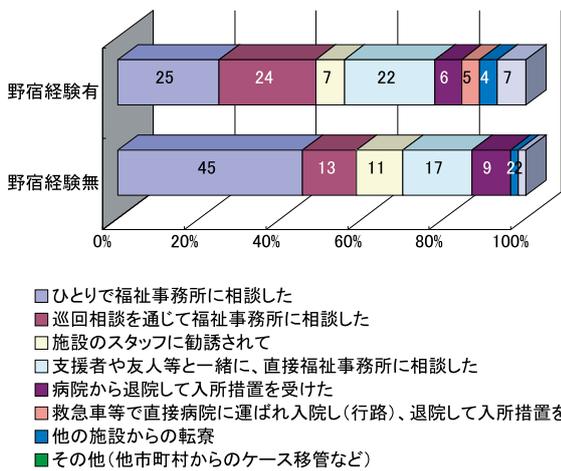
● 中間施設入所支援、生保受給支援、住宅入居支援の状況

野宿経験無の人たちは、生活保護の申請や中間施設への入所、住宅入居それぞれで「本人が1人」という回答の割合が大幅に高くなっています。その分、NPOスタッフや支援者などの助けを借りた人の割合は、野宿経験無の人で少し低くなっています。野宿を経験していないため、公的・民間のホームレス支援のネットワークを利用する前に、あるいはそうした存在を知らなかったために、野宿回避にまず自分1人で動いた、という実態が見て取れます。

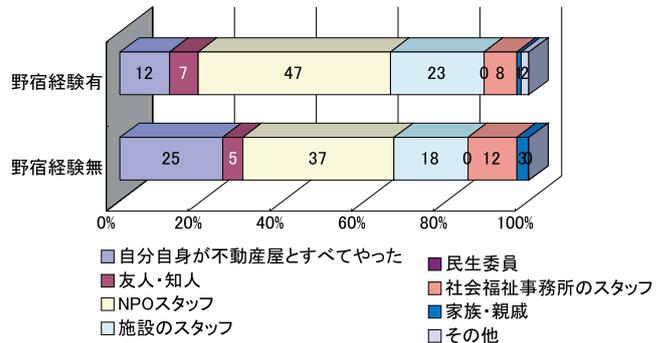
野宿経験の有無と生活保護受給支援との関係 (%)



野宿経験の有無と中間施設入所支援との関係 (%)



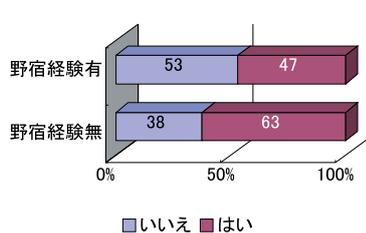
野宿経験の有無と住宅入居支援との関係 (%)



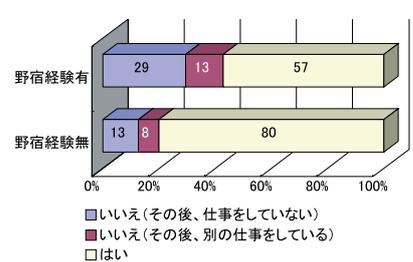
● その後の就労状況

野宿経験の有無と現在の就労を比較してみると、経験が無い人の方が現在、就労している割合が高くなっています。野宿経験無の人は「就労を継続している」「今は別の仕事をしている」をあわせると、90%近くになります。一方で、野宿経験有の人は、「就労を継続している」「今は別の仕事をしている」をあわせて70%となっており、違いが出ています。

野宿経験の有無と現在の就労の有無との関係 (%)



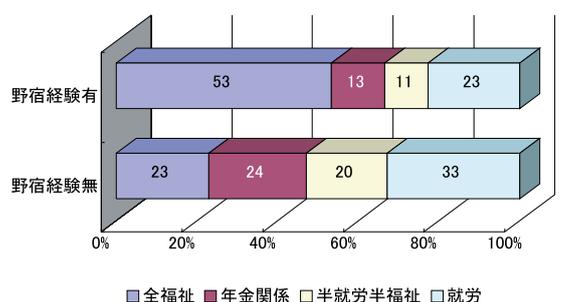
野宿経験の有無と現在の就労継続の有無との関係 (%)



● 現在の生活の糧は

野宿経験無の人の現況類型は、すべての類型でほぼ同じ割合として上がってきています。一方野宿経験有の人は「全福祉」の割合が高くなり、野宿経験無の人は、「全福祉」の割合が半分以下になった分、年金、半福祉半就労の率が有の人の割合に比べ倍近くになっています。また就労率も1.5倍となっています。野宿の予防が、全福祉にかかる負担を少しでも軽減するという観点からも、今後こうした野宿の恐れのある人へのサービス構築が大いに必要とされます。

野宿経験の有無と現況類型との関係 (%)



地域生活を支える住宅および居住の現状

●物件選びや入居までの手続きでは、多数がNPOや施設スタッフの支援を受けています

住宅探しにおいて、NPOの関与は全国ベースで5割以上あります。とりわけ、政令指定都市等や中核市・地方都市でその割合が高くなっています。四大都市では、各種施設が比較的整備されていることがあり、NPOよりは施設の関与の方が割合が高く、NPOが3割弱であるのに対して施設の関与は4割を超えています。このことは、利用した施設の種類の別に見てみると、より明らかになります。ホームレス対策施設や生活保護施設の利用者は、これらの施設のスタッフなどの支援を得て、住宅を確保しています。四大都市では、自分自身で直接行っている割合も、政令指定都市等や中核市・地方都市より高くなっています。施設の種類の別では、宿泊所の利用者に、「自分自身ですべてやった」という回答が多く見られます。宿泊所利用者は野宿経験が比較的短く若い人が多いので、これらの要因が影響しているのかもしれませんが。また、四大都市では、寄せ場地域等を中心にこれらの人々を対象とした住宅市場があり、支援がなくても住宅を借りやすい条件が比較的整っているからではないかと思われる。

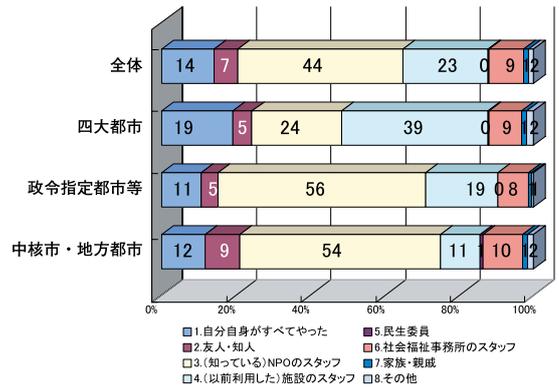
●敷金は福祉事務所からの支給が49%です

敷金の出所については、福祉事務所からが約49%あります。特に中核市・地方都市で、福祉事務所からの支給の割合が高くなっています。一方、四大都市や政令指定都市等では自分自身で敷金を準備した割合が高くなっています。特に、自立支援センターの利用者の場合は、半数が自分自身で敷金を準備しています。これは、センター在中所の就労による貯蓄だと思われる。約25%は敷金のいらない物件を借りており、これは地域を問わず全国的な傾向です。

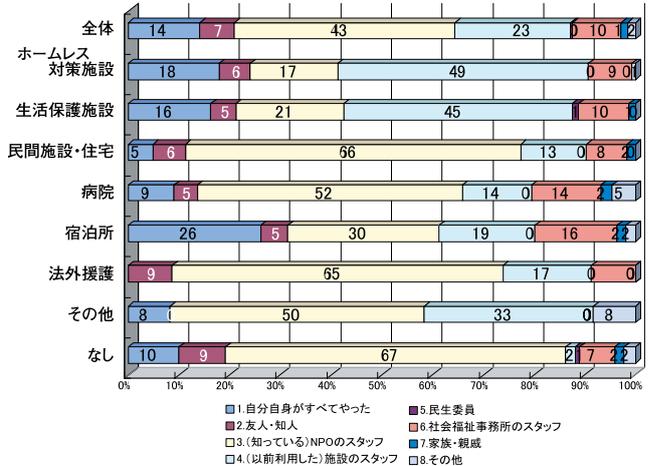
●保証人のいない物件を借りている人が多数です

保証人については、5割以上が保証人のいない物件を選択しており、四大都市ほどその割合が高くなっています。保証人が必要な物件の場合、政令指定都市等や中核市・地方都市では、支援者や団体が保証人になっている割合が高く、四大都市では、保証人代行業社を利用している割合が高くなっています。

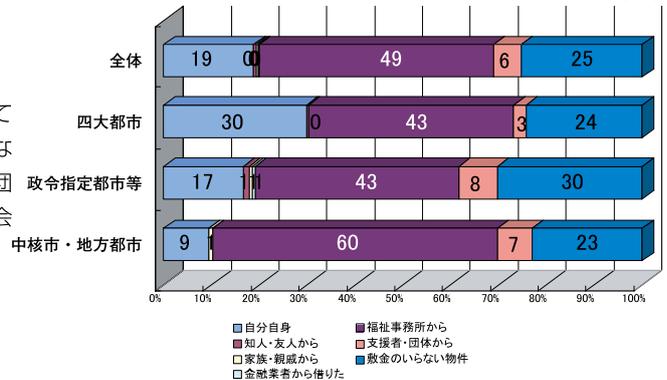
住宅取得の経緯(地域分類別) (%)



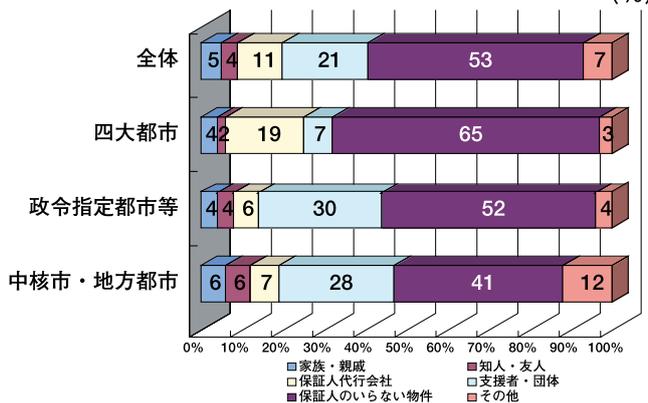
住宅取得の経緯(施設の種類の別) (%)



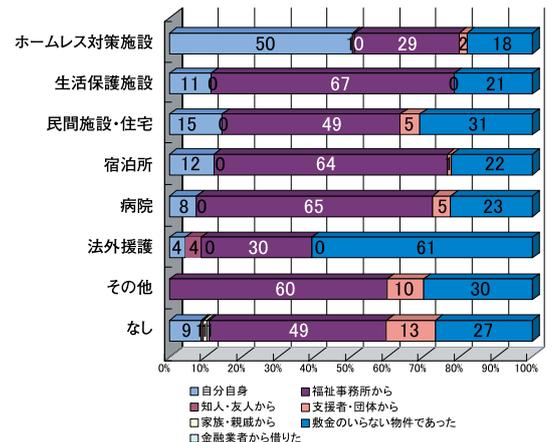
敷金の出所(地域分類別) (%)



住宅の保証人(地域分類別) (%)



敷金の出所(施設の種類の別) (%)



●家賃は40,000円前後、共益費の負担もバカになりません

住宅の家賃や広さを検討するには世帯規模別に分けてみる必要があります。本調査では回答者の95%が単身世帯であることから、単身世帯を取り上げて大まかな傾向を見ていくことにします。四大都市では、家賃額は40,000～45,000円が最も多くなっています。20,000円未満も多いのは、地域生活移行支援事業利用者（東京都の助成により3,000円の負担で住宅を借りることができる）が含まれているためです。政令指定都市等では30,000～40,000円が多いですが、首都圏内の政令指定都市等では45,000～50,000円のところもあります。中核市・地方都市では、20,000～50,000円と幅広く分布しています。四大都市では、家賃以外に共益費の負担が大きくなっています。共益費は、住宅関連費といえるものですが、現行の制度では住宅扶助の対象ではなく、生活扶助からやりくりしなければなりません。

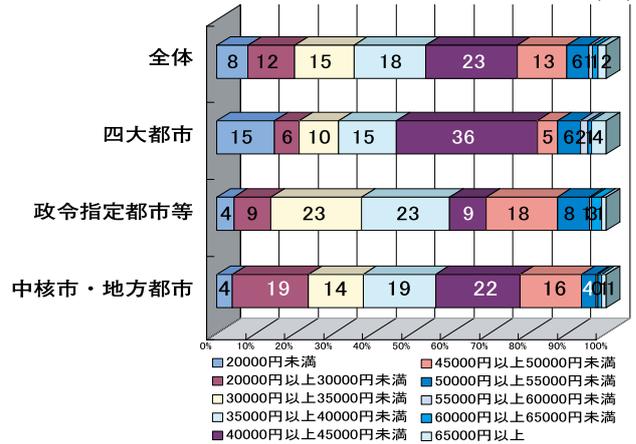
●住宅の2割が最低居住水準に満たない広さです

調査では、台所・トイレ・風呂を除く居室の広さのみを尋ねています。最も多いのは、「10～12.5㎡」です。畳にすれば、6～7.5畳程度になります。一方で、7.5㎡（4.5畳）未満が2割弱あります。特に、四大都市や政令指定都市等でその割合が高くなっています。ところで、住宅の最低居住水準に定められている広さは、単身世帯の場合は7.5㎡以上、中高齢単身者の場合は15㎡以上です。今回の調査の対象者はおおむね中高齢者に相当するので、中高齢単身者の基準にあてはめると、4分の3以上が最低居住水準未満の住宅に居住していることとなります。中でも、5㎡（約3畳）未満の狭小住宅に住んでいる人が1割弱いることは問題です。最低居住水準を満たしているかどうかを見るためには、専用の便所や浴室がある、などの設備条件の確認も必要ですが、今回の調査では設備条件までは把握できていません。

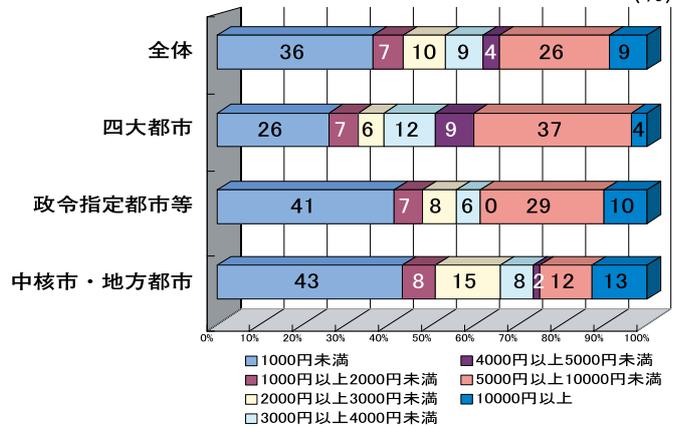
●公営住宅の利用は少数です

住宅の構造・種類は、鉄骨アパートやRCマンションなどの非木造共同住宅か、いわゆる文化住宅や木賃と呼ばれる木造共同住宅に大別できます。四大都市や政令指定都市等では非木造が多く、中核市や地方都市では木造と非木造の割合はほぼ同じ程度となっています。四大都市やその周縁都市では、簡易宿所や簡易宿所を転用した住宅に居住している人もいます。公営住宅の利用は少なく、今回の調査では13件しか確認できませんでした。

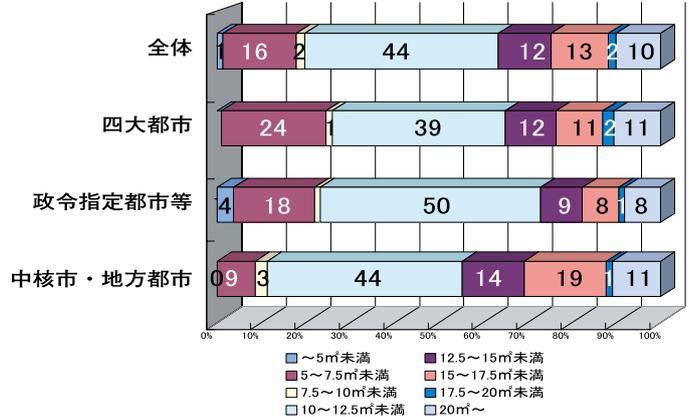
住宅の家賃（地域分類）（%）



住宅の共益費等（地域分類）（%）



住宅の広さ（地域分類）（%）



🐦 236 家賃はその地域の住宅扶助基準と深い関係があります

現行の住宅扶助基準は、47都道府県・14政令指定都市・35中核市ごとに、さらに1・2級地と3級地等に区分して408の額が設定されています。全国では、東京都の基準額が最も高く、53,700円（東京都1・2級地）で、最も低い基準額は富山県の21,300円（富山県3級地）です。（いずれも単身世帯に適用される基準額。）敷金・礼金の支給基準については、全国的には月額家賃の3倍額内の実費が支給されています。しかし、敷金・礼金の額は地域差が大きく、例えば、関東圏では家賃の3～4か月分程度、関西圏では5～6ヶ月分程度のもものが多くなっています。現行の住宅扶助費の支給範囲には、火災保険料や共益費、保証人代行業者への手数料などは含まれていません。このため、地域における不動産取引等の実態に即して、上記のような費用に対する支給拡大の要望があります。

このことについては、厚生労働省の「生活保護および児童扶養手当に関する関係者協議会」でも取り上げられました。同協議会の資料によると、各都道府県について、民間借家のうち住宅扶助特別基準額の範囲内で借りることができる住宅は全体の1割程度だそうです。また、生活保護受給者の公営住宅の入居については、厚生労働省側の「今は現金支給が基本であるけれども、現物の住宅を支給するという対策もある」との主張に対し、「住宅扶助は主に大都市圏の問題であるが、公営住宅の応募倍率は高く、また公営住宅に生活保護受給者が優先入居することは他のボーダーライン層との関係、就労関係、街づくりなどの観点から望ましいことではない。」という反論がなされています。

脱野宿後の就労の実態に迫る

●中間施設利用が就労にどのように影響を及ぼしたか

野宿生活を脱した後あるいは中間施設退所後に仕事に就いている人の割合は49%と約半数となっています。

これをさらに支援を受けた施設ごとにとみると、ホームレス対策施設、宿泊所、法外援護施設などで50%を超えており、一方で、生活保護施設や病院等の健康上の問題などで就労につく割合が低くなっています。

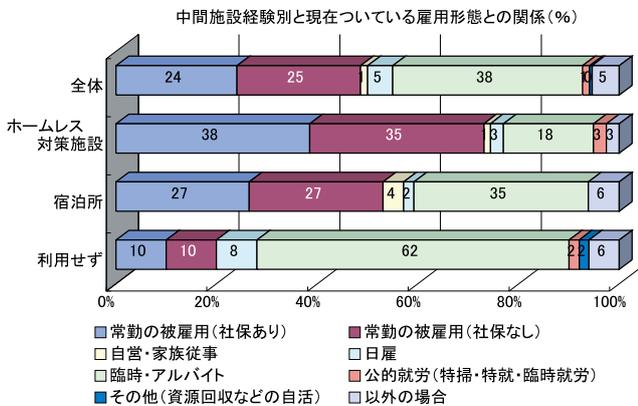
●就労を支える自立支援センターと宿泊所

生活保護施設や病院などの就労継続事例が少ないので、右記グラフ3分類で、仕事の継続状況をみてみました。

宿泊所退所者の継続率が著しく高く出ています。全体的に4分の1が仕事をやめ、また1割強が転職しており、コラムでも指摘されている仕事の継続期間が長くない、仕事を辞めた人の65%が一年以内での退職、失職であり、このことを考えると、いかに仕事の継続を支えるか、という重要なアフターフォロー課題がこの結果から見えてきます。また中間施設を利用しない人々も、仕事が継続している背景には、支援組織のバックアップがあります。

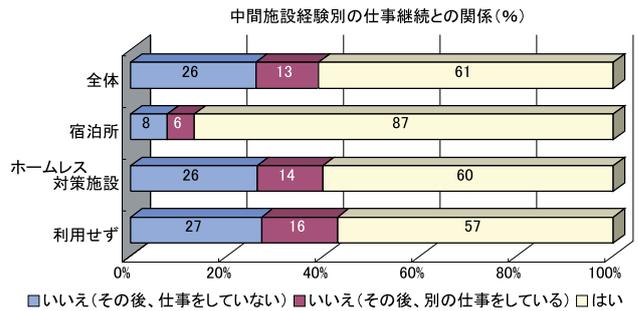
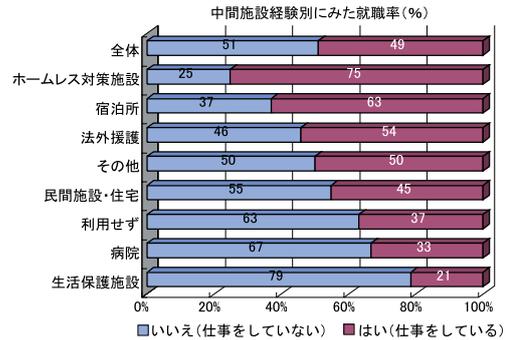
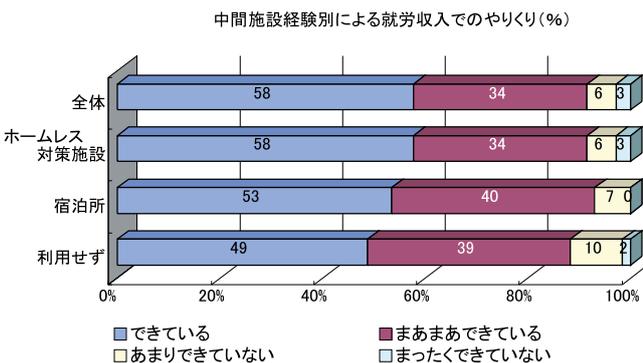
●中間施設別の就労時の雇用形態と職種との関係 (%)

●一方雇用形態をしてみると、かなり違いが見られます。常勤の社保つきは全体では、4分の1ほどとなり、とくに、中間施設を利用しない人々にとって、常勤層はきわめて限られてくることが明らかになりました。

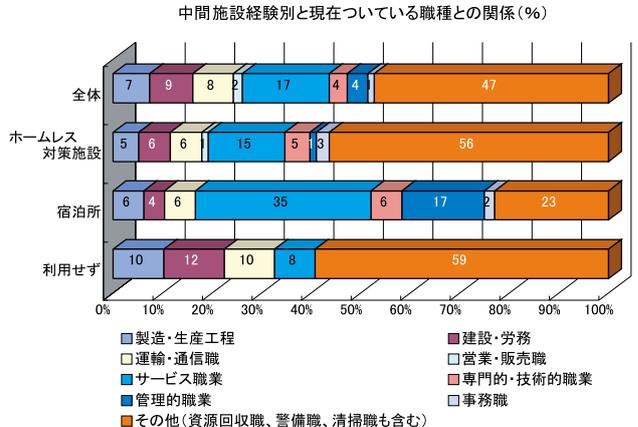


●今の仕事からの収入でやりくりできているか

仕事の収入で何とかやりくりできている状況が見て取れます。



●職種については、半分近くが警備、清掃職であることが判明しますが、宿泊所退所者については、職種は比較的多様なことがわかります。



●退職する理由を探る

●「健康を害した」がもっとも多くなっており、これについて、「職場での人間関係がよくなかった」という理由が続きます。
●その他の中身は、雇用先の倒産や契約終了、雇用条件がずさんだったり、短期・臨時の雇用であったりなどとなっています。

該当者総数	健康を害して	人間関係が悪くなって	給料に不満	勤務時間に不満	その他
107	32	23	10	8	41

●就労継続支援の重要性

こうした就労をして以降に生じる困難をいかにフォローし、就労と日常生活を包括的に支援していく仕組みをいかに作っていくのか、今後の支援のあり方に強く求められる課題でしょう。

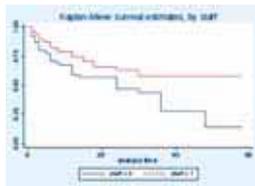
236 脱野宿後に、働き続けられる条件は何か？

中間施設などを経て野宿から脱却した人々にとって、生活保護に頼らない限り、その生活を維持するためには、「就労を継続すること」が何よりも重要です。そこで、野宿を脱却後、あるいは中間施設を退所後に最初に就いた仕事を、どれぐらいの期間継続できたのか、その継続状況に中間施設のスタッフとの関わり(アフターフォロー)がどの程度関連しているのか、統計的に探りました。

下のグラフは、就業継続率と継続期間の関係をみたものです。横軸は就業の継続期間で単位は月数、縦軸は就業率ですが、最初の月(0)に100%(1.00)であった就業率は時間が経つにしたがってだんだんと下がっていく様子がわかります。2本の線は上が中間施設のスタッフとの関わりを現在も持っている場合、下は関わりがない場合ですが、明らかに中間施設のスタッフとの関わりを持っている場合の方が就業率も就業継続期間も長いことがわかります。

また、その他の要因も含めて、定量的にその効果を探るために、「生存時間分析」と呼ばれる手法で就業継続期間を統計的に分析しました。下記の表がその結果ですが、推定(1)からいえることは中間施設のスタッフが現在

就業継続率と継続期間の関係



も関わっている場合には、そうでない場合に比べ就業継続率が4割程度も高いということです。また、その関わり方ですが、健康問題、仕事問題と個別に関わり方を限るのではなく、もろもろの生活相談を行っている場合にもっとも効果を挙げることがわかりました(推定(2))

によれば就業継続率が7割以上も高くなります)。そのほかの要因としては、やはり、健康状態が悪い場合には就業継続期間が短くなるということがいえます。

中間施設のスタッフのアフターフォローは、自立支援センターや救護施設などについてはわずかに予算措置されていますが、予算化されているアフターフォロー期間は非常に短いのが現状です。また、中間居住施設によっては、全く予算措置をされておらず、支援者やスタッフのボランティアに任されていて、行政的には軽視されがちです。しかしながら、この分析からは、こうしたアフターフォローによって、脱野宿の人々の就業継続期間が高まり、自立している期間が延びることがわかりました。こうしたアフターフォローによって、再野宿のリスクが低くなり、あるいは、生活保護に頼らないで済む期間が延びるのであれば、自立支援事業の一環としてきちんと予算化して積極的に実行することは政策的に重要であり、結局、行政当局の財政にとっても効果的となる可能性があります。

就業継続期間の決定要因

	推定(1)		推定(2)	
	ハザード率	標準誤差	ハザード率	標準誤差
女性	1.160	0.657	1.102	0.627
年齢	1.461	1.067	1.199	0.888
年齢2乗	0.913	0.075	0.930	0.078
年齢3乗	1.001	0.001	1.001	0.001
職業: 常用雇用	1.415	1.410	1.410	0.932
職業: 日雇	0.840	0.462	0.906	0.482
体調が良くない/あまり良くない	1.524 *	0.371	1.529 *	0.381
最近所と付き合い合っている	0.739	0.240	0.659	0.224
訪ねる友人・知人よくある	1.694	0.587	1.689	0.608
家に来る友人・知人よくある	1.344	0.550	1.201	0.554
住宅入居前の利用(自立施設)	0.736	0.393	0.589	0.348
住宅入居前の利用(無料低額宿泊所)	0.468	0.224	0.541	0.259
住宅入居前の利用(宿泊提供施設)	2.424	3.085	2.071	2.644
住宅入居前の利用(救護施設)	0.448	0.239	0.471	0.314
住宅入居前の利用(自立支援センター)	1.657	1.802	1.185	1.283
住宅入居前の利用(一時保護所)	1.324	0.409	1.252	0.349
住宅入居前の利用(支援者個人宅)	2.826 **	1.172	2.930 ***	1.218
住宅入居前の利用(NPO・市の借り上げ住居)	2.037	1.341	1.846	1.291
中間居住施設スタッフと現在も関わり有り	1.693	0.841	1.937	0.947
施設スタッフと現在も関わり(生活・住宅の相談)	—	—	1.134	0.502
施設スタッフと現在も関わり(仕事の相談)	—	—	0.690	0.396
施設スタッフと現在も関わり(健康面の相談)	—	—	0.829	0.586
施設スタッフと現在も関わり(その他の諸々の相談)	—	—	0.267 ***	0.132
Number of obs	253		253	
Log Likelihood	-438.5173		-434.9834	

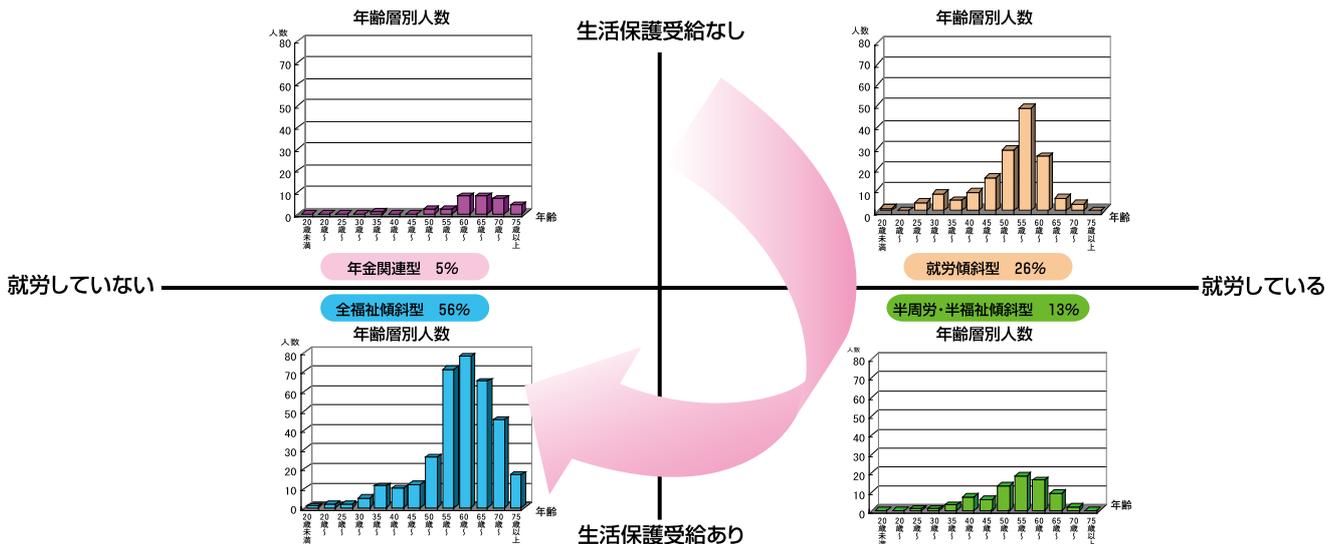
Log Rank Testという統計的な検証をしても、両者の間には統計的に有意な差がある(χ²乗検定は5%基準で棄却)。なお、グラフは Kaplan-Meier 法による推定である。具体的にはコックスの比例ハザードモデルを推定した。推定された係数はハザードベースに直している。

236 就労から半福祉半就労、そして全福祉へのプロセス

野宿生活を脱し地域生活に移行した後の生活資金源は、生活保護、年金、就労の組み合わせから、7類型が見られました。整理のために下図のように、「就労しているか、していないか」をX軸とし、「生活保護を受けているか受けていないか」をY軸とし、先のカテゴリを割り当てました。

生活資金源タイプ別人数

生活資金源タイプ	人数	%	平均年齢
就労傾斜型(就労賃のみ、就労賃と年金・年金)	163	26.1	52.8
半就労・半福祉傾斜型(生活保護費と就労賃、生活保護費と就労賃と年金)	79	12.7	55.2
全福祉傾斜型(生活保護費のみ、生活保護費と年金)	349	55.9	60.2
年金関連型(年金のみ)	33	5.3	65.8



生活資金源を就労と生活保護に分けた場合の年齢別人数構成

表のように、平均年齢は就労傾斜型、半就労・半福祉傾斜型、全福祉傾斜型、年金関連型の順に高齢化傾向がありました。つまり高齢化によって健康に問題が生じ就労できない状況になったとき、年金の受給資格がない場合は、生活保護による支援が不可欠です。野宿生活経験者の多くは、加齢にとまらぬ、半数ほどは、脱野宿後、就労生活をしたのち、生活保護支援に基づく生活に移行するパターンが見えます。

また半就労・半福祉傾斜型の人々は、全員が通過するわけではありません

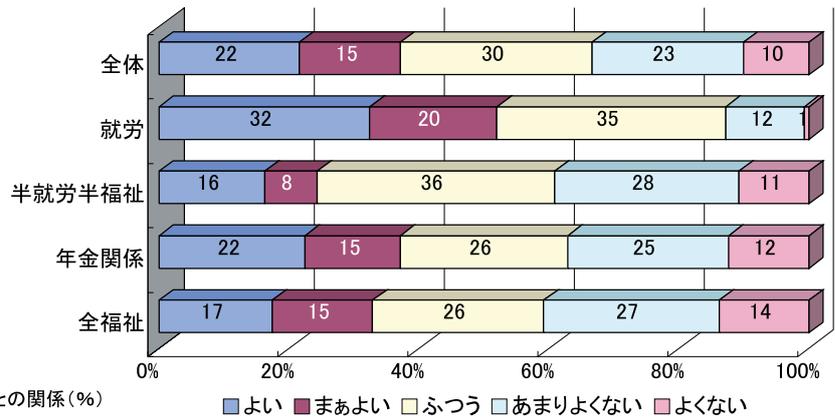
が、就労傾斜型から全福祉傾斜型へ移行する中間形態という位置づけに現状ではなっています。全国の支援活動の現状からして、このタイプに属し生活を継続するには、支援関係者がフルタイムでなくとも就労可能な就職先に関する情報を持っていること、行政窓口の生活保護の運用のあり方が大きな要因となり、この半福祉・半就労の型の人々が支えられていると考えられます。

健康状況について

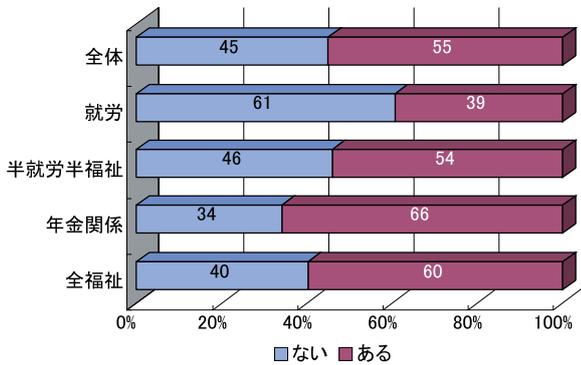
●現在就労している人の体調は、ほかの現況類型に比べよいと出ています。

全体をみると3割以上が健康状態がまあよい、よいとなっています。就労している人の体調は相対的にはよく出ていますが、半就労半福祉の人の体調は、他の現況状況と比較すると悪く出ています。

現況類型と現在の体調との関係(%)



現況類型と入院を要した持病の有無との関係(%)



●しかし持病をかかえている率は就労層でも4割近くあります

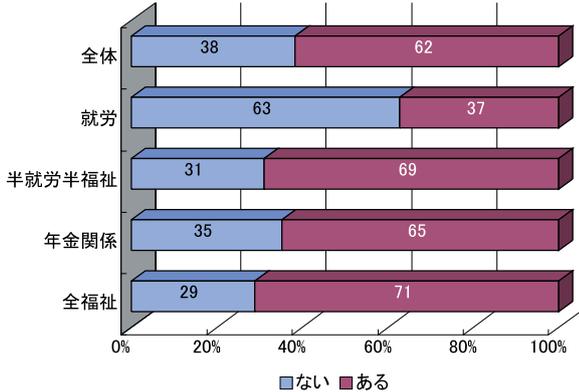
就労している人で持病を抱えている率は、5割をこえています。年金関係・全福祉の人たちでは6割をこえています。就労している人でも4割が何らかの持病を抱えてなら仕事をしています。

●現在の病状については、就労層でもやはり37%気になる症状を有しています。

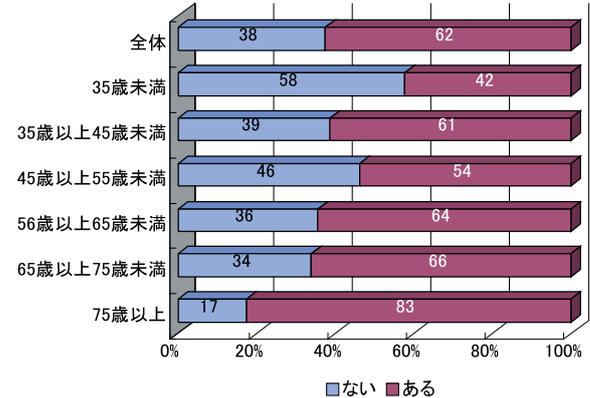
そして生活保護受給者を中心に、実に7割前後の人が気になる症状を抱えているという、厳しい状況がうかがえます。

年齢別にみて、若年層でも半数近くが気になる症状を抱えていることがわかります。

現況類型と気になる症状の有無との関係(%)



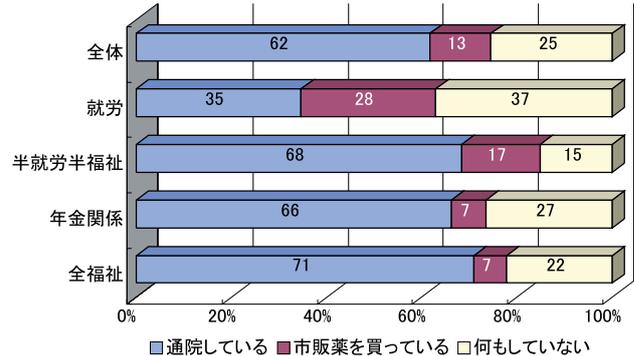
年齢類型と気になる症状の有無との関係(%)



●症状への対処の仕方について、就労層の自己ケアが弱いことが明らかになっています。

体調管理や気になる症状への対処は、通院したり市販薬を買うなどの自己ケアを行っている率が、7割以上を占めます。しかし、就労している人に関しては、症状への対処を何も行わない割合が高くなっており、症状への対応は、通院するよりも、市販薬を買って済ませる傾向にあります。

現況類型と気になる症状への対処法との関係(%)



健康状態に対する野宿生活の影響、脱野宿後の医療機関へのアクセス状況

野宿から脱した後に自立した生活を続けるためには、健康状態の管理・病状のコントロールが非常に重要です。過酷な野宿生活を経験した人々は、年齢の高さも相まって、既に何らかの持病・慢性疾患を持っている場合がほとんどです。このコラムでは、現在の健康状態とその決定要因、及び脱野宿後に何らかの気になる症状が出た場合にどのように対応しているか（医療機関へのアクセス状況）についてやや踏み込んだ分析を行いました。

上述の3つのグラフをみると、現在の体調感こそ、「わるい」「あまりよくない」ことを訴えている割合が約3割とそれほど高くはありませんが、事実として入院を要した持病、現在気になる症状を保有している割合は、それぞれ55%、62%とかなりの高率になっていることが分かります。細かくみてゆくと、生活保護を受けずに就労をしている人々と、生活保護を受けている人々の間には現在の「体調感」にはやや差があり、生活保護を受けている人々の方が全体的に体調が悪いことがわかります。しかしながら、事実として入院を要した持病や気になる症状の有無を尋ねると、就労している人々でも入院を要した持病、現在気になる症状の保有率は、それぞれ39%、37%と決して低くないことがわかります。つまり、生活保護を受けていない人々でも決して客観的な健康状態は良くはないことに注意が必要です。こうした健康状態に影響している要素を探るために、ロジット分析と呼ばれる統計的な手法で分析したところ、年齢や生活保護の有無のほか、野宿歴（野宿生活の期間）が非常に影響していることがわかりました。つまり、過去の野宿期間の長さが健康状態の悪化に影響しており、野宿を脱した後もその影

響が残っていることとなります。推定結果から計算すると、野宿歴が1年増えるごとに「体調がよくない」確率が6.0%、「気になる症状がある」確率が7.7%増加することがわかりました。

また、気になる点は、上述グラフからもわかるように、こうした持病・症状を保有していながらも、就労している人々は通院を行わず、市販薬（28%）や何もしない（37%）という対処の仕方が多いことです。この点がどの程度の深刻さを持っているか、マルチノミナル・ロジット分析と呼ばれる統計的手法により分析を行いました（表2）。健康状態や、年齢、所得、野宿歴の差異によって通院の必要性は当然変わりますので、仮に健康状態、年齢、所得、野宿歴が同じであった場合においても、生活保護を受けている場合と受けていない場合でどの程度通院状況が変わるかを計算してみました。生活保護を受けていない場合には、同じ状態であっても、約7割も通院する割合が少ないことがわかります（全サンプル）。また、体調がよくなく、かつ症状がある人だけを対象にして推計を行うと、生活保護を受けていない場合には、実に約9割も通院する割合が少ないことがわかりました。つまり、同じ健康状態、所得状態、年齢の人を比較した場合でも、生活保護を受けていない人々は、生活保護を受けている人々に比べて、著しく医療機関へのアクセスが困難であることが明らかになりました。このようなアクセス困難が起きる原因としては、健康保険証保有の有無、医療機関にかかることの心理的な抵抗感、就労の忙しさなど様々な要素が考えられますが、この状態を放置しておくことは、健康状態の悪化を招き、再野宿や医療扶助費増加のリスクを抱えることとなります。

表1 健康状態の決定要因

	体調がわるい・よくない確率		気になる症状がある確率	
	オッズ比	標準誤差	オッズ比	標準誤差
年齢	0.995	0.010	1.018 *	0.010
単身	0.801	0.369	1.167	0.532
女性	1.056	0.480	1.519	0.735
生活保護	3.348 ***	0.845	2.611 ***	0.564
所得	1.000	0.000	1.000	0.000
野宿歴（月数）	1.005 **	0.002	1.006 **	0.003
最長職：日雇	0.622	0.192	1.327	0.429
サンプル数	476		476	

表2 気になる症状が出た場合の対処の決定要因

	全サンプル		体調がよくない+症状があるサンプル	
	オッズ比	標準誤差	オッズ比	標準誤差
通院している vs 何もしていない				
体調よくない	2.866 ***	0.887	—	
入院を要する持病あり	1.835 **	0.466	2.469	1.477
気になる症状あり	1.940 **	0.535	—	
年齢	1.010	0.012	0.977	0.031
生活保護無し	0.299 ***	0.081	0.219 **	0.153
所得	1.000	0.000	1.000 *	0.000
野宿歴（月数）	0.997	0.002	0.998	0.004
市販薬を買っている vs 何もしていない				
体調よくない	1.106	0.529	—	
入院を要する持病あり	0.652	0.227	1.580	1.467
気になる症状あり	0.876	0.319	—	
年齢	0.986	0.015	0.952	0.041
生活保護無し	1.598	0.541	1.576	1.522
所得	1.000	0.000	1.000	0.000
野宿歴（月数）	0.997	0.004	0.992	0.013
サンプル数	448		146.000	

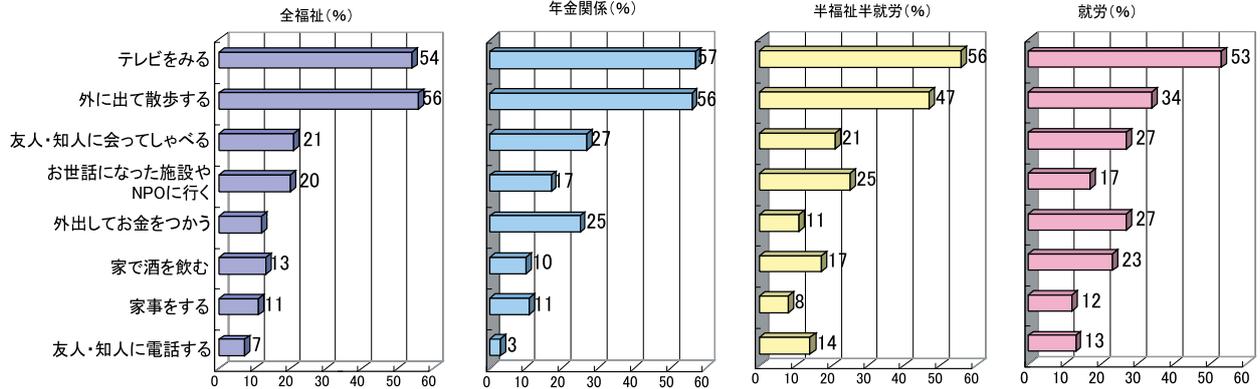
注) Multinomial Logit Model による推定

*は10%、**は5%、***は1%基準で有意であることを示す。

日常生活・地域生活の実態

●日常生活・地域生活の実態

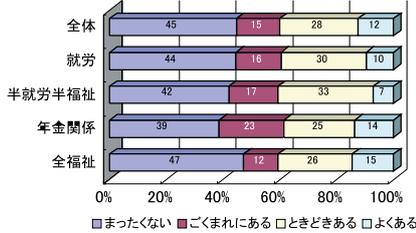
現況類型別に見た日常生活の過ごし方



いずれの現況類型においても、テレビ見る、外に出て散歩するという過ごし方の割合が高くなっています。ただし、就労している人たちは、散歩に出かける割合が他より低くなっているかわりに、外出してお金を使ったり、家でお酒を飲んだりして過ごす割合が高くなっています。

現況類型と家に来るような

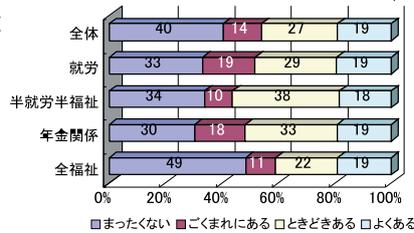
友人の有無との関係 (%)



現況類型による傾向は見られませんが、全体を通してみると家に訪ねてくる友人がまったくいない人が、4割以上にのぼります。

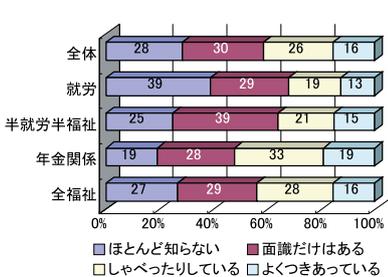
現況類型と訪ねてゆく友人、

知人の有無との関係 (%)



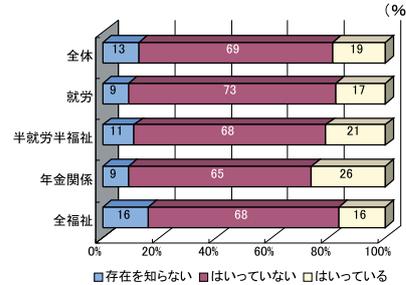
いずれの現況類型においても、3割の人が、訪ねていく友人・知人がいない状況にあります。特に、全福祉の人たちは約5割が訪ねていく友人・知人がまったくいないとなっています。

現況類型と近所のお付き合いの関係 (%)



就労している人の場合、地域の人たちとの付き合いはあまり活発ではないようです。一方で、年金を受給している人は、地域に住む人との面識もあり、付き合いのある率も高くなっています。

現況類型と町内会の加入の有無との関係 (%)



全体をみると、約2割の人が町内会に加入しています。現況類型ごとの差はあまり見られませんが、年金を受給している人たちの加入率が若干高くなっているようです。

家に来る人

民間NPO支援施設スタッフ	一般の友人	施設仲間	仕事関係	野宿仲間	同じアパートの人	公的支援施設スタッフ	医療関係なし	親族	パートナー
66	66	49	37	34	29	26	21	10	5
19.2%	19.2%	14.3%	10.8%	9.9%	8.5%	7.6%	6.1%	2.9%	1.5%
<ul style="list-style-type: none"> ●前の施設の人 ●JRの高架下で野宿しているときに世話になった地域住民の高齢者 ●ヘルパー、介護の会社に来るだけ ●支援団体のメンバー 	<ul style="list-style-type: none"> ●昔の仲間 ●釣り仲間 ●北海道時代の友人 ●酒飲み友達 ●ドヤの友人 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設入居当時の友人 ●同じ生保受給者 ●11期の仲間 ●施設の同期・同室の人々と交流が続いている。 ●シェルター時の友人 	<ul style="list-style-type: none"> ●会社の同僚 ●前職場の同僚 ●ビッグイシューの販売員時代の客。創価学会員なので距離を置いている。自分は無宗教だし、距離を置いて付き合いをしている。 ●一緒に土方をしていた人 ●大工仲間、1ヶ月に2回ほど 	<ul style="list-style-type: none"> ●昔の野宿仲間 ●元野宿の人で夜回りの時知り合った人、現野宿の人 ●同じ生保を受けた人。かつS棧橋でも一緒に野宿をしていた人が訪ねてくることもある。 ●ホームレス時代の友人、お互いに行き来する 	<ul style="list-style-type: none"> ●隣人。十年來の友人。野宿する前から。他に友人は居ない ●同じアパートに住んでいる人 ●同じアパートの元野宿の人 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設職員(救護施設と自立支援センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ●長崎出身なのでこちらに友人、知人はいない ●外部の人を呼べない、A施設の方針なので ●友人・知人はいるものの、今の状態を知られたくないので、自立するまでは会わないようにしようと思っている。 ●家は教えないようにしている。たまり場にされたら困る ●住まいを教えていない、過去の人と付き合いたくない 	<ul style="list-style-type: none"> ●妹、弟 ●妹、子供 ●兄(30年ぶりにたずねてきた)一役所の人が連絡 ●親族(あまり人を入れないようにケースワーカーから注意) 	<ul style="list-style-type: none"> ●宝塚出身の女性 ●1年半ぐらい付き合い合っている女性(43歳)、博多の交通センターでボランティアをしてパンを配っていたときに出会った。毎日電話がかかってくる。おかずを持って来てくれる ●友人はいないが、パートナーがいるので連絡しあう

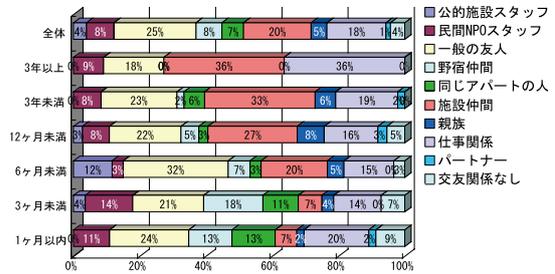
訪ねていく人

一般の友人	仕事関係	施設仲間	野宿仲間	公的支援施設スタッフ	同じアパートの人	医療関係なし	親 族	民間NPO支援施設スタッフ	パートナー
73 20.9%	61 17.4%	54 15.4%	52 14.9%	39 11.1%	30 8.6%	15 4.3%	14 4.0%	9 2.6%	3 1.5%
<ul style="list-style-type: none"> ●昔からの付き合い ●飲み仲間、遊び仲間 ●同郷の友人 ●TELをする、泊まりに行くこともある、昔からの知り合い ●高校時代からの友人 ●小中学校の同級生、2人ほど ●同級生の経営している自転車屋 ●飲み屋のママや昔からの知り合いなど 	<ul style="list-style-type: none"> ●以前の仕事仲間 ●仕事先の知人 ●札幌の大工仲間 ●警備会社にいたときの仲間 ●会社の同僚 ●日雇い仕事をしていたときの友人 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設入居当時の友人 ●病院での知人、5年前からの付き合い ●元寮生、月に1回程度 ●11期の仲間 	<ul style="list-style-type: none"> ●野宿時に知り合った、携帯メールのやりとりも、喫茶店であう ●野宿の方(月に2,3回)電車に乗って自分から訪問 ●J橋下で生活している仲間たち ●図書館などでの友達 ●同じアパートの元野宿の人 ●近くで野宿している74歳(年金受給者) 	<ul style="list-style-type: none"> ●S宿泊所の元担当者 ●ボランティア先 ●M館のスタッフ ●Sさん。炊き出しのおにぎりをにぎりにいく。 ●前に生活していたNPOの友人 	<ul style="list-style-type: none"> ●同じアパートに住んでいる退所者 ●隣人、高齢で体も弱いので介護する ●気持ちで付き合い合っている。食事を作って持っていくたりもする ●同じアパートに3人ぐらゐ。酒友達。 ●生保を同じように受けて、同じアパートに入居している人 ●アパートの人、その人達以外は無い 	<ul style="list-style-type: none"> ●NPOのS活動での安否確認、個人的にはない ●親も兄弟もいない。 ●あまり行かないようにしている ●ホームレスの時の仲間がどうしているかなーと思う時はある ●施設に外出を禁じられている。その前は外の友人と飲みに行くなどしていた ●支援センターや仕事仲間は現在音信不通 	<ul style="list-style-type: none"> ●お姉さん ●妹 ●友人なし、姉近くに住んでいる。月1回会う ●弟がいるが今はあまり関わりがない ●父親(N区で生活保護受給中) 	●施設	<ul style="list-style-type: none"> ●友人はいないが、パートナーがいるので連絡しあう ●生活全体の面倒を見てくれる。視力が弱い為、買い物、掃除、食事の世話

中間施設入所期間が3ヶ月未満である場合、交友関係についての特徴的な傾向は見られませんが、入所期間が3ヶ月以上となっている人の場合、施設での仲間との交友が目立ってきます。入所期間がさらに長期になると、この傾向は強くなるようです。

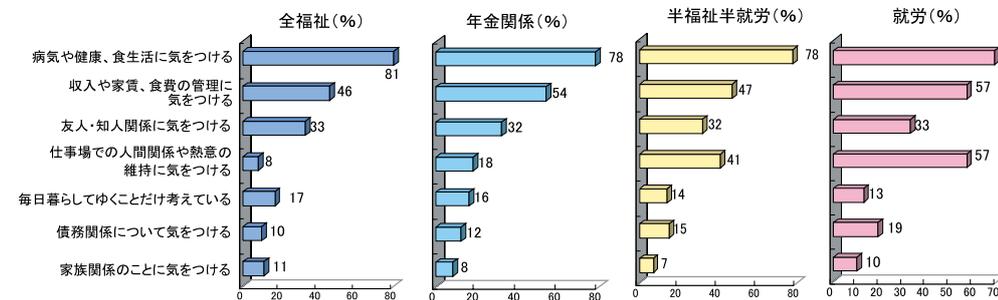
一方で、入所期間が短期間の人は、野宿をしていた時の仲間との交友が目立っていますが、入所期間が長期になるとその傾向は弱くなっています。

交友(訪ねてゆく)関係と中間施設入所期間との関係



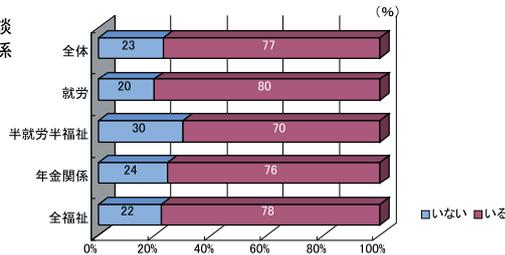
●今後の生活について

現況類型別に見た気をつける事項の回答率



いずれの現況類型においても病気や健康、食生活などの自らの体調に関わることや、収入や家賃、食費など、月々の決まった家計に関する事に気をつけています。これらに加えて、就労、半福祉半就労している人に関しては、職場での人間関係に気をつける傾向が強くなっています。

現況類型と困ったときに相談できる人の有無との関係



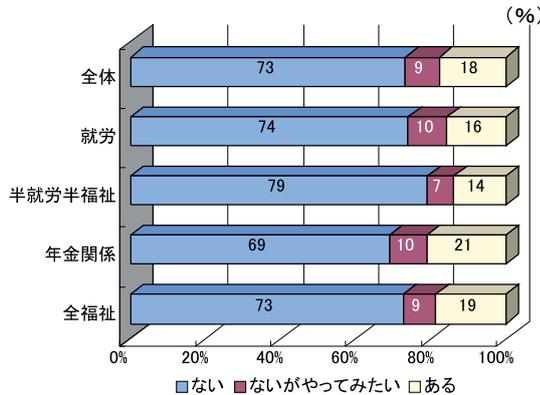
困った時に相談できる相手がない人が2割以上にのぼります。半福祉半就労の人たちの場合、3割にのぼります。内訳は自由回答分析を参照してください。

困ったときの相談相手

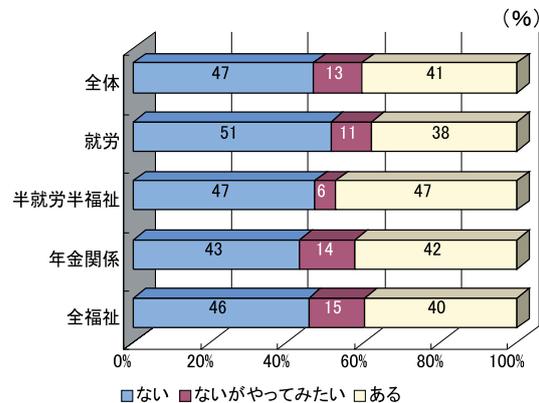
民間NPO支援施設スタッフ	公的支援施設スタッフ	親 族	一般の友人	仕事関係	同じアパートの人	医療関係	その他	施設仲間	パートナー	野宿仲間
304 54.7%	105 18.9%	59 10.6%	37 6.7%	17 3.1%	13 2.3%	8 1.4%	5 0.9%	3 0.5%	3 0.5%	2 0.4%
<ul style="list-style-type: none"> ●NPOの人に相談したい ●ボランティアメンバー ●教会の人など ●牧師 ●診療所の仲間 	<ul style="list-style-type: none"> ●ケースワーカー ●施設職員 ●自立支援センター職員 ●市役所福祉課 ●ケースワーカーに相談するしかない 	<ul style="list-style-type: none"> ●妹 ●甥 ●弟 ●姉妹 ●子供(娘) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ドヤの友人 ●遠方だが親友がいる 	<ul style="list-style-type: none"> ●飯場の友人 ●今の会社の上司 ●会社の親しい同僚 	<ul style="list-style-type: none"> ●自立して同じアパートにいるTさん ●隣の住人、Yさん ●病気の時とか隣人がどこかに連絡を取るだろう 	<ul style="list-style-type: none"> ●病院職員 ●かかりつけの医師 ●病院のMSW 	●高校3年のときの担任	<ul style="list-style-type: none"> ●施設入居時の知人 	<ul style="list-style-type: none"> ●事実婚の夫 ●恋人 	<ul style="list-style-type: none"> ●町に住んでいる知り合いの野宿者 ●野宿していたときの友人

● 打ち込んでいること、打ち込みたいこと、関わっていること、関わってみたいこと

現況類型と自地域や人とのまじわりで、他の人といっしょにやっていること、またやってみたいことの有無との関係



現況類型と自分で打ち込みたいことの有無との関係



地域や人とのまじわりをもっている人やもちたいと考えている人の割合は、20～30%の間に留まっている、あるいは20～30%もあると考えたらよいでしょうか。現況類型ごとにみると、年金を受給している人たのかかわりへの意欲が若干高いように思われます。内訳は自由回答分析を参照してください。

何か打ち込みたいことがある人の割合は5割以上に上ります。就労している人は、仕事を持っているためか、仕事以外に打ち込みたいことへの意欲が若干低くなっているようです。内訳は自由回答分析を参照してください。

打ち込んでいること、打ち込んでみたいこと

趣味・娯楽	仕事	ボランティア	資格・勉強	健康・運動	模索中	家族と過ごす
158 48%	56 17%	45 14%	39 12%	21 6%	7 2%	3 1%
<ul style="list-style-type: none"> ●釣り ●ドライブ ●読書、俳句づくり ●パチンコ ●ゴルフ ●口を当てたい ●ピースアクセサリ作り ●美術館めぐり 	<ul style="list-style-type: none"> ●漁師をやってみたい ●早く仕事につきたい ●まんが家になりたい ●軽作業的なこと ●居酒屋のマスターをしたい ●もう一度仕事(アルミ缶回収)をしたい。 ●会社をつくってみたい ●仕事して自立したい 	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動(大工仕事) ●老人や体の自由な人を楽しみを与えたい。慰問など。 ●週2回公園の清掃。公園のゴミ箱のゴミの分別。 ●炊き出しのかたづけボランティア ●社会活動(政治的な運動)に関心あり。友人の死がきっかけ(もつと世の中がよくなるべきだという思いから) ●早朝に小1時間、毎日マンション共有スペースの掃除を欠かさずしている。5～6月から始めた ●社会問題に取り組みたい 	<ul style="list-style-type: none"> ●パソコンの勉強 ●パソコン教室でExcelとWord受講を今年はじめた ●余裕が出来たら大学へ行って学びたい ●ヘルパー2級の資格を取りたい ●管理栄養士の資格を取りたい 	<ul style="list-style-type: none"> ●野球 ●断酒会への参加 ●ジムに通う、健康のため ●水泳で大会に出る(上海大会) ●地域のスポーツサークルで汗を流したい ●弓道をもう一度やってみたい(足が治ったら) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ありすぎてまとめられませんが、今で十分 ●やりたいことがあるがお金がない ●身体が疲れなければやってみたい ●口には出せないがやってみたいことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●パートナーが欲しい。作りたい。弟や妹たちと会いたい ●家族が欲しい。家族が必要 ●嫁をもらい、子を産んでもらう(4年越しの彼女はいる)

関わっていること、関わってみたいこと

ボランティア	サークル・趣味等	祭り・イベント	清掃	その他	宗教
34 24%	32 22%	27 19%	26 18%	18 13%	7 5%
<ul style="list-style-type: none"> ●おにぎり配りの手伝い(現在もやっている) ●夜回り会の食事会など ●子供の見守り、交通指導 ●ボランティア活動(温水プールリハビリ付き添いをやっている) ●近所の人の手助けになるような自分ができることをしたい。支援住宅の仲間と、気楽につきあえるようにしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●夕涼み会に入会しており、バーベキュー等参加している ●釣り ●0の会(食事会) ●酒、温泉。友達と遊びに行ったり温泉に行ったりしない。 ●歴史研究会、文学研究会など ●旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ●近所で祭り等してみたい ●近くの公園でカラオケ大会が開催されるので参加、参加賞をもらった ●W保育園の行事に参加、子供中心の繋がり ●実際に地域の運動会や世話などをしている ●花火大会の見物 ●町内会の祭り 	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア清掃に参加したり、お茶を飲んだりする ●町内の草取り ●梅林公園やたくさんある神社、公園のフリーテニスのグラウンドなどのそうじ ●町内の年寄りらとゴミ整理をしたい ●自分でできる範囲なら、溝掃除とかでも ●団地内の清掃、季節の花の植え替え 	<ul style="list-style-type: none"> ●図書館などでの知人たちのおしゃべり ●アパート内で困ったことや問題があれば話す ●消防団に所属 ●河川敷周辺で農家の人等と収穫した野菜をやりとりしている。 ●障害者の人たちと一緒に色々な行事をやっている 	<ul style="list-style-type: none"> ●教会に行っている ●教会でのボランティア(そうじ) ●創価学会の座談会など。

打ち込みたいこと・関わってみたいことがない理由

- 進んでやってみようとは思わない
- 仕事や忙しく、暇な時間や休みもない
- 面倒くさい。自分の行動範囲は狭いと思う
- 取って置きたいということではないが、お金が掛かるため
- 人付き合いはもう面倒くさい

支援団体の声の一部を紹介します

●虹連が実施したアンケート回答のあった支援団体概要

訪問はさせていただきましたが、文書回答がいただけていない団体さんにつきまして掲載いたしておりませんことご了承ください。

支援団体	地域分類	団体の活動開始年	当該市域・地域での野宿生活者数公表数(人)	実態予測数	現在まで支援した脱野宿地域生活者全数(人)
A	2	2003年	607	800	約170
B	2	2000年	205(2006年9月)	280(2006年度平均)	約400
C	3	2005年	30(2007年1月全国調査)		40
D	3	2002年	74(2006年10月)	約100	約35
E	3	1996年	120前後	140位	187
F	3	1993年	35	70	30
G	3	1987年	130~140 150~160		約60(2006)、約50(2005)
H	2	2003年	調査中		99
I	2	1997年	168(2003年2月)	200以上	100以上
J	2	2000年	153(2005年市発表)	予測250	190
K	1	1985年	804(2006年6月市発表)	実数はもっと多い	約350
L	3	2004年	9	18	160
M	3	2002年	38(2003年)	200強	16
N	1-3	2000年	6,361、1,928、829、668人	6,500、1,800、800、700	4,000
O	3	1999年	43	20	約36
P	3	2004年	14	70(県下100)	22
Q	1	1989年	372(2006年8月)	400~500	約3,000
R	3	1999年	100弱		100
S	2	1993年	938(2005年)	850(2007年)	550~600/年、14年間数は膨大
T	3	2004年	120前後		3
U	2	1999年	120	150	350

地域分類 1：四大都市、2：政令指定都市等、3：中核市・地方都市

複数の地域にまたがって活動している団体については、地域ごとに野宿生活者数公表数、実体予測数を記しています。

●今回の調査の結果は、貴地域、貴団体、貴施設の支援の現況を反映したものであったでしょうか。

団体Nのように、ほぼ反映しているとの回答が半数近くありました。ここではそれ以外の声を中心にお伝えします。

N：法人内における地域ごとの支援の現況や、制度上（生活保護）の取扱いの違い等、各地域の特性が反映された内容になっていると思います。

A：今回の調査ではバラエティに富んだ人選をしたので、全体の現況を反映したものとはいえない。脱野宿地域生活移行の方法は、就労・入院・救護の3通りが主流なので、結果通りといえるだろう。

D：路上から脱却するための支援方法は多種多様であるため、今回の調査人数ではどちらとも言えない。

K：6人しか聞き取りができておらず、全体を反映しているとは思えない。

P：社会貢献活動を通じた相互支援がきっかけで自立した人が中心となっている。

Q：当組織で雇っている人からアンケートをとったため、「就労自立」が多い。

S：「半就労半福祉」を中心に野宿者の自立の創出を模索している。今回の調査は、そこにある程度触れていた。

●「脱野宿地域生活移行（経路）の実態」について

A：全国のように多様な状態が正しいのだろう。当会は「就労自

支援」に特化した団体なので、自立へのシステムができあがってしまっている。

F：ホームレスの人たちに対する公共施設は何もないので、脱野宿地域生活移行の方法は、病院からか、路上から支援者の協力を受け直接上がる二つの方法しかない。

G：生保獲得の間2～5日位、簡易宿泊する旅館は市が契約しているが、10%も利用せず、直接地域生活に移行できる。

I：最も多い方法として、NPO(1部屋)、行政(5部屋)を経由して地域生活に移行する経路が現在の所、無理なく確実にできている。次に病院からのもの、また貸付金によるものと続いている。

M：(1)緊急入院になるまで生保への道は開かれず、また日常的な予防医療の行政施策なし。(2)民間アパートへは保証人が得られず、住居を獲得できぬ。故に生保も無理。(3)「生活保護法による保護の実施等によりホームレスに関する問題の解決を図ること」とあるが、「宿泊場所の一時的な提供」がなされておらず、生保への道は閉ざされたまま。

P：ホームレス自らの努力により社会貢献活動を通じた自立。家族の元に戻る。他府県からの移管。女性センター・ショートステイ・救護施設経由での自立。

S：地域生活に移行はするが、定着しない。理由=(1)低環境「住居」のてんこもり状態で、これを「ハウジングファースト」と呼べるのだろうか？ 箱物施設がすべて中間施設化している。(2)「かわり」が不可欠なのに「必要なのはハード」だけの認識。



●「現況類型 全福祉、半福祉半就労などの実態」について

行政の生活保護の運用の仕方と、支援者の生活保護に対する考え方が支援活動内容に影響を与えているようです。

A: ホームレスの人の2~3割は何らかの障害を抱えていると言われている。年齢や障害の有無などと関連づけないと見えてこないものがあるのではないかと。

F: 福祉の方も全福祉しかなかったのですが、最近は半福祉半就労の話にも応じてくれました。でも話だけで終わり、実現したことはありません。原因はホームレスの方にあるのも実状です。今まで何度も職業を紹介し、就職してもらっても、1週間、1ヶ月、3ヶ月でその職場から去っているのがほとんどです。



G: 当会が生保申請するのは、病気か身障者で、健康な方は働くことを条件に一時的に受給し、あくまで自立を願っている。

I: やはり高齢者、持病のある者を優先して支援するため、全福祉が多い。続いて半福祉半就労、わずかだが全就労のケースもある。大切なことは、半福祉半就労でも生活が可能であるということをしっかり理解していただくことだと思う。

M: 年金があるのに、無住所で給付を受けられないままの人もいた。

P: 全福祉による自立については、自立後、ボランティア活動に参加。半福祉半就労については、3ヶ月くらいで就労自立した。

Q: 半福祉半就労は移行支援事業から輩出している。路上から生保適用された人は全福祉のままか、保護廃止になっているケースのほうがまだ多数派だろう。

●「アフターフォローの必要性に対するご意見、あるいは、その効果・問題点」について

支援団体の多くが必要性を訴えていますが、現実に積極的活動を行っているところは多いとはいえないようです。その理由として、アフターフォローで直面する問題が多岐にわたるためと考えられます。たとえば、アルコール依存、ギャンブルといった嗜癖の問題、メンタルヘルスの問題、債務処理の問題などがあり、その対応には専門知識が要求され、小規模な支援団体活動の守備範囲をこえるものです。特定の問題に関して中間居住施設は解決に向けての検討に一定の期間を確保できるという点で有効なようです。しかしこういった施設をもたない中核市・地方都市のアフターフォロー活動はとりわけ困難なようです。



A: 生保や年金での自立組は相当数が順調である。しかし、就労は一人暮らしを始めたたん、つぶれたり、逃げたりしてしまう例が多い。想像以上にアフターフォローは重要だ。

I: アルコールの依存の方(数名)には毎朝の抗酒剤支援、通院支援、居宅訪問支援などにより、支援が継続している。金銭管理などをやらなければ、生活が立ち行かない人の支援をどうしていくかという課題がある。

N: 年間施設退所者数が約3,100名(平成17年)でした。そのうち半数の約1,500人に関してはフリーダイヤルの案内を行ったり、気軽な行き来がありますが、社会から孤立しがちな方へのわか

わり方としては、不十分な内容と考えています。

きめ細かな支援の必要性を理解していただき、アフターフォロー等に関する行政等からの資金援助を求めています。

S: 自分で自分のことを言えるようになることが自立なのだ。隠し続けるのではなく、制度として明らかにされ「配慮」されるのではなく、路上に戻って踏ん張るか戻るまいと踏ん張るか、失敗を認め恥ずかしいと感じてでも施設に戻ってやり直すか今度は自立支援システムを使わず独力で再チャレンジか、いずれも本人が悩み迷い怖がりながらも決めることだ。その力が自分の体内にあることを、本人に確認していただくのが支援だろう。

アディクションに対する取り組みが質量ともに不可欠。医療機関=依存症診断・解毒機能。福祉事務所、シェルターにスキルがあまりに不足。

●「支援、ボランティアの人材の状況、他の専門家集団とのネットワークの実状」について

A: ホームレスの自立支援には経験と知識が必要。ボランティアをスタッフへと育成することも急務に思う。他団体とのネットワークはつくろうと思えばつくれる。NPOの根源は全て一緒。



C: 市では、本年度より元野宿生活者である生活保護受給者を対象に、「C市社会生活自立支援事業」が実施されている。

F: 支援者の多くが配食だけで良いと考えているようで、職業紹介に関しては逃げているのが実状です。アパートを借りる時の保証人も、生活保護が確定した人だけになっているのが実態です。医師会や弁護士会にも手紙を出しましたが、何の連絡もありません。教育委員会などは「新聞に投稿するのは控えてほしい」という状態です。

I: 障害者支援団体との協力がうまくいっており、継続して連携している。課題は、ボランティアは一時的には集まるが継続が難しいということ。

J: 地域生活に移行した後に、ボランティアに参加する元当事者が多数存在する。支援活動の一環として運営しているリサイクルショップ店舗の責任者、アルバイト、お手伝いも元当事者である。司法書士、弁護士等と協力し、多重債務や離婚訴訟(女性)の解決の支援を実施している。他ホームレス支援民間団体との連絡会議を組織し、情報の交換、協力体制を構築している。

M: 人材不足。現在は少数精鋭で。また、資金、物資の不足。行政は「支援法」にあるのに、一切力を貸さない。少しずつ輪を広げたい。

P: 正しい情報の発信による情報の共有→役割分担等のコーディネートによる専門家を含む行政・半公共団体による問題解決行動。他NPO団体との連携によるボランティア・バイト支援。

Q: 路上の医療相談は医療従事者の篤志に支えられている。法律家・司法書士は自前で支援活動を展開しておられる。専門家集団とは公的事業の中で連携をとることが多い。例えば保健所による路上結核検診にNPOから相談員を派遣したり、移行支援事業と無料低額病院との連携などである。

T: 医療、福祉関係の有職者と学生のメンバー6人が中心となり、それに加え5人の協力者がある。他の専門家集団のネットワー

クとして医療関係一県看護協会、福祉関係一県介護福祉士会、県社協、市社協の協力がある。

R:中心メンバー 10人と補佐的メンバー 15人の合計 25人で活動を行っている。医療関係として生協診療所の協力を必要時得ることができる。

●「病院やシェルターなどとの連携、行政との連携の有無、福祉事務所の対応に対する意見」について

A:病院や行政との連携において、一番大切なのは、情報の共有だと思うが、守秘義務や個人情報保護の観点から難しいと考えられる。協議会や委員会などで情報の共有と目的意識の共有を図らなければ、改善は難しいだろう。



E:個人情報保護法案の壁が厚く高く、連携が厳しくなりました。

I:幸いなことに、一つの病院のソーシャルワーカーのチームとの連携を継続しており、何人かの居宅支援に結びついている。福祉事務所の対応については、ケースワーカーによって対応がかなり異なることに問題を感じるので、どうにかならないだろうか？

G:当会は、県・市の福祉関係（行政）との連携が強い。病院、行政、福祉事務所と大変仲良く、発展的である。特に福祉事務所員は毎回、市本庁の課長補佐は月に一回夜回りに同行され、困りごとを即刻解決できる。

J:行政とは、担当部署（市健康福祉局社会課支援係）と定期的な懇談をし、施策の検証や情報交換を実施している。

M:病院医療ソーシャルワーカーは病院にもよるが、かなり親身に対応してくれる。行政にやる気が見られない。

N:生活保護を受給する福祉事務所によって扱いが変わってしまうという実態は、各利用者の支援を行う上で生活保護法遵守の観点からすれば問題がある。

P:行政、各種関連機関とは、従来の仕組みを活かして役割分担して連携している。しかしながら、ホームレスの実態把握による政策・行動計画等の遅れによる地域間格差がある。そこで、情報の共有を図ることによる格差是正、官民が協働の視点によるシステムづくり、スペシャリストの養成等の政策提言を望む。医療・福祉・仕事に関する巡回相談会、環境関連の助成金・委託事業を利用した一時的就労の創出と社会参加へのきっかけ作り。

●「これまでのうまく支援が継続している事例、改善の余地のある事例、こうしてほしい、こうしてみてもどうか、新たな仕組みの提案」について

D:人材（働き人）が足りません。あまりにハードで1回以上手伝いに来た人が見事ゼロです。祈るのみです。

G:自立支援センターの開設も住民の反対で進行せず、民間、ボランティア団体で実施できるような仕組みづくりができないのだろうか。

J:行政運営の支援センターの存在が、排除、撤去を正当化する根拠とされる傾向が見られる。路上に出る寸前の境界線上の人たち（失業や多重債務等で家賃が払えず万策尽きつつある人たち）への施策が十分でない。

M:資金、物資提供に、キリスト教会の支援が大きい。ホームレスとface to faceの人間関係が密。NPOの資格が必要なのだろう

か。

P:ホームレスとの相互支援活動、全福祉の人のボランティア活動参加、福祉行政の格差是正及び窓口の一元化（ワンストップサービス）、ホームレスを生まないまちづくり創生基金の創設。

S:多様な働き方、多様な社会参加の方法が創出されるべきだろう。新たな社会編成の発想として「半福祉半就労自立」が大胆に掲げられるべきである。半福祉半就労自立のシステムをつくらないかぎり、多数の野宿者の自立の可能性はない。施設入所就職を目指す場合、大規模施設は不要。小規模で個々人の内面に即して関わることと、システムとして実験就労が不可欠である。社会との関わり方のスキルアップが不可欠。施設には多彩な自立へ施設の認識と取り組みの活性化を求める。多くの自立支援施設で「半福祉半就労」の認識が皆無に近い。新しい社会編成の可能性を創出すること。

ホームレス問題は福祉に限った問題ではないという意識統一を行政内でもつ必要がある。そして、福祉部局以外の部門においては、「これまでの方法ではホームレス問題が解決できない」から、横断的な取り組みを試みているということを理解する必要がある。

大都市等で委託事業等を展開している民間団体は全国の民間団体の中ではごく一部であるため、それらの団体がスタンダードではないという意識は必要である。民間団体との連携は必要不可欠であるが、地方都市の支援団体は組織力、資金力、専門性を必ずしも持ち合わせているわけではない。そういったことを明確にした上で、民間団体の位置づけ、役割を考えなければならぬ。

R:この3～4年、市役所に越冬対策を掛け合っているがほとんど前進がない。市役所は、市民の無関心にあぐらをかいている。野宿の人が100人に満たないので、年をとって働けなくなり病気になれば、生活保護で救えるから、何も特別に野宿者対策はしないでかまわないと思っている。市民に対してもピラマキをして、野宿者もR市民だと訴えてきたが、市民の意識を変えたとはいいがたい。



●「その他」

C:短期自立支援住宅について・入所者同士の人間関係は非常に良く一旦施設に入るとそこから抜け出せない。

S:ホームレス数が減少しても、具体的な自立支援施策を推進していない自治体では、どのような評価をするのか。

ホームレス数が減少しても、具体的な施策が展開されていない自治体において、現にホームレス状態にある人の生活状況は全く変わっていない。そのような地域を含めて、数値的評価のみによるプラス評価をする事には慎重であるべきである。

景気の拡大でのホームレス減少に残った実態は、高齢者、障害者等の労働市場に吸収されにくい人たちである。数値的減少が見られても、むしろ実態は深刻化、濃縮化している。

<編集過程で原文を変更修正させていただいている部分があります。ご了承ください。>



1年間にわたった聞き取り調査・取材をふりかえって

●調査をしてよかったなあ、という実感はあった

誘導っぽい調査は避けたかったことです。人の顔の見えない調査とか、憲法をどうするかの問題などの調査をみましても、多数がこうだからだろうだ、と見てても危なっかしいなと思うシーンがしばしばあります。だから統計よりも対話とか、状態よりも関係性を重んじるということを決めた今回の調査では掲げてみました。やはり、ホームレスというこれまであまり問題視していなかった。社会福祉の新たな分野の課題について、現場主義というか、現場を丁寧にききと見直すというのは、地方政治にしろ社会福祉にしろ、基本の姿勢として大事だということがよくわかりました。中間年の見直しがあるから調査をやったと言うよりは、見直しのために厚労省が調査し、その厚労省調査だけでは足りないだろうから、それを虹の連合調査で補完し、こういうことがあった、という点では意味のある調査だったと思います。困難というひとことだけでは片づけられないような、生活再建型の住居施策、メンタルケアの重要な就労支援、稼働年齢なのに早老化する人々への生活支援、病気に伴う疾病ラベルがはれない人への福祉支援、などなど。社会の一部分の問題を社会がどう考えていくか、ということを決める際、いっしょに考えましょうと、法律があるからというだけでのスタンスでやったのではなかったという実感を調査から得たかな、と思っています。

●ホームレス現象、支援法制定の5年前と今、違うなあ

法制定時に賛否両論ありましたが、けれどもとりあえずそれで行こうって走ってきて、中間年を迎えて、これでよかったのか、という、法制定時に論点となっていたことが、5年たってあとのときの判断、あとのときの状況からどんなふうになって変わったのか、ということが、今回の調査で言えたかどうかは、ちょっと疑問ではあります。たとえば「故なく公園に起居している」という表現が、5年後の現時点の今回の調査で「故なく起居している人はいるのかいないのか」、について、脱野宿自立とは区別して野宿継続自活、という苦肉の表現を用いてみました。もともと民主党案のとき、かなりホームレスの定義は広がったが、自民党案になって狭められて、今回、我々の提案ももう少し広げるべきだ、これが実態だ、というところが調査の着地点となっています。言い換えれば、ホームレス「経験者」という定義にたどり着いた、改めて確信をした、という言い方でつきます。これをみんなの共通のホームレス認識として、施策や野宿の現状を認識して欲しいということでしょうか。

●ホームレス現象が身近なことばで語られはじめた、それでいいのかな

調査では、野宿経験のない脱野宿の事例も多数あがってきています。法の付帯決議で格調高く言っていた、ホームレスをはじめとして社会的に排除された人を社会に再参入させるためのきっかけにすべきだ、という努力は確実に実を結び始めていることがわかりました。同時に、多数存在する地域もありますが、野宿になる恐れのある地域というより、そういう「人」が全国的に広がっている感じがしました。そのホームレス現象のたとえば若者への広がり、ぼくもホームレス、わたしもホームレス、という社会の感覚は、5年前に比べて格段に増したのではないのでしょうか。対照的に、野宿が長期化する人々への抜本的施策は、見守り継続というスタンス以上のものを打ち出せなかった未達成感があります。

●生活保護という両刃の剣、そしてアフターフォロー

予想通り脱野宿の切り札は生活保護受給であったことがわかりましたが、野宿という経験を経た生活保護に対して、良くも悪くも、排除もし、生かされもしているという、両義的なものや感覚が残りました。施策、施す策ではなく、もっとこれを生かそう、使いこなそうよ、というような生き方が、もうひとつ見えなかったと思います。ただボランティアに参加したいとか、清掃に参加したい、イベントや地域の祭りに参加したいという人は結構いましたし、アフターフォローを受動的に受けるよりも、こういうことを通じた活動は、居宅保護生活を送っている人には特に必要なのかもしれないと思いました。

●中間施設、そして家そのものが施策だ

やはり住居というか家をもって支援する、そしてひとつの新発見、再発見が中間施設であったという点でした。施策を作って支援するのか、やっている支援を施策にするのか、みたいな問題設定を家は感じさせてくれたということでしょうか。家という資源、住宅そのものが施策という社会資本だということを実感し、そしてそれが全国バラバラ、非常に色々な顔を見せてくれました。ボランティアに任ず、今までは施策が足りないのを住民の力を生かすという不遜な態度で、日本の社会はさまざまな困難な問題に処してきたことを、自省する機会となりました。

●就労自立については物足りない調査になってしまった

就労自立に関して、調査の結果として読みにくい、これは引っかけかっています。就労というのは、銭金を稼ぐための就労というだけでなく、再参入とか職業的リハビリテーションとか、そういう意味でもっと見直されるべきでしょう。

こうした就労に対する再参入というか、社会の相互理解というか、そういう概念でさらに深めていくには不十分な調査設計だったかもしれません。要するに就労の面と社会参加とか、こういうのをうまく見れていければ、就労がもたらす共感の部分がふくらみ、本人の自尊を見た方がいいという接し方も出てくるでしょう。何人就職したとか、どんな支援が必要だとかも大事ですが、もっと大事なセラピーなり再参入の意味を掘り下げて、考えないといけなないと思います。

●NPOべたほめ、役所はだめ、だけではない

NPOべたほめだけでなく（分析結果ではほめているので、少し辛口）、コンプライアンスという観点で言うと、NPOを生かすということは、同時にNPOが自身を客観化する、自己・外部評価のシステムをきっちり持ち、自己研鑽・スキルアップし、当事者から信頼を得る、社会の共感を得るといったものです。そういうチャンネルを持たないと、それはそれで役所や既存の運動体が陥ると同じ道を歩むと少々心配しています。やってあげる福祉、保護は使わないと損という感覚、となるとホームレスはいつまでもホームレスのままになる可能性があります。福祉に誘導すると、官もNPOもまたホームレスを固定化する危険性があるように思います。役所がダメだから、わたしがやってるんやと、たまには言いたい気持ちはわかりますが、役所に取り込まれるか、乱暴にわが道を行くかになってはいけません。しかし、野宿している時からずっと付き合っている人、ずっとそばにいてくれた人っていうのはかけがえのない人、ワンストップでプロセスを覚えてくれている人、そうした人材を有しているNPOはやっぱりすごかったです。自分たちのやってることを困っているすべての人たちに広げよう、それから調査してもらおう、そのときに「ホームレスって誰のこと？」とか、そのつど問い直すような地方の声は、市民団体としてかっこいいですね。

各地シンポジウムの記録

<いただいたご意見を糧に調査を続けてきました>

●虹の連合ホームレス問題全国調査シンポジウム in 大阪

2006年2月26日 ヒューマインド(大阪府福祉人権推進センター)
参加：約100人

虹の連合より、調査の趣旨について、1) 調査というより対話と提案がでてくるような調査にしたい、2) 今ホームレス、かつてホームレスだった人、ホームレスになる不安を抱えた人の三つの範疇をカバーし、トータルにホームレス問題に迫る調査にしたい、3) 中間年によって、ホームレス問題が政治の片隅から真ん中へ置かれること。格差拡大社会の中で、この問題が、今後の市民のコミュニケーションの議題となるようにしたいと提案。大阪就労福祉居住問題調査研究会の水内俊雄さん、福原宏幸さん(共に大阪市立大学教員)に調査の中身や意義について、山田實さん(NPO釜ヶ崎支援機構)には支援の現場からの意見をお話いただきました。



●シンポジウム in 東京

2006年7月4日 参議院議員会館 参加：約80人

大阪就労福祉居住問題調査研究会の水内俊雄さんが、調査の中身について、自立をバックアップするものは何かを探ることに主眼においた野宿を脱した人々への聞き取り調査を皮切りに、支援団体アンケート、野宿現場調査の三つの柱で行うことを説明。大都市や地方都市など、様々な現場と支援団体をそれぞれ訪問してきた中で、施策や取り組みの「デコボコ状態」を痛感する中、この調査で、
いろいろな知恵や経験を共有し、スキルの向上や人材の育成、ネットワークの構築などに結びつけていくことができるのではないかと話されました。



その後、東京・NPO法人ふるさと会の水田恵さん、NPO法人新宿ホームレス支援機構の笠井和明さん、NPO法人市川ガンバの会の副田一朗さん、NPO法人川崎水曜パトロールの会の水嶋陽さん、横浜・寿支援者交流会の高沢幸男さんから、それぞれの団体の取り組みや、自立支援法、虹の連合調査などに対する意見を発言いただきました。

●シンポジウム in 関西

2006年7月6日 エルおおさか(大阪府立労働センター)
参加：約250人

調査の中身について、大阪就労福祉居住問題調査研究会の水内俊雄さんより説明。また、それまでの全国各地の支援団体への訪問や聞き取り調査についての経過報告をいただきました。

現地レポートでは、和歌山市のホームレスの現状、支援団体や当事者団体の様子について和歌山大学教



員の金川めぐみさんに、京都市のホームレス支援と多様な支援団体の概況について大阪市立大学教員の中嶋陽子さんに、滋賀・大津市の状況について支援にボランティアで取り組む林弘夫さんに、それぞれ報告いただきました。会場からも活発な意見やコメントをいただきました。

●シンポジウム in 九州

2006年10月7日 北九州国際会議場 参加：約150人

NPO法人北九州ホームレス支援機構と北九州ホームレス研究会のご協力をいただき、シンポジウムの前日、自立支援センターや自立支援住宅の見学、講演会などをおこないました。シンポジウムでは、九州の都市の現場からの発題として、NPO法人ホームレス支援福岡おにぎりの会の丸田弘篤さん、NPO法人福岡すまいの会の安達一徳さん、久留米越冬活動の会の吉田晃児さん、NPO法人北九州ホームレス支援機構の奥田知志さん、熊本ホームレス自立支援の会の谷川二郎さん、鹿児島野宿生活者支えあう会の芝田淳さんから、それぞれの都市でのホームレス問題の現状や課題、団体の活動などについて報告いただきました。

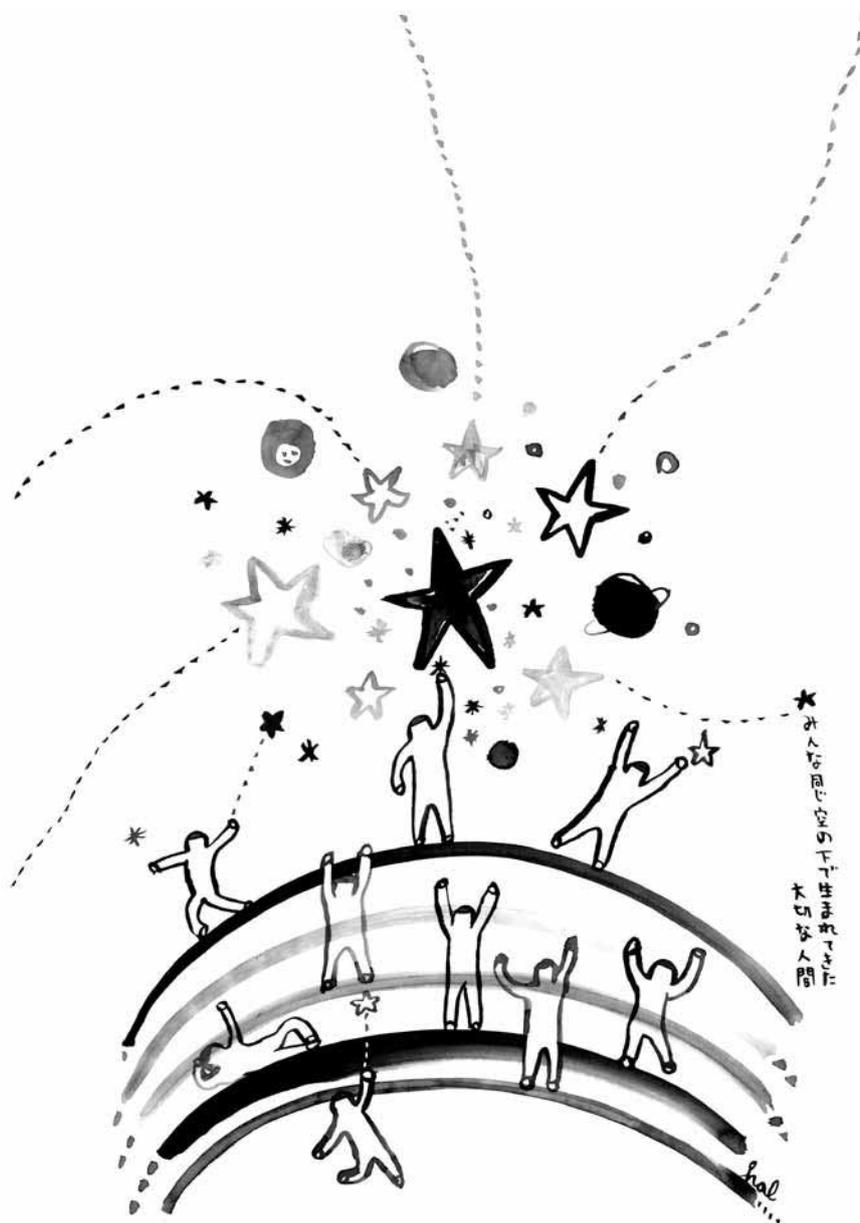
大阪就労福祉居住問題調査研究会の水内俊雄さんから、調査の経過報告として、野宿を脱した人々の調査、野宿生活者調査、支援団体調査の三つの調査の中身と進捗状況が報告



されました。支援団体調査では、全国各地の都市と支援団体を訪れてきた中で見えてきた様々な現状分析が報告されました。

富田一幸虹の連合調査事務局長が今後めざしていく政策提言の骨子について、官民の協働や、人材の育成、自立者の互助組織やまちづくりなどについて提案し、意見を交流しました。





★みんな同じ空の下で生まれてきた大切な人間

2006 - 2007

もう一つの全国ホームレス調査

<ホームレス「自立支援法」中間年見直しをきっかけに>

発行：虹の連合

<http://www.nijiren.net/>

調査分析：大阪就労福祉居住問題調査研究会

<http://www.osaka-sfk.com/>

2007年6月

